

424

579-4514



1200501521645

79

14

法學博士 廣池千九郎著述

孝道の科學的研究

全

昭和十三年二月二十日訂正第三版

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



579
4514

孝道の科學的研究の自序

先づ御一
讀を乞ふ

凡そ、政策に善悪あり。經濟上に緊縮を行ふ如き、職務、家業に力行を勸むる如き、法律を以て不正を排除する如き、思想善導の方法を設くる如き、學生取締法を改善する如きは、先づ以て善政策であるのです。私も若し單に政治若くは法律の實務家であつたならば、自ら一面には斯かる政策を採用致すでありましたやう。乍併、フアンダメンタルプリンシプル其所謂政策は、政治、法律、經濟、教育、宗教其他一切人事の根本原理に^ホあらずして、枝葉の方法に過ぎぬものであります。故に、其結果は、只一時的に形式上の一變化を示すに止まり、國家とか、社會とか其他すべて團體の統制を全くし、以て箇人の永久的安心と幸福を實現するものではないのであります。然るに現代の識者

孝道の科學的研究の自序



中には、斯かる枝葉の政策的方法を以て、人間の安心、幸福實現の唯一の方法を考へて居るものゝ多いのは、實に憂ふべき事であります。而して、すべて、國家、社會、其他團體の統制を全くして、其統一と平和を完成し、以て箇人永久の眞の安心と幸福を實現する方法は、政治、法律、經濟、教育、宗教、其他一切人事の根本原理を人心に注入するに在るのです。而して、其所謂根本原理の注入とは、即ち我が皇祖皇宗の大神を首め奉り、世界諸聖人の開示せられたる所の最高道德シテラリム、モラリテイを人心に扶植する事であるのです。斯くて其最高道德の基礎は、眞の慈悲心に本づく所の報本反始の行爲に存するのでありますから、此報本反始の眞の精神ある人ならば、眞に他人と調和し、且つ自己の下に居る人々をも愛する者であります。至誠、公平、且つ廣き意味に於ける眞の孝道の研究と、其普及とは、實に人間の精神的及び物質的生活の根本原理であるので



す。父母を始め、自分の上に居る人々に對して従順ならざるものは勿論、何人に對しても従順性を缺くものは、其適者生存の法則に悖るが爲め、動物でも、人間でも、皆悉く滅ぶるので、斯かる成員を多く含む所の團體は、亦素より退化衰亡に終る事、近世科學の證明する所であります。『道徳科學の論文』第一卷第七章第三項第三節及び第四節、第四項の各節、第六項の各節、第十二項の各節及び本章第九

書第九
章參照

西洋諸國の風習は、孝道に對して其方法は消極的であれど、乍併其精神は必ずしも全く放任的ではないのであります。本書第九すべて全然孝道の原理の存在せぬ社會若くは國家は、決して文明を生ぜず、隨つて永く其團體の運命を維持することはできぬものであります。『道徳科學の論文』第一卷第七章の各されば孝道の研究と其普及とが人類の生存、發達、安心、平和及び幸福實現に必要なるこ

こは科學的に證明されて居るのでありますから、現在に於ける人類の文明シヴィライゼーションを維持し、今後更に此上に眞の文化カルチャーを實現する方法としては、狭き意味及び廣き意味の孝道を人類社會に獎勵し、且つ之を普及させる必要があるのです。されば、世の識者たる者は、深く思を茲に致し、輕々に本書を取り扱はぬやうに御願致したいのでござります。

昭和四年九月三十日

廣池千九郎識

重要注意

尙ほ學校の教育を始め、各方面にて、思想上、政治上の異端者即ち自分より上に居るものに反抗する主義を奉ずる者、換言すれば廣き孝道に反對する主義の持主を輕々に看過する弊は、古來よりありふれたる教育上、政治上の過誤であるので、是れは『素行が修らぬ』と云ふやうな小さい箇人的不道德でなく、實に國家、社會若くは或る團體を顛覆させる一大原因を爲すものでありますから、大いに注意せねばならぬ事であります。凡そ、古來、足利尊氏とか、由井正雪とか、王莽とか、曹操とか云ふ反逆人に在りては、何れも皆其單なる箇人としての品性は取るべき所甚だ多く、他人を籠絡するに足るやうな道德心を有して居つたのであります。それ故に、悪人は之を知つて其幕下に集り、愚人は誑かされて其爪牙、手足と爲り、遂に大害を醸すに至つたのであります。是れ孔子が魯の大佞人少正卯を誅せし所以であります。然るに斯かる重大な事を輕々に看過するのが、現代に所謂ジャーナリズム (Journalism) の弊にて、是れは遂に國家を覆すやうな大事變の原因を造る

ものであります。此事『道德科學の論文 第一卷第十五章』に既に十分に述べてあり、且つ近日將に公にせむとして居る『モラロヂー及び最高道德の特質』にも述べて置くつもりでありますから、苟も團體統制の地位に居る人々は、深く此處に御留意の上、周到なる御考慮を回らされむ事を願ひます。

孝道の科學的研究

緒言

(一) 私は大正元年強度の神經衰弱に罹り、之が爲に官職を辭し、爾來一面には勞働問題の道德的解決并に一般道德教育の爲に盡力し、他の一面には新科學モラロヂーの研究に向つて全力を傾くるに至つたのであります。而して今や其研究は甚だ不完全ながら完成を告ぐるに至りました。そこで、今日に於ては、私は純然たる學者生活を營み、日夜只管學問の研究に従事致して居ります。

(二) 勞働問題の道德的解決は私が明治四十三年に三重縣津市の三重紡績會社今日東洋紡績會社と爲るに勧誘したのが始まりでありましたが、其後大正四年春、私の一身上に於ける變化を機會に、専門的に全國の商店及び工場を巡回して、頻りに資本主と勞働者との道德心の涵養と其兩者の協調とに努力したのであります。然るに其結果、幸にすべて好良なりしが爲に、漸次に私の精神を認むる篤志家が全國各地に現はれ、其人々の中には天祖と世界諸聖人とに對する報恩的精神の上よ

り私の研究に協力して下さるものが現はるゝやうに爲りましたので、前記の如くに私の研究が成功するに至つた次第であります。

(三) 然るに今や世界人心の傾向は日を逐うて悪化し、忠、孝、犠牲、奉仕其他すべて報恩の觀念等人間の智識の發達に伴はず、且つ世界各國に於ける政治、法律、學問及び教育の方針、皆道德を措^{サキ}きて智的に傾き居るが故に、其惡風益、増長し、明かに人類社會の危機を胚胎して居るのであります。此時に當つて之を救濟する方法は世界諸聖人の教説、教訓及び實行上に一貫する所の學問、智識、思想、道德及び信仰の原理を以てするより外其途は無いのであります。是に於て、私は明治三十年頃より研究致して居りました所の日本國體の研究を擴張して、前記の如くに遂に世界諸聖人の學問、智識、思想、道德及び信仰に一貫する所の原理を近時發達せる所の自然科學及び精神科學の原理に比較して、茲に『道德科學の論文』と稱する一書を著はすに至つたのであります。乍併、其實質は深遠且つ微妙を極め、其内容は複雑且つ浩瀚にして容易に之を通讀する御暇のある人は尠ないのでありますから、今私は世界人類の生存、發達、安心及び幸福に最も重要な關係ある孝道に關

して更に一書を著はし、民衆的に先づ我が日本人に對して其反省を求めむとするのであります。

(四) 乍併、從來の所謂忠(Loyalty)、孝(Filial Piety)及び報恩(Redemptive Action)は人類の自己保存の本能より發達せる所の因襲的道德の影響を受くる事が大きいのでありますから、今本書に於ては從來の因襲的孝道と聖人の教へに本づく所の眞の孝道との區別を明かに致してあります。されば豫め此點を御承知の上に御熟讀を願ひ上げます。

(五) 本書は私の微力なる爲めと研究時間の僅少ななる爲めとによつて甚だ不完全でありますから、謹んで大方の教へを仰ぎ奉る次第であります。

昭和四年七月一日

著者識

孝道の科學的研究

目次

第一章	原始人の老人に對する待遇……………	一
第二章	老人尊敬及び孝道の發生し且つ發達せし原因……………	二
第三章	老人尊敬并に孝道の風習の起原……………	二五
第四章	老人若くは長上を尊敬する事は道德にして、妻子若くは使用人其他 眼下のものを愛する事は本能及び本能の延長に當る……………	三
第五章	東洋に於ける孝道の獎勵……………	四五
第六章	二十四孝……………	七
第七章	孝經の成立及び其傳來……………	九
第八章	孝經の内容 <small>此章の中には親が子を生んだと云ふ事が 孝道の原因に爲るや否やの問題をも記す</small> ……………	一〇三
第九章	西洋に於ける祖先崇拜及び孝道……………	一九
第十章	孝道實行の原理……………	一四一

第十一章 人類の自己保存の本能に本づく孝道と自然の法則に本づく孝道との區別……………一四三

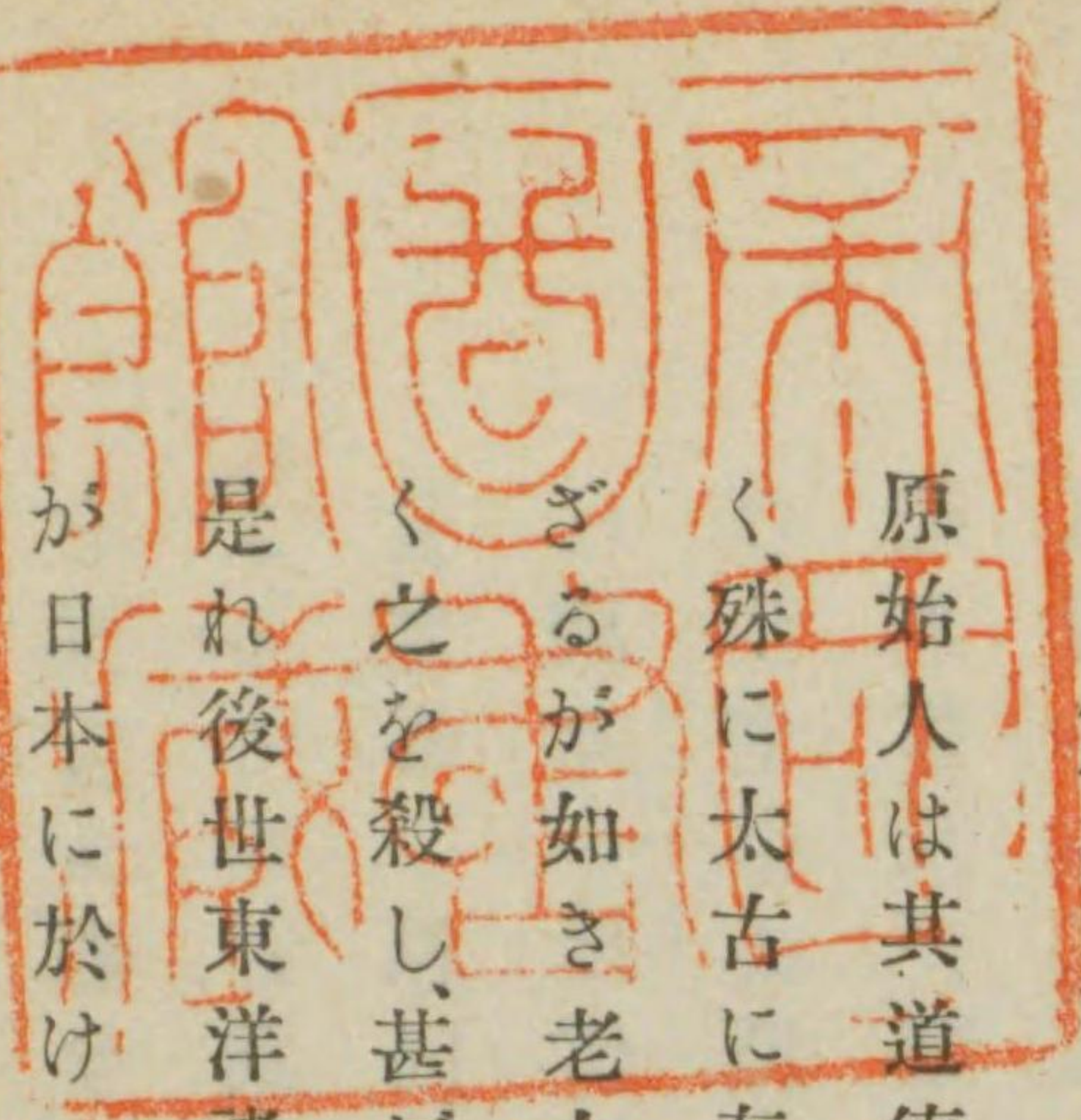
第十二章 孝道實行の結果……………一五五

附 錄 東京日日新聞に登載せる孝道の論文……………一七五

孝道の科學的研究

廣池千九郎著述

第一章 原始人の老人に對する待遇



原始人は其道德的觀念極めて低くして、自己保存の念及び宗教上の迷信等甚だ強く殊に太古に在りては、衣食の量亦極めて尠かりしが故に、勞働若くは戦争に堪へざるが如き老人に對しては之を待遇する事甚だ薄く、或る年齢以上に達すれば悉く之を殺し、甚だしきは其肉を食したのであります。此風習に就きて先輩の學者は、是れ後世東洋諸國に於ける隱居の制度の起原であると説かれて居ります。即ち我が日本に於ける泰西法律學の開拓者とも稱すべき穂積陳重先生の『隱居論』の第二章は、大正四年の發行であります。其開卷劈頭の第一編に隱居の起原を擧げて食老俗、殺老俗、棄老俗、退隱俗の四種と爲し之を證明するに、人類學、考古學、社會學、法制史、旅行記、世界各民族の一般歴史上の事實及び文學等を以てして其研究を大成

してあります。而して世界中此方面の著書中に於て、本書は素より最も卓越せるものたる事は論なき事であります。食老俗とは老人を殺して其肉を食する風習を謂ひ、殺老俗とは眼前にて老人を殺す風習を謂ひ、棄老俗とは山野若くは海中に老人を棄て、殺す風習を謂ひ、退隱俗とは老衰の後、家事若くは公事に勤務する事を得ざるものが其職務を退く所の風習を謂ふのです。

食老俗の原因は食人俗の原因と同一にして、食人俗の原因は食料の缺乏、復讐若くは種々の迷信等に存するものであります。殺老俗及び棄老俗の原因も亦食人俗及び食老俗の原因と大略同一であるのです。

殺老俗及び棄老俗は古代に於ては全世界各民族の間に於て普く行はれたる所の風習にして、アフリカ其他野蠻の諸民族に於ては、最近に至る迄一般に行はれて居つたのであります。殊にゼルマン民族中のヘルリ(Heruli)族には、老人若くは病者は其死を其親戚に乞ふ義務ありと定められ、ギリシアのキュクラデス群島(The Cyclades)の一なるケオス島(The Ceos)に於ては、六十歳に達したるものは、毒を呑みて死なねばならぬと云ふ法律が存して居つたのであります。斯くの如き法律は古代印度に

も存して居つたので、七十歳に達すれば、他國に流し棄つる風習があつたのです。又歐洲には、老人を突き落したと謂ひ傳へてある巖石が存して居るとの事でありま

す、日本の姥捨山の巖石の傳説と同じ事でありましやう。

隠居論(第二版) 第一編 第二章

ゼルマン人の一種族なるヘルリ(Heruli)に殺老の習俗ありたるは、歴史家プロコピウスProcopiusのゴト戰記(Procopius, De Bello Gothico, ii, 14)に記する所なり、彼は曰く『此種族に於ては老人病者の生存することを許さず、故に老齡に達し又は重病に罹りたるものは成るべく速に人類の仲間より除かれんことを其親戚に乞ふの義務あるものとせり』(G. H. Jones, The Dawn of European Civilization, ch. xiv.)

ジョーンズ著歐羅巴文明の曙光一頁(G. H. Jones, The Dawn of European Civilization, p. 171.)

老人の待遇(中略)

歴史家ストラボオ(Strabo) ギリシ人も亦キュクラデス群島(Cyclades)の一なるケオス島(Ceos)に於ける慣習若くは法律(Custom or Law, νόμος)上よりする斯かる行爲を同一の原因に基くものとした。彼の述ぶる所によれば、其島では法律の命ずる所によつて

六十歳を超えたるものはすべて毒を仰ぎ、以て團體内に於ける青年の正當なる生存手段を奪つてはならぬと云ふ。ヘラクリデス・ポンチコス (Heracles Ponticos) の語る所も同一である。彼は曰く『老人は彼等の天壽の終るのを待たないで病に罹り、或は癡人と爲らざる前に罌粟^{ケシ}或は毒人參の汁によつて自殺する』と。

今昔物語 卷五

今昔天竺^{イムカシ}ニ七十ニ餘ル人ヲ他國ニ流シ遣ル國有リケリ(中略)此ノ國ニハ往古ヨリ七十ニ餘ヌル人ヲバ他國へ流シ遣ル事定レル例也今始タル政ニ非ズ。(下略)

隱居論(第二版)^{第一編 第二章}

グリムの古法事彙中に擧げたる事例は、殺老俗と隱居家督相續との關係を示すに於て、最も適切なるものあり。ウエストゴトランド (Westgothland) の國境に絶壁あり。此所に遺存せるエテルニススタビ (Aeternis Stapi) と名づけたる巖石は、往古老衰して家政を執る能はざる者が其家督を子孫に譲りて此巖頭より身を千切^{チヒ}の壑^{タビ}に投じたる所なりと云ふ。而して始めの程は子孫が父老を強迫して投死せしめ、又は之を突き落したるも、其後老衰者が徒らに殘軀^{ザク}を惜み餘生を貪りて子孫の爲に投殺せ

らるゝは卑怯の振舞として擯斥せらるゝに至り、竟に老人自ら投死するの風習を生じたりと云ふ。(Grimm, Rechtsalterthuemer) 又同書に引用したる古記録中にスカビナル・ツルグル (Skapinar turg) が其家産を諸子に分配したる後、家族一同に送られて彼のエテルニススタビの巖頭に登り、告別の辭と共に欣然一躍して身を深谷に投下したる事を記せり。(Gautreksaga, cop: 1.)

隱居論(第二版)^{第一編 第三章}

タイロルの人類學中にも野蠻諸國に探檢旅行を爲す者が屢、遺棄せられたる老人に出遇ふ事を記し、且つケトリンの旅行誌中の記事を擧げて曰く、ケトリンは嘗て蠻地に旅行せし時路傍に白髮の老人遺棄せられたるを見たり。此老人は肉落ち骨露はれて、バッフロー獸の皮を竿頭に掛けて雨露を凌ぎ枯柴^{カシ}を焚き獸骨を嚙^{カチ}りて僅かに凍餓を免かるゝもの如し。同氏は老人に向ひて其遺棄せられたる理由を問ひしに老人は答へて、余は元^{モト}ブンカー族の酋長にして壯年の時には武勇拔群の者なりしが、自ら老驥の駑馬に劣るの恥あるを悟り、部下の一族が新に狩場を求めんが爲めに此地を去りし時、酋長の職を他人に譲り、族人に請うて獨り己^{オシ}を此處に遺

棄せしめたり、而して余も亦數年前余の老父を斯くの如く棄て去りたることありと物語れりと(Tylor, Anthropology, ch. xvi: Hartwell Jones, The Dawn of European Civilization, ch. xiv)。ケトリンは其後數箇月を経て同所を過ぎしにバッファロー皮の小屋は其儘に残り、焚火の跡ありて其傍に狼の嚙^{カチ}りたりと覺しき人骨の散亂せるを見て、爲めに悚然たりしと云ふ(A. Sutherland, The Origin and Growth of the Moral Instinct, vol. 1, p. 376)。エイベリー卿(ジョン・ラボック)著、文明の起原及び人類の原始状態 自三九六頁 至三九七頁 [Right Hon. Lord Avebury (John Lubbock), The Origin of Civilization and Primitive Condition of Man, 1902, pp. 396-397.]

ハント氏(Hunt)は彼が嘗つて目撃したるフイジー人の儀式に關して實に驚くべき次の如き記述を爲して居る。一人の青年が彼の處へ來り、將に行はむとする彼の母の葬式に列せられむ事を乞うた。ハント氏は其招待を受け其葬式に加はつた。併し屍體の無いのに非常に驚き其故を尋ねた。其時彼の青年は彼の母を指し示した。其母と云ふのは彼等と共に歩を運び、會葬者達と同様に嬉々として活潑であり、又同じやうに愉快げに見えた。ハント氏は青年の言葉に驚き且つ青年に『母は現に存命

し且つ健康なるに其母が死んで居ると欺くのは何故であるか』と詰問した。彼は答へて『我々は母の死の祭典(Death-feast)を濟^ヌしたから、彼女を埋めむとして居るのである。彼女は既に年老いた。而して私の兄弟も亦私自身も、母は最早此世に十分生存したのだから、今こそ彼女を埋めむべき時であると思つて居る。而して母も其事を快諾し、我々は今將にそれを實行せむとして居るのである』と云つた。其青年は他の人々が僧侶に祈禱を爲さしめたるやうに、ハント氏に祈禱を頼みに來たのであつた。青年は更に語を繼いで『斯くの如くするのは母を愛するものであつて、斯く母を愛するの結果母を埋めむとするのである。而して斯くの如き神聖なる祭式(Sacred Office)をする事は、我々子供を措いて他の何人と雖も爲す事ができず又爲すべからざるものである』と述べた。ハント氏は全力を以て斯かる兇惡なる行爲を止めむとしたのであるが、『彼女は我々の母で、我々は彼女の子である。而して我々子供こそ彼女を殺すべきものである』と答ふるのみであつた。墓場に達するや母は坐し、其子供、孫、親戚及び朋友と交、訣別を爲し終つた時、子供達は絢^ナへるタパ(Tapa)にて造れる繩を二重に首に巻き遂に絞殺して普通の儀式を以て之を墓に埋めたのである。(下略)

右の外に拙著『東洋法制史序論』にも東洋に於ける殺老棄老の事を記せり。拙著『道德科學の論文』第一卷第七章第一項第二節にも詳に東西の書籍を引證して食人殺老棄老の事を記せり。

次に右に引けるジョーンズの著『歐羅巴文明の曙光』九一六頁 (G. H. Jones, The Dawn of European Civilization, p. 169.) 及びスーゼルランド著『道德的本能の起原及び發達』第一卷三七六頁 (A. Sutherland, The Origin and Development of the Moral Instinct, vol. 1, p. 376.) 等には全世界に於ける食人殺老棄老の事を記せり。以上何れをも参照すべし。尙ほ日本及び支那の殺老及び棄老の事は後文第三章に引用する諸書を参照すべし。而して日本にて最も有名なる姥捨山の事は『大和物語』に載する所にして『信濃國更科に若き時親を失ひをばに育てられ其をばを親の如くに敬ひてありしに妻の言に迷うて其をばを高き山に捨てたれど後悔して之を連れ歸りて孝行せり』との事を記してあるのですが、後の學者は之を疑うて種々の臆斷を下せるものもあれど、それは皆古代棄老の風習ありし事を知らざるものの説にて『大和物語』の傳説の方却つて正しかるべしと思はるゝ點もあるのです。今、信越線と中央線とを連絡する篠ノ井線

の中央に姥捨驛あり、其南方の山は所謂姥捨山にして其驛の北方約二丁位の處に天台宗長樂寺と云ふ寺院あり。其寺院の傍に古來老人を突き落したと云ふ巖石が存在して居りますが、其石は姥捨石と稱して今は官有地に爲つて居ります。乍併、此巖石の事は後人の附會せしものにて十分に信を措くには足らぬのでありますが、今只參考として斯く一言して置くのみであります。又志摩の國にては老人を海中に流して居つたので、明治四十四年頃當時私は伊勢神宮に奉職して居八十歳位の老人の中にて『我々の若き時に、昔は親を畚フゴの中に入れて海に流したと云ふ傳説があつて「ぢさんばさんは畚フゴに入れて流せばさん流れよ畚フゴもどれ」と云ふ歌を我々の親の時代までは歌うて居つたと云ふ事を親から聞いた事がある』と私に話した老人がありましたので、種々取調べて見ましたれば、同郡磯部いそべより南の海岸部落に數人さう云ふ事を記憶して居る老人がありました。然る時には今昭和四年より大凡百餘年前迄は同地方には斯かる俚謠が存在して居つたものと思はれます。

第二章 老人尊敬及び孝道の發生し且つ發達せし原因

人間の道徳的本能、次第に進化して、血族的愛情の外に種々の情操(Sentiment)の發達を見るに至り、且つ人間の智識亦次第に發達して理性の活躍も亦顯著と爲るに及び、因果律の發見其他種々の原因相合して、遂に老人尊敬及び孝道の發生を見且つ其發達を見るに至つたのであります。之に加ふるに聖人の教へも亦次第に人類の頭腦を支配して報本反始即ち報恩(Redemptive Action)の觀念を生ずるに至つたので、老人を尊敬するの風習益々確實と爲り、嘗に孝道の發生のみならず、此孝道の發生に先き立ちて發生せる所の祖先の靈を祀る事即ち祖先崇拜の風習の如きもこれより益々合理的に且つ美しく發達するに至つたのであります。

老人尊敬と孝道との發生及び發達の第一の原因は人間の道徳的本能たる血族的愛情に在る事は論なき事であります。次に人間の智識の進歩に伴うて種々の情操の發生を見るに至り、茲に兩者相合して美しき一つの道徳的精神を形造り、遂に老人を尊敬し殊に父母に對して孝道を盡さむとするが如き道徳行爲を現實するに

至つたのであります。乍併、此血族的愛情と情操とは前記の如くに共に人間の本能より發達せる所の一つの道德心でありますから、感情的にして單純且つ卑近なるを免れぬのであります。故に、是れは一時的性質を帶ぶるものであり且つ外部の強き刺激に遇ふ時には破壊され、若くは惡化さるゝ事もあるのです。近時、東洋諸國に於ける孝道退歩の原因も此處に在る事は疑ひなき所であります。彼のイタリーの首相ムッソリーニ氏 (Benito Mussolini) は大いに感情的に孝道を鼓吹して居るので、其人類を益する功德は偉大にして他國の政治家の企及する所ではなけれど、惜いかな、之を科學的に觀れば、尙ほ甚だ不完全を免れぬのであります。即ち斯かる感情的道德は其力強くして頗る實際的に其效力あれど、其結果は只一時の興奮に止まり、人間一代の道德的精神を支配するものでないのですから、斯く感情的に孝道を獎勵すると同時に、他の一方には理性の上より孝道の必要を體得さするやうな教育を施す必要があるのです。

次に、第二の原因は、人智進歩の結果、人類が始めて老人の價値を認め、た事であるのです。印度、支那及び日本には之に關する傳説が澤山存して居るのであります。此傳

説は素より作り話ではあれど、それ〴〵皆實際に老人優待の教訓に用ひられて、今日東洋に於ける老人優待の事實を生み出して居るのでありますから、何れも歴史的生命を有して居るのであります。歴史的生命を有すると云ふ事は、天地間の眞理 (Truth) 即ち事實 (Fact) であると云ふ事に爲るので、即ち科學的原理を生み出す資料 (Source) であるのです。それ故に最初に實際之と同一若くは類似の事實があつて、それが老人の價値を明かにした結果、遂に老人優遇の端を啓いたと云ふ事が推察されるのであります。右の如き意を寓する傳説は幾多の書籍によりて傳へられて居り且つ其傳説は各異つて居るのですが、其孝道發生の原因を語る精神は同一であるのです。今、参考として其中二三を左に擧げて置きます。

釋迦の申さるゝには昔棄老國と云ふ國ありて、老人をば皆遠き地に棄つる國法でありました。其國に一人の孝行な大臣があらまして父を密窟カクレツツの中に隠して置いたのであります。時に國王二疋の蛇の雌雄を分ち得るものあらば、厚き賞與を與ふべしと令したのであります。其時に大臣は此事を老父に問ひけるに、老父申さるゝには『細くヤワラカ軟なるものを蛇の上に著くる時、その躁オラぐものは雄であり、靜かなるもの

は雌である』との事でありました。次に、大なる白象の體重を量る方法に就きて老父に問ひけるに、老父の申さるゝには『先づ象を船の上に置いて其船の沈みし處に印を附け置き、次に小石若干を其船に積み、象の重さと同じに爲りし時、其小石を量つて其重さを計算して見れば象の重さが分る』との事でありました。次に、梅檀木センダンボクの兩端の太さ等しきものゝ本末モトスエに就きて問ひしに、老父の申さるゝには『之を水中に浮ぶる時には、木の根に近き方が重くして多く沈む』と申されました。次に、形も毛色も同じき驛馬メウマの何れが母か何れが子かを見分くる方法を問ひしに、老父申されけるは『之に草を與へて見れば、其草を押しして他に與ふるものが母馬である』と申されました。因つて國王大いに喜ばれたれば、大臣はすべて老人の國家に必要な事を説き、棄老の制度を廢し、我が老父をも棄てざるやうに奏しければ、國王之を許可されて、遂に孝道を國中に奨勵するに至つたと云ふ事が佛敎の書物法苑珠林四十九卷に雜寶藏經の文を引いて上記のやうに見えて居ります。

次に、昔京都に蟻通アリトウの明神と云ふのがあつたさうですが、其由來は其古き時代に京都の上流官吏の中に孝行の人がありまして、七十に近き父母がりましたが、其父

母が當時の國法にて遠き處に棄てらるゝ事になつたのを憂ひて、家の内の土を掘り、其中に室を造りて、其處に其父母を隠して置きました。此時、支那の天子より日本の天子に向つて種々の難問を發せられたのであります。其難問の中の一つに左の如き問題がありました。一つの玉に孔ありて、其孔は七つに曲りて左右に通じて居るのであります。之に緒ヒモを通せと云ふ事でありました。そこで其方法を老人に聞きしに、老人の申されけるに『一方の玉の孔の口に蜜を塗り、大きな蟻の腰に絲を著け、玉の孔の他方の口より入るれば、蟻は蜜の香を嗅ぎて、其孔の他の口より這ひ出づべし』との事でありました。そこで、此事を天子に拜謁して『すべて今回の事は老父の教へに出づるものでありますから、老父の生命を助けて下さるやうに』と奏しましたので、遂に老人を棄つる事が止んだとの事でありました。此事は清少納言の枕草紙第十卷に見ゆ

又、信州木曾山中の傳説にも之と同一の事があります。東洋にも西洋にも『經驗は智識なり (Experience is knowledge)』と云ふ格言があります。すすべて人間は其箇人も社會も共に最初は全く白紙の如きものであります。箇人の經驗は智識を生み、智識は慣例を造り、慣例は社會的遺傳によりて遂に慣習を

形造くるのであります。斯くて經驗は一方には智識の源を爲し、一方には道德の源を爲すのであります。而して道德は慣例(Tradition)慣習(Custom)法律(Law)などと共に存在して、社會及び國家の統制機關と爲るのであります。そこで今日の書物とか學問とか學者とか教育とか云ふものは、結局人間の經驗の累積の結果から其精髓を搾取したものであるのです。故に人類がそのあらゆる文化の原動力たる所の老人の價値を理解するやうに爲つたと云ふのは、實に人類の一大進歩であるのです。

『經驗は智識なり』『事』はジョン・ロック著、人間悟性論第一卷一三二頁(John Locke, An Essay concerning Human Understanding, edited by A. C. Fraser, vol. 1, p. 132)其他に見ゆ。尙ほ詳なる事は拙著『道德科學の論文』第一卷第七章第五節第三目參照。次に老人は人類の生存、發達及び幸福實現に對して偉大なる價値あるものにして之を排斥する場合には其團體は滅亡するのであります。其事は本書第十二章に詳にしてあります。

第三は人智發達の結果、人類が漸次にすべての社會的慣習は原因結果の關係によりて現はるゝものであると云ふ事を發見し且つ此社會的慣習の因果律(The Law of Causation in the Social Customs)の存在に伴うて自己の運命を自覺するに至つた結果、老人を殺し若くは棄つる風習より老人を尊重する風習を生じたのであります。其證として今日確實に東洋の文獻に存して居るのは『孝子傳』及び『先賢傳』に載

せてある所の原穀の事蹟であります。此二書は支那に於ては既に絶えて居るので、日本の大寶令の内に在る賦役令集解に引用されて残つて居るのであります。今之によれば原穀は支那の南方楚の國の人にて『先賢傳』には幽州の子穀とあり其父が其祖父を山中に棄てむとして車を造り、祖父を載せ原穀をして山に送らしめしに、原穀は祖父を棄て車を持つて歸つたのであります。其時父は何故に車を持ち歸りしやと問ひしに、是れはあなたが後に年寄りたる時には再び之に載せて山に送らむが爲に持ち歸つたと答へましたれば、父大いに驚きて老人を家に連れ歸つて孝行を勵んだと云ふのであります。『先賢傳』の記之に就き日本最古の歌集たる『萬葉集』の卷十六に

『古部之賢人藻後之世之規監將爲迹老人矣送爲車持還來』

と云ふ歌が載つて居るので、此歌の意味は自分が自分の親を棄つれば自分も亦年老いたる後に棄てられ、自分が自分の親に孝を爲せば自分も亦其子より孝を盡さるゝものであると云ふ事を現はしたものであつて、人間の社會的慣習は善惡何れに在りても因果律的に繰返へさるゝ事を教へたものであります。而して原穀の精神及び行爲が其因果律を不孝の父に教へたのでありますから、右の歌に之を賢

人と稱してあるのです。斯くて右の『孝子傳』と『先賢傳』とは其記事異なるが故に、左に其原文を引いて置きます。

孝子傳 日本大寶令の賦役令 集解に引用する所

孝孫原穀者楚支那南方地名人也父不孝之甚乃厭患之使原穀作輦扛祖父送山中原穀復將輦還父大怒曰何故將此凶物還穀曰阿父後老復棄之不能更作也頑父悔悟更往山中迎父還朝夕供養更爲孝子

先賢傳 日本大寶令の賦役令に引用する所

幽州迫近北狄其民賤老貴少州人原孝才者其父年及耄八十孝才惡之欲棄之於中野輿而出孝才少子名穀歲初十四歲因諫不能止穀涕泣曰穀不悲大人之弃其父唯悲大人年老穀之弃于大人故悲慟而已孝才感悟亦輿而歸終爲孝子

右は支那に於ける一つの實例なれど、すべての人類は或る時期に達すれば、其智徳の優れたるものは皆斯かる人間社會の慣習に因果律の存在する事を自覺して、自然に老人を尊敬し且つ孝道を盡すに至る事は敢て疑ひなき所であります。

第四は人類の智識及び道德心益進むに伴ひ、人類に報本反始即ち報恩の觀念を發するに至つたのであります。即ち自己の生命、身體、衣、食、住及び其住する所の國家を首めとして、あらゆる環境は如何にして生ぜしや、自己の學問、智識、信仰及び道德の如きものは如何なる所より之を取得せしや等の問題を回顧し且つ反省して其先人の恩惠を想ひ、之に感激し、遂に其始に反り本に報ずるの觀念を生ずるに至つたのであります。而して又斯かる感激は直接に父母、長上の特殊の愛情若くは優遇を自己に垂るゝ場合には特に強烈なる報恩の情を生ずるものであります。古來、忠臣義士の生命をも君主に捧ぐるに至りし者は多く此類に屬するのであります。然る後、其觀念は遂に益進んで之を事實に徴して研究し、理性の上より判斷を下し『自己の現在に於ける精神的、生活的及び物質的生活の資料(Materials)は皆先人勞苦の結果に出づるものなれば、吾人は先人に對して一の借財(Debt)若くは債務(Obligation)を負ふもの』たる事を自覺するに至つたのであります。斯くて人間社會に英語のデューティ(Duty)日本の務め若くは義務と云へる如き語を生ずるに至つたのであります。デューティは借財の意味にてデューティを行ふと云ふことは借財を返すと云ふことに爲るのであります。務め若くは義務と云ふ事は人間として必ず行はねばならぬ事を

行ふ意味であるので、自ら借財返済の意味を含んで居るのであります。故にデューティは教會の牧師、軍人若くは使用人等の務め (Services) と云ふ意味にも用ひられ、國家の税金 (Tax) と云ふ事にも適用さるゝのであります。デューティの事は拙著「道徳科學の論文」第十四章第六項第四節参照日本の現行法に義務をデューティに當てゝあるのは頗る當を得て居るのであります。此報恩若くは報本反始の觀念は其最初は本能若くは感情に本づく所も無いではなかつたらうが、其本質は全く人間の理性の上より正當の判断を用ひて行ふ所の道徳でありますから、實に尊ぶべき性質を具へたる道徳であります。故に此報恩的精神及び報恩的行爲は動物及び野蠻人には存在しては居らぬのであります。すべて動物及び野蠻人の間に於ける報復の觀念は自己の利益若くは感情に反するものに對して惡意の復讐を爲す方面のみ發達して、其借財返済の意味としての報恩若くは報本反始と云ふ事は存在して居らぬのであります。支那には烏に反哺の孝ありと云ふ格言あれど、其反哺は烏特有の本能であるので、此處に所謂報本反始の如き確實なる基礎に立つ所の道徳上の行爲とは根本的に異なるのであります。而して茲に注意すべきは報恩の意味が借財返済の意味であると云ふ事より、之を功利

的に解釋して、子若くは下のものが親若くは上のものに對して或る程度の奉仕を爲せば、それにて自分の義務即ち借財は濟んだものと考ふるに至らば、大なる不孝と爲るのであります。即ち深く自己の斯くの如く存在して居る原因に遡りて之を考ふる時には、聖人の教へられし如くに天地の恩、君主の恩、聖人の恩、祖先の恩、父母の恩并に自己の精神的及び物質的生活を啓いて下さつた所の先輩の恩は之を數字にて計量し得るものでなく、隨つて其報恩の量を計算する如き淺薄なる道徳心にて品性の完成を期せらるゝものではないので、正に無限の感激と感謝との念を以て報恩を全くせねばならぬのであります。

第五は人爲の法律的制裁を生ずるに至つた事も亦孝道の進歩を促した一原因であります。而して此人爲の法律的制裁は右の社會的慣習の因果律より胚胎せるものであつて、是れは第三者が當事者に對して行ふ所の制裁であります。故に右の社會的慣習にて親を棄つる時代には其社會的慣習及び法律にて其行爲を罰する事はなけれど、孝道發生後に在りては不孝の子をば之を罰し、特に孝道に篤きものをば之を賞するに至つたのであります。乍併、孝道の歴史より云へば、人爲の法律的制

裁の如きは孝道發生の原因と云ふよりは寧ろ孝道興隆の一原因であると申す方が適當でありまじやう。

第六は自然界に一定不變の因果の大法則の存在する事を知るものを生じ、茲に自然的因果律(The Law of Natural Causation)の存在を發見するに至つたのであります。即ち進化論にて所謂自然淘汰(The Natural Selection)の法則の如きものの發見せらるゝ外、更に歴史上の事實若くは社會學的事實に徴し、人間の精神作用及び行爲には皆各因果律を有し、其因果律は社會的慣習の因果律及び人爲の法律的制裁以外に於て悉く精確に酬いらるゝものであると云ふ事を認むるものを生じたのであります。更に之を詳に云へば自分が孝道を盡して置けば、社會的慣習の因果律により自分も亦他日に他より孝道を盡さるゝと云ふ事及び人爲の法律的制裁にても賞せらるゝと云ふ事の外に、自然的因果律によりて人間の報恩するより外に、自然の力即ち神の心から自然的の報酬を享受する事を得ると云ふ事實を認めて、之を信ずるものを生ずるに至つたのであります。此自然的因果律の存在の信仰は即ち世界に於ける諸大宗教の確立せらるゝ原因と爲つたのですが、今や當該信仰は更に科

學的批判の前に其合理性を認めらるゝ如くに爲つたのであります。是れ亦孝道の發生を促し且つ之を發達さするに至りし一大原因であるのです。此處の第一より第六までの順序は必ずしも年代の順序にあらす此記事の順序と御承知して下さい

本書は孝道の原理を明かにする事を主とするが故に、祖先崇拜の事に關しては多くを記せぬ心算であります。而して祖先崇拜に就きては穂積陳重先生の英文『Ancestor-Worship and Japanese Law, 1912.』も日本文及び日本文『法律進化論叢第二冊』として刊行されたる『祭祀及禮と法律』の二部ありて、凡そ世界に於ける祖先崇拜の起原及び原理等より支那及び日本に於ける歴史的事實、現在の事實及び東洋特有の祖先崇拜の原理等に關し、極めて詳細綿密なる考證的研究が遂げられてあります。而して東洋に於ける祖先崇拜の起原は單に恐怖若くは迷信等の如き不合理なる人間の精神に本づくものに非ずして、祖先を敬愛する高尚なる情操と報本反始の思想との表現であると云ふ事に結論してあるやうでござりませぬ。

又祖先崇拜に關しては拙著『伊勢神宮』にも特種の研究が發表してあります。其

他世界一般に於ける祖先崇拜に關してはジョーンズ(G. H. Jones)の『歐羅巴文明の曙光(The Dawn of European Civilization.)』ウエスターマールク(E. Westermarck)の『道德觀念の起原及び發達(The Origin and Development of the Moral Ideas, 2 vols.)』スーゼンランド(A. Sutherland)の『道德本能の起原及び發達(The Origin and Development of the Moral Instinct, 2 vols.)』ラボック(J. Lubbock)の『文明の起原及び人類の原始狀態(The Origin of Civilization and the Primitive Condition of Man.)』及びサムナー(W. G. Sumner)の『民族風習(Folkways)』等に散見すれど、紙數少なきが故にすべて省略に従ふ。尙ほ、ギリシア及びローマの祖先崇拜に關しては本書第九章にメーン及びクランジユ兩氏の著書を引用してあります。御参照を乞ふ。

第三章 老人尊敬并に孝道の風習の起原

前章述ぶる所の如き原因によりて、老人尊敬并に孝道の風習は漸次に世界諸民族の間に發生して來たのでありますが、乍併其時期若くは年代の如きは之を知る事の出來ない性質のものであります。何となれば、今日に於てさへも老人を排斥し若くは孝道を怠る所の不道德者は文明國の間に比々として存在して居るのでありますから、老人尊敬并に孝道の風習の起原を何れの時代に在りと定むる事は全く出來ない性質のものであるのです。乍併其老人を尊敬し、父母に孝行すると云ふ如き事が、卓越せる箇人の行爲より更に進んで、一般人に普及し、素より各人道徳の程は異なること論なしそれが一般社會の風習を形造るに及びては、其國若くは其民族に斯かる道德の發生した事を證據立つる事に爲るのであります。さて、日本に於けるさう云ふ時代は何時頃でありましたか、是れは文献乏しくして十分に明かならざれど、『古事記』上卷神代の條に

此時伊邪那岐命大歡喜ニ詔レ吾者生生子而於生終ニ得ニ三ニ貴ニ子ニ即其御頸珠ニ

之玉緒母由良邇取由良迦志而賜天照大神而詔云汝命者所知高天原矣事
依而賜也故其御頸珠名謂御倉板舉之神訓云板舉（下略）

とありまして、是れは天照大神に其御父神伊邪那岐尊が高天原を統治せよと仰せ
られて其證據に下し給ひし御頸珠を親神様の御靈として祀つたので、當時親の遺
物を親の靈魂として尊ぶ風習のあつた事が推量せらるゝのであります。而して又、
此記事によりて、今日日本の家々に存在する所の神棚即ち天照大神其他の神々及
び自己の家の祖先の靈などを祀つてある所の神廟カミミタマ屋の義が此時代より前に
既に始つて居つた事も明かに爲つたのであります。此後天照大神が天孫瓊々杵尊
を日本に降し給ふ場合にも之と同一の御事を行はせられたのであります。即ち『日
本書紀第二卷神代下』に

一書曰中略高皇產靈尊因敕曰吾起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣

汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉乃使二神陪

從天忍穗耳尊以降之是時天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰吾兒視此

寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡復敕天兒屋命太玉命惟爾二神亦同待殿

内善爲防護

内善爲防護

とある如くであります。斯くて此御鏡が即ち今日伊勢神宮内宮の御神體であらせ
らるゝのです。以上の諸例に徴すれば、當時已に我が日本に於ては孝道及び祖先崇
拜の風習の發達して居つた事が明かであります。

次に支那に於て虞舜が其父母に事へて孝道を盡す事の偉大なりし徳によりて、遂
に帝堯に見出されて天子と爲りしと云ふ事は支那の歴史上有名な事であります

史記第一卷五帝本紀

虞舜者名曰重華重華父曰瞽叟瞽叟父曰橋牛橋牛父曰句望句望父曰敬康敬康父
曰窮蟬窮蟬父曰帝顓頊顓頊父曰昌意以至舜七世矣自從窮蟬以至帝舜皆微爲
庶人無位舜父瞽叟盲而舜母死瞽叟更娶妻而生象象傲瞽叟愛後妻子常欲殺舜舜
避逃及有過則受罪順事父及後母與弟日以篤謹匪有懈舜冀州之人也舜
耕歷山漁雷澤陶河濱作什器於壽丘就時於負夏舜父瞽叟頑母嚚弟象傲皆欲
殺舜舜順適不失子道兄弟孝慈欲殺舜舜不可得即求嘗在側舜年二十以孝
聞三十而帝堯問可用者四嶽咸薦虞舜曰可於是堯乃以二女妻舜以觀其内使

九男チシテトモニアリ與アリ處チミセ以テ觀ミ其ノ外ヲ舜チ居テ媯ニ內ニ行キ彌イヨイヨ謹ミ堯ニ女ヲ不ズ敢テ以テ貴ク驕ラ事ヲ舜チ親ニ戚ニ甚ニ有リ婦ニ道ヲ堯ニ九男ヲ皆ニ益シ篤シ舜チ耕キ歷キ山ニ歷キ山ノ人ヲ皆ニ讓ル畔ニ漁ス雷ニ澤ニ雷ニ澤ノ上ニ人ヲ皆ニ讓ル居テ陶ニ河ニ濱ニ河ノ濱ノ器ヲ皆ニ不ズ苦シ一ニ年ヲ而シテ所ニ居テ成リ聚リ二ニ年ヲ成リ邑ニ三ニ年ヲ成リ都ニ堯ニ乃チ賜フ舜ニ絺チ衣ト與テ琴ヲ爲シ築シ倉ヲ廩ヲ予テ牛ヲ羊ヲ誓シ叟ニ尙ホ復タ欲ス殺ス之ヲ使シ舜チ上ニ塗ス廩ニ誓シ叟ニ從リ下ニ縱ル火ヲ焚ク廩ヲ舜チ乃チ以テ兩ツ笠ヲ自ラ扞シ而シテ下ニ去リ得ズ不レ死ス後ニ誓シ叟ニ又チ使シ舜チ穿リ井ヲ舜チ穿リ井ヲ爲シ匿ク空ニ旁ニ出テ舜チ既ニ入リ深ニ誓シ叟ニ與テ象ニ共ニ下シ土ヲ實ム井ヲ舜チ從リ匿ク空ニ出テ誓シ叟ニ象ニ喜ビ以テ舜チ爲シ已ニ死ス象ニ曰ク本ニ謀ル者ニ象ニ與テ其ノ父ニ母ヲ分ツ於テ是ニ曰ク舜チ妻ヲ堯ニ二ニ女ト與テ琴ヲ象ニ取リ之ヲ牛ヲ羊ヲ倉ヲ廩ヲ予テ父ニ母ニ象ニ乃チ止シ舜チ宮ニ居テ鼓シ其ノ琴ヲ舜チ往テ見ル之ヲ象ニ愕リ不レ懌ス曰ク我ニ思フ舜チ正ニ鬱ク陶ニ舜チ曰ク然レ爾ニ其ノ庶ヲ矣ニ舜チ復シ事ヲ誓シ叟ニ愛シ弟ニ彌ニ謹ミ於テ是ニ堯ニ乃チ試シ舜チ五ニ典ヲ百ニ官ヲ皆ニ治ス下ニ略ス

歐洲に於ける孝道の起原に就いては歐洲文明の淵源地たるバビロン地方に於て夙に法律的に父母の待遇を強制せる慣習ありとの事歐洲學者の説に見えて居りますから其起源の古き事は明かであります而して此事は後文第九章『西洋に於ける祖先崇拜及び孝道』の條に詳にしてありますから御参照下さい。斯くて歐洲に於てはギリシアの時代に既に老人尊敬の風習の起つて居つた事が

歴史に示されて居ります。即ち英國ジョーンズ氏(G. Hartwell Jones)の『歐洲文明の曙光九一七頁 (The Dawn of European Civilization, p. 179.)』に左の如き記事があります。

此相違に就いてギリシア史上隠れもない一つの逸話が興味ある例を提供するのである。それはアテネ市(Athens)に於て起つた事である。即ち或る劇場で公演中一人の老人が遅れて來た爲に適當なる座席を見附ける事ができずそれが爲に當惑して立つて居ると會衆は彼を嘲弄した其時臨席して居た數名のラケダイモニアの使節(Lacedemonian ambassadors)は彼の老人の困つて居る様子を見て自分の方へ手招きして席を起つて色々と恭しくもてなした。滿堂の觀衆は一つには此の優しき有様に動かされ、二つには自分共の不徳を恥ぢて雷の如き喝采を以て此行爲を讚へたのであつた。それ故『アテネ人は善の何たるかを理解するが之を實行するものはラケダイモニア(スバルタ)人である』と云ふやうな諺が出来たのである。

即ち此記事は當時ギリシア國中に存在して居つたスバルタ人は老人を尊敬する事を實行して居つたが、アテネ人はスバルタ人の行爲を見て始めて老人尊敬を知

つたと云ふ事であるのです。此スバルタ人は元來武勇に長じ道德を重んじて居つたのでありますが、之に反してアテネ人は商業に長じて多大の富を造つて居つたのであります。それ故に、アテネ人は一般に道德が頹廢して居り、結局スバルタ人よりも前に滅亡したのであります。

以上の記事によりて有名なる東西諸民族の間には何れも夙に老人尊敬及び孝道の風習の起つて居つたと云ふ事を明かにする事ができます。

尙ほ、祖先崇拜并に孝道の起原は前記の如くに東西共に頗る古代に在るのに反して、親を棄つる事實は後世まで存して居つたと申すは、一見其間に矛盾ある如くなれど、乍併、すべて或る事實が慣例を造り、慣例の累積が慣習を造るものでありますから、孝道の起原は古くの時代より存在して居つても、此孝道が一の慣習と爲るまでには多くの年月を費さねばならぬのであります。故に當該問題の如きも決して矛盾して居らぬのであります。

第四章 老人若くは長上を尊敬する事は道德にして、妻子

若くは使用人其他眼下シタのものを愛する事は本能及び本能の延長に當る

既に前に記するが如く、原始人は老人に對しては之を殺し若くは之を棄てたのであります。其後人間の智識及び道德本能の發達するに伴うて、老人尊敬及び孝道の風習が起つたのであります。之に反して、人間は其子に對しては始めより之を愛育したのであります。殊に母親の子に對する愛情は最も強いのであります。然るに一方には子供を殺す風習も亦東西何れの國にも古くより存在して居つて、日本の如きも明治年間迄其風習は存在して居つたのであります。乍併、此殺兒の原因は殺老の動機及び目的とは全く異つて居るので、多くは只食料不足の關係上已むを得ずに行ふ所でありませう。故に、老人に對する如く其全部を殺す事はなかつたのであります。殺兒の事は拙著「道徳科學の論文」第一卷第七章第一項第四節に詳なり

即ち妻子を愛する事は人間の動物的本能であるのですから、經驗及び教育の力を

第四章

老人若くは長上を尊敬する事は道德にして、妻子若くは使用人其他眼下のものを愛する事は本能及び本能の延長に當る

待たずして自然に之を知つて居るのであります。多くの動物は皆自然に其子を愛し、其子を保護する爲には自己の生命をも犠牲にする事を厭はぬのであります。たとへば、鯨の子を捕獲する時には親鯨は其處を去らずして亦捕獲さるゝに至るのであります。而して動物及び人間に妻子を愛する本能が無かつたならば、其種族は遂に滅亡するのでありますから、妻子愛護の本能は各種族保存の最大要件として自然に存在するものであります。すべて本能と申すものは飲食本能、生殖本能、群居本能等種々ありて何れも其種族の生存及び發達の爲に必要なものであります。然ら、決して不道德と謂ふべきものでは無いのであります。只之を濫用する場合には、道德を害し却つて其自己の名譽利益、生命、自由等を失うて其箇體若くは種族の生存及び發達の自然の法則に反しますから不道德に爲るのであります。故に我々の現在の智識及び道德は我々人間の自己保存の本能より發達して來て居るものであります。されば何事を考へても、何事を行つても、自己眼前の利益に爲るものに其心を傾くるのであります。故に報酬の返らざる親に孝を盡す事は甚だ難く、權力を有せざる老人を尊敬する事亦甚だ難いのであります。されば今日神様とか聖人と

か自分より地位高きものとかにて直接に自己の名利に關係なき如く思はるゝものに對して之を尊敬せざるもの多いは當然であります。只乍併、人間として斯くの如き事にては其精神及び行爲共に全く動物と同一であるのです。即ち彼の動物及び動物に準すべき原始人若くは野蠻人は如何に高等の智あるものにて、只妻子若くは自己より眼下シタのものを愛する事を爲せど、父母、祖先若くは自己より眼上ウエのものを愛する事をせざるが故に、其老後の安心と幸福とを全うする事を得ず、年若き時代若くは健康の時代のみ活動して後日の慘狀は皆其軌キを一にするのであります。此原理に準じて彼の政黨の首領、官衙の長官、會社の重役、店主、工場主等の如き人々が只其部下を愛するのみにて、自己の眼上ウエの者に對する敬愛の情無くば、其因果律は直ちに自己に回り來つて、自己の後日の安心と幸福とは出て來らぬのであります。而して此因果律は二重の方面より回り來るのです。即ち其一は眼上ウエのものを敬愛せぬ社會的慣習の因果律によりて自己も亦後進の子孫其他の部下より敬愛を受くる事を得ざるに至るのです。其二は自然的因果律によりて自己の報恩的精神及び報恩的行爲の缺陷は自然法即ち神の法則の制裁によりて自ら自己

第四章

老人若くは長上を尊敬する事は道德にして妻子若くは
使用人其他眼下シタのものを愛する事は本能及び本能の延
長に當る

の退化的原因を形造るのであります。たとへば之を二三の實例に徴して示せば、彼の日本中古の名將武田信玄は兵士と人民とを愛する事古今に其比無き程でありましたが、親には不孝を重ね且つ眼上のものに對しては之を尊敬する事を知らなかつたのであります。故に自己も半途にして滅亡し其家も其子勝頼の時に至つて滅亡したのであります。明智光秀の如きも亦全く信玄と同一の途を經過したのであります。

然るに近世に於ける精神的科學は妄りに科學の名を標榜すと雖も、其實は未だ自然科學の原理を取り入るゝ事十分ならず、且つ歴史的及び社會學的事實をも十分に其資料に供してないのであります。科學としては甚だ不完全であります。而して我が日本の如き道德的なる國體を有する國に在りても、近時右の如き不完全なる學問に養成されたる所の學者中には自己の淺學、短見且つ粗漏を顧みず、輕々に書を著はして親孝行は昔の道德にして取るに足らず、妻子を愛するは今後の道德であると斷定を下す者をさへも生ずるに至つたのであります。斯くて無學、不道德且つ無思慮なる青年若くは下級のものは之を以て宇宙の眞理であり且つ人間

社會の法則であると誤解し、甚しきは急進過激の思想に迷ひ長上に反抗し父母の心配をも心に掛けざる如き心得違ひの者を續出する如き有様を呈しつゝあるのです。是れ皆現今世界學者の道德的研究未だ完からず、教育家の理論、實際共に人間生活法の本末に對して其標準を失ひ居る爲にして、宇宙の大法則を開示せる所の聖人の教へと最近に發達せる自然科學の原理とに背反せる學問及び教育の罪であります。故に此誤れる思想を改むる事は目下の急務にして之を改むる方法は即ち諸聖人の教説と科學の原理とを研究體得するに在るのです。而して聖人の教へにより科學の示す所に従はば、親と妻子との道德的輕重の如きも之を定むる事は敢て難からぬ事であり、二十四孝の書の如き之を今日より觀れば不完全を免れざる所あるも、しかも人間生活の方法の本末に於ては確乎たる標準の下に其實を斷定してあるのです。即ちたとへば彼の支那の後漢の郭巨が貧にして快く母を養ひ得ざるを憾み、我が子を殺して母の食物を潤澤にせむとせし如き偏見過激の嫌ひなきにあらねど、其行動は自ら聖人の教へに合し、科學の原理を以て之を批判するも本能を超越して道德の軌範に従うた美談であるのです。随つて其人は自

第四章 老人若くは長上を尊敬する事は道德にして妻子若くは
使用人其他眼下のものを愛する事は本能及び本能の延
長に當る

然の因果律により、子をも殺さず孝行をも全うし得たのであります。又、日本備中國和氣郡總江村の樵夫喜十郎及び支那後漢の丁蘭の如き、何れも其妻の不孝を責めて之を離縁せしは親と妻との輕重を明かにし、本末を正したる合理的行爲として見るべき價値あるものでありまじやう。私の如き素より徳の足らざる者でありませんが、京都に住せし時明治二十五年迄には貧窮の間に學を修め月收僅に八圓にて家賃一圓の家に住して居つたので其困苦名狀すべからず、故に子供に與ふる菓子豐前中津の在方の如きも其意に任せず、然るに其際私が諸宗本山の招に應じて古文書や寶物の整理などに行き美麗なる菓子下毛郡鶴居村を戴いて歸宅する時には、國元の母は酒をも飲まず、又外に娛樂もなければと思つて其菓子を箱に詰めて母に贈つたのであります。東京に參りました後も美味を感じた物をば直ちに父母に贈つたのであります。私は常に愚妻に向つて子供は前途長き身にして、父母は前途短き故に子供をば後にして美味珍肴は先づ之を父母に贈らねばならぬと申して居つたのであります。然るに今日昭和四年私の家庭は清貧昔に異ならねど、子供は皆孝行にして長男英千の如きは私が嫁や孫と一緒に當夏昭和四年信州田澤の温泉滞在在中に

メロンを求めて私の許に贈り來り、斯かる高價の瓜は子供には勿體ない、父上にのみ差し上げよと嫁に命じたこと云ふので、嫁は其メロンを子供に分ち與ふる事を辭退したのです。是れ期せずして一家皆人道の本末を體得して居るので私も益、聖人の教への誤りなき事を感じたのであります。たとひ千萬圓の財産を貯蓄し得、高位高官に昇り得、若くは華族に列せらるゝも、子供に孝心無きに於ては、其家は全く闇黒にして滅亡眼前に迫つて居るのであります。人間生活の方法に關する本末の區別を辨へ、國の御親たる陛下の御大恩を思ひ、父母及び祖先に孝道を盡し、延いてすべての精神的開發の親及び物質的生活の親に對して報恩を實行する子供こそ實に國の寶にして且つ家の礎イシズユでありまじやう。

以上淳々として説く所は皆世界諸聖人の教説と近時長足の發達を爲せる所の進化論、遺傳學、生物學、人類學及び社會學等の原理に本づける結論として毫も疑ふべき餘地はなけれど、乍併當該問題は學問上頗る複雑なる原理を含めるものなれば、誤解を生ずる人もあらうと思ひますから、左に更に一言を加へて置きまじやう。さて、聖人の教へに於ては究竟人類が社會を結び且つ國を建つる理由は各人の生

第四章

老人若くは長上を尊敬する事は道徳にして妻子若くは使用人其他眼下のものを愛する事は本能及び本能の延長に當る

存發達、安心及び幸福を全くする爲であるので、之を全くするには其團體の統一が必要であり、其統一を爲すには上に立つものは父母の心にて下を愛し、下に居るものは上に位する人を親と爲し、自己は其子として上に立つ者に奉仕すべしとの事であるのです。そこで家に於ては子供を愛撫して之を養育し且つ之を自然の法則に適ふやうに教育せねばならぬのであり、國に於ては君主若くは政治家は其國民を我が子として之を愛養し且つ之を自然の法則に適ふやうに教育しつゝ其團體を統一せねばならぬと云ふのであります。今此聖人の教へを約して云へば敬上愛民主義、敬虔慈愛主義若くは民本主義と稱すべきものであります。然るに從來西洋には民主政治主義 (Democratism) と云ふものありて、此主義近年東洋を風靡して居るのであります。乍併是れは國家統治の主權が人民に在りて、主權者は其人民の統治權に服従して、其選舉によりて定まるを原則とするのであります。若し在來の君主を有する國ならば、其君主は人民の統治權に服従しつゝ君臨し、只一種の人爵を享受するに止まると云ふ原則であるのです。故に日本の國體には不適當な主義であります。此主義は君主、聖人、父母及び祖先等の一部分の徳をば尊重すれ

ど、其徳の全部を尊重せず、且つ人間過去の功勞を認めず、すべて各人に於ける現在の力のみにて競争せむとする主義であるので、其方法としては、只自己と利益を同じくする者と相合して其黨を糾合し政權若くは利權を握らむとするものであります。故に其當然の結果として議會中心主義を唱へ議會の議決は國家大權の發動なりと稱して天皇の大權を認めず、議員の意思即ち天皇の大權なりと稱して無智なる民衆の利己心を煽る事を務め、結局階級制度を認めず、門閥及び世襲制度を認めぬのですから、我が萬世一系の國體には絶對に不適當な主義であります。而して我が日本は勿論、全世界の何れの國民の安心及び幸福の實現にも最も適するものは、聖人の教へに本づく所の民本主義であるのです。此主義の事は則ち『尙書泰誓上』に『惟天地萬物父母、惟人萬物之靈。宣聰明作元后、作民父母。』支那の聖人は宇宙指す時に天とか天地とか申します。此處の意味は神は萬物の父母なれば人間の親は神である、而して其人間の中に徳あるものが君主と爲り神に代つて人民を養育し且つ教化するものなりとの事であり、聰明とは單に智的でなく先天的徳と後天的に道徳を有する人を指す。聖人の教へにては智徳は一體兩面の名にして一物なりと云ふ。此事は拙著『道徳科學の論』文第『尙書周書』に『天子作民父母、以爲天下王』ともあり、『日本書紀』第十一卷『仁德天皇七年の條に』天之立君是爲百姓、然則君以百姓爲本』とあり、一

第四章 老人若くは長上を尊敬する事は道徳にして妻子若くは
 使用人其他眼下のものを愛する事は本能及び本能の延
 長に當る 三九

條公爵家の書庫に残存して居つた『南淵書上』の謨制第三の條には『皇子(天智天皇)再拜曰其謨制如何南淵子答曰上古以民爲休戚云々』とあるのです。而して日本に於ては君主は民の父母として眞に國民の精神を開發するに皇祖皇宗の宏謨を以てしたのです。即ち『日本書紀』第五『崇神天皇十年の條に』導民之本在於教化也今既禮神祇災害皆耗中略其選群卿遣于四方令知朕憲』とある如くに天皇先づ御親ら神を敬ひ斯くて其御精神を國民の心に移植し民の父母としての御義務を盡させ給うたのであります。即ちすべて君主政治家若くはすべて團體の幹部に在るものは船親ら神及び聖人の心を體得し且つ實行し而して其自己の精神及び行爲の原理を下のものものに心に移植して之を開發し眞に根本より其下ものを向上させ以て其下ものもの安心と幸福とを實現するやうに務むるのであります。明治天皇の降し給へる教育敕語の御精神も正に此處に在るのです。而して上下皆此民主主義の精神を體得しつゝ立憲政體の形式を圓滿に行ふならば合理的なる民主主義若くは民主政體(Democracy)の精神も自ら此中に含蓄さるゝに至るでありまじやう。更に聊か之を具體的に述べれば此民主主義は何れの階級に在る人にも神君主聖

人祖先父母其他の長上若くは恩人を眞に至誠の心を以て敬し且つ愛しつゝ一方には自分の下に居るものに對して之を物質的に愛し同時に船親ら其神及び聖人の心を體得し其至誠の精神を其下ものものに移植して眞に其人を根本的に幸福にしようとするのであります。即ち先づ自己の斯くの如くに此世界に生れ出でたる根本に對し自己の斯くの如くに此世界に物質的に生活し得る根本に對し且つ自己の此世界を斯くの如くに意識し得るに至りし精神的の親に對して之に報恩し次に其自己の精神と行爲との原理を自己の後に來るものに注入して之を愛育するのであります。故に彼の聖人に於ては自己の存在の根本を打捨て其枝葉たる下ものもの利己心に投じて只之を物質的にのみ愛し毫も其人々の前途の事をば顧みぬと云ふやうな無慈悲な事をば爲さなかつたのであります。此處に所謂聖人の實行せられたる最高道德にして從來の人道主義(Humanism)及び世界主義(Cosmopolitanism)なども全く異つて居るものであります。然るに古來世界各國何れに於ても右の民主主義の外に貴族政治主義(Aristocracy)を可とするもの及び資本主義(Capitalism)を可とするものあり而して之に對して前記の民主主義及び社會主義(Socialism)を可とするものなどがあります。是れは皆何れも政治的

意味を有して或る階級の権力と利益とを壟斷しようとする人間本能の發露せる主義であつて、其動機、目的、方法共に政策 (Policy) 及び無理なる競争 (Competition) をする事に爲つて居つて、結局は上に居る人を脅かし且つ相手方を壓倒して自己の勢力を占めようとするので、其方法には緩急あり曲折ありて、智あるものは之を圓滿に行へど、其精神は皆何れも自己保存の本能の延長に外ならぬのです。故に其精神作用及び行爲はすべて道德の基礎に立たずして政策的であるのです。而して聖人の教へられたる民本主義と此民主主義民主主義と其根本原理を一にとは其形式は同じいやうであれど、右の如くに其根本原理が全く異つて居るのであります。されば此民主主義的及び社會主義的政策は、民本主義と異りて、一般民衆に對して、單に之を物質的若くは形式的に愛し、其品性の如何を論ぜず、そのまゝに形の上だけを引き上げようとするのであります。即ち一般民衆の本能に投じて其教育には單に智育を重んじて之を教育の原理と爲し、政治には單に政策を重んじて之を政治の原理と爲すの弊を生じ、すべて團體の上に立つ所の指導階級は一般民衆の歡心を求むる事に苦心し、其一般民衆の前途の幸福の如何を考ふるとか、國家百年の大計

を圖るとか云ふ如き事には努力を費さず、隨つて今日にては、何れの國にても、眞に人類の生存、發達、安心及び幸福の實現を目的として行動して居る人は尠いのであります。それ故に生物進化の大法則たる自然淘汰の原理を信ぜざる學者、政治家、實業家、教育家若くは宗教家に在りては、天神即ちを畏れず、聖人の言を顧みず、現在の勢力を憑みとして一般民衆の意に迎合し、以て之を自己の現在の欲望達成の具に供せむとして居るのであります。即ち現代の世界にては政治家、實業家など其大部分は孔子の所謂郷愿主義「論語」陽貨篇に「郷愿、德之賊也」とありて、其村人の心の善惡及び其をして一般民衆の歡心を以て最上の政策と誤り考へ、遂に今日にては到る所に孔子から誅せられた所の少正卯の如き人物の跋扈を見るやうに爲つて居るのであります。少正卯は學問、才智、辯論、文筆に長じ狡猾にして人心を籠絡し以て自己の勢力を扶植せし人物なり。孔子は其心事及び行爲の陋劣を評して之を盜賊より惡むべしと爲せり。此事は「荀子」宥坐篇に見ゆ。拙著「道德科學の論文」第一卷第十五章第十一項第七節に其全文を引く。只一般人は古來何れの國にても智識、經驗及び道德感に乏しく、而して其欲望は逆比例に比較的強烈なるが故に善惡を判ぜず、只眼前の利權に迷ひ故に古來反逆などの惡事の企に相當の人が附和したのであるのは澤山自己の前途に於ける眞の安心、幸福享受の方法には考へ及ばずして、彼

の少正卯の如き人々の教唆に乗せられて不幸に陥るものが多いのであります。即ち以上の如き傾向に陥つて居る現代人を救ふの方法は『現代人が聖人の實行せられたる民本主義を以て、人間の本能に發源して居る民主主義と混同して居る誤りを矯正するに在る』ので、換言すれば、上下共に廣き意味の孝道の實行が人類の眞の安心及び幸福の實現に在る事を一般に知らしめ且つ指導階級のもものが徒らに一般人を物質的にのみ愛して其品性の向上を圖らず、單に其形のみを引き上げむとする誤りと、一般民衆が毫も彼の聖人が『修、天爵、而人爵從之』と教へられたる精神を悟らず、隨つて自己の品性の充實を圖る事を務めず、妄りに道德の大本たる孝道を等閑に附し秩序を破壊して其權力及び利益を獲得せむとする無謀とを悟つていたゞき、而して道德の大本たる孝道に努力していたゞく事に在るのです。それ故に私は微力ながら斯くの如く孝道の發揮に務むる次第であります。何分小冊子にて十分の説明を爲すの餘白がありませんから、詳なる事は拙著『道德科學の論文』を御参照下さりませ。

第五章 東洋に於ける孝道の獎勵

有史以來日本に於ける所謂皇祖の御聖德、支那歷代に於ける聖帝聖人に踐むる帝の位を踐むるの政治及び教育に對する御實行を拜し奉るに、皆其國民の生存、發達、安心及び幸福を目的と爲し、其生存、發達、安心及び幸福は完全なる國家の統一に在りと爲し、其國家の統一は家族制度の完成に在りと爲し、其家族制度の完成は其家族の成員の最高道德の實行に在りと爲し、其最高道德の實行は孝道より始めて孝道に終るに在りと爲して居られたのであります。而して其所謂孝道は家の親、國の親、教への親に敬愛を盡し、更に延いては自己の長上に敬愛を盡す事を含んで居つたのであります。斯くて之に反するものは特に法律を以て制裁を加へたのであります。而して其法律を日本にては八虐と稱し、支那にては十惡と稱したのであります。『唐律疏議 卷一』

名例律の十惡の條に『一曰謀叛謂謀叛ニ社稷ヲ背ルヲケスルヲ 二曰謀大逆謂謀逆ニ宗廟ヲ山陵及宮闕ヲ 三曰謀反謂謀反ニ』

四曰惡逆謂殺父殺母殺祖殺伯叔殺父母姑 五曰不道謂殺一家非死罪三人及支

六曰大不敬 謂盜祀神之物乘輿服御物盜及偽造御寶合和御藥不如此本方及封題誤若造御膳誤犯食禁御幸舟船誤不牢固一指斥乘輿情理切害及對捍制使而

無人臣 謂言詛罵祖父母及祖父母父母在別籍異財若供養有闕居之禮

七曰不孝 謂告言詛罵祖父母及祖父母父母在別籍異財若供養有闕居之禮

八曰不睦 謂謀殺及賣總麻以上親毆告夫及大功以上尊長小功尊屬

九曰不義 謂殺本屬府主刺史縣令見受業師吏卒殺本部五品以上官長及

十曰內亂 謂姦小功以上親父祖妾及與和者

大功小功總麻などは支那喪服制度の語にして支那にては親族の等級(君主にも之を應用す)を喪服の形にて云ひ表はすを例とす 日本に於ける八虐の制度は右の十惡の制度と大同小異なれば今之を省略する事に致しました。

さて東洋諸國にては右の如くにすべて父母其他尊長に對する行爲に關しては之を法律にて強制したのであります。それ故に日本の如きは孝道及びすべて孝道と其原理を同じくする所の長上に奉仕する道德は近年に至るまで比較的能く上下

一般に普遍的に行はれて居つたのであります。されば日本及び支那に於ける政治と教育との根本原理は歐洲のそれと同じく道

徳に在つた事は云ふまでもなきこととあります。近年日本の政治家は誤つて政治の原

理を政策に在りと爲すもの、如し

而して其道德の本は孝道に在りと爲し『孝は百行の本也』と申して居つたのであ

ります。十三經注疏本の『孝經』に載する所の唐の玄宗の孝經序文に『朕聞(中略)子曰吾

志在春秋行在孝經 正義曰此鈞命決文也言褒貶諸侯善惡 是知孝者德之本歟』とあ

るのは、正に政治及び教育の原理が道德に在り、其道德の本は(一)忠奸及び正邪を正

す所の春秋と、(二)人倫及び尊卑を明かにする所の孝經とに在りと云ふ事でありま

して、結局廣き意味の孝道は箇人の行爲と團體統制の方法との根本原理であると

云ふ事に爲るのであります。而して日本及び支那の政治と教育とに於ては孝道の

原理を一般國民に奨勵しつゝ今日に及んで居るのであります。 最近は其奨勵殆んど弛緩したつたのです

そこで左に聊か其事實を歴史的に述べて之を明かにして置きましょう。

日本に於ては畏れ多くも天照大神御親ら孝道及び祖先崇拜を御實行遊ばされしのみならず、あらゆる最高道德を御實行遊ばされて萬世一系の國體を御完成遊ばされて居るのであります。斯くて神武天皇は天下平定の後、先づ靈時を皇居に近き所に御建設遊ばされて、皇祖の御靈を御祀り申し上げた事は歴史上有名な事であり

靈也天降 鑒 光 助朕躬 今諸虜已平 海内無事 可以郊祀 天神用申大孝者也
乃立靈 時於鳥見山中 其地號曰上小野榛原 下小野榛原 祭 皇祖天神焉」と
ある如くであります。

其後御歴代皆敬神と崇祖とを以て聖徳を修め且つ國家を治むる所の要道と爲され給うて居つたのであります。故に神代以來我が日本にては吉凶其他如何なる場合にては必ず先づ神を祭り祖先に告ぐると云ふ風俗であつたのです。且つ宮中に於ては神事を先にして、他事を後にし、殊に御歴代の天皇様方は皆如何なる場合にも賢所と神宮との方には御足を向けてお寝み遊ばさるゝ事は無いと云ふ御規定であるのです。此事は順徳天皇の『禁秘御鈔上』に

賢所

凡禁中作法先神事後他事 且暮敬神之 叡慮無懈 怠白 地以神宮并内侍所方不爲御跡

とあるにて明かであります。又毎年の政治始めには先づ神宮の御事を奏上するのであります。明治三十七年の年首に於ける明治天皇の御製を拜し奉るに

新年

神風の伊勢の宮居の事を先づことしも物の始にぞきく

と詔らせ給うておはしますのであります。それ故に應神天皇の時に百濟の王仁、論語及び千字文を獻じて日本の歴史によれば應神帝十六年以來歴代支那聖人の教へを信じ給ひ且つ欽明天皇十三年百濟より佛敎を獻ぜし以來歴代亦皆其教へを信じ給ひ、我が國固有の教へに併せて之を尊崇し、推古天皇十二年には皇太子厩戸皇子我が皇祖皇宗の御教へに加ふるに孔子、釋迦の教へを以てして憲法十七條を作られ、斯くて日本の政治、法律、道德及び教育の根本法則を定められたのであります。それより以來皇祖及び聖人の教へは、日本に於ける政治、法律、道德及び教育の根本原理であつたのでござりますから、日本の最古の法典である所の『大寶令』の賦役令の中にも

凡孝子順孫 義夫節婦 志行聞於國郡 者申太政官奏聞 表其門閭 同籍悉免課役 有精誠通感者 別加優賞

と云ふ事が見えて居ります。斯くて『續日本後紀』第一卷の仁明天皇天長十年四月庚辰の條には『皇太子始讀孝經 參議已上會集東宮有宴焉』と云ふ事がありました

皇太子の讀書始めに『孝經』を用ひたと云ふ事であります。此皇太子は恒貞親王と申し奉りまして、天長十年二月丁亥皇太子と爲りしが、其御教育掛りの職に在る所の春宮坊帶刀伴健岑但馬權守從五位下橘朝臣逸勢等の悖逆不忠の罪に禍せられ、承和九年七月丙辰遂に東宮の位を廢せられしは、誠に我が御歴代の御聖徳を汚し奉つたので惜むべき事でありませう。乍併、東宮の御讀書始めに『孝經』を用ひ給ふと云ふ我が皇室の尊き御規定は其後永く行はれて居つたのであります。左に『江家次第』を引いて其式を明かにす。

江家次第 第十七卷

御讀書始事(中略)

豫定其書并博士尙復

舊例七經、毛詩、尙書、禮記、周易、春秋、左氏傳、五經と云ひ、之に孝經、論語を加へて七經と云ひ、右の五經に周禮儀禮、春秋穀梁傳、春秋公羊傳を加へて九經と云ひ、右の九經に論語、孝經、孟子、爾雅を加へて十三經と云ひ、日本にては近世、論語、孟子、禮記中の大學、中庸二篇を加へて四書と云ふ。而して右の七經は王朝以來公けの教科書として使用された。召明經博士史書、召紀傳博士、群書治要、或用明經紀傳各一人、近代雖可御讀七經、只以紀傳道儒博學、被聽昇殿之輩、多爲侍讀之人、又尙復以六位藏人

昇殿、人中成業者、便爲都講、或召非殿上者、寬平宇多天皇の御時醍醐天皇の御書始、小野美材承平

朱雀天皇御時、三統元、夏、寬和二年、花山天皇御書始一例侍讀、參議左大臣、辨尙復、忠輔朝

學士坊御書、孝經注

當日、早旦御裝束

垂、東廂御簾、藏人式并新

畫御座、前立御書案、藏人式并新

寬和例、畫御座、西間供、纒綱端帖一枚、爲御座、其前立御書案、置御注孝經卷紙也、又

置點圖角筆等案、面推紙御座、西間敷、兩面端帖、東爲攝政座云々是於凝華舍被行、

殊廂、南第五間鋪、菅圓座一枚、爲博士座、南(中略)

第三間鋪、同圓座、爲尙復座、西(中略)

第三間鋪、綠端帖、爲王卿座、(中略)

南廊、小板敷、鋪黃端帖、爲出居座、其東鋪、同端帖、爲侍臣座、(中略)

時刻出御、寬和著御織物御直

攝政候座、寬和出居次將著座、寬和劔不取書奏、云々

延喜六年口月廿六日史記御讀之日少將帶劔侍々云
次王卿著座

寬和左右兩丞相著座他公卿依無座候侍所不取書奏々々今案天德四年三月十九日九記云左大臣云公卿若可持書歟予答曰天皇若皇太子讀書例然也親王例所未知也云如件記者王卿可持書歟

次博士著座

寬和左大辨齊光從西方緣進御前著圓座云素笏取副書

次尙復著博士尙復笏副書奏云々

寬和尙復大學頭忠輔位四經出居後自出經公卿後更上座云

次侍臣著各握書卷

寬和侍臣不着座

次博士進御案可膝行取御書更開御書紐小卷又置御書案上還著本座此寬和例也式新式并他

書私記等無此事

次尙復稱文

此事不見式并寬和記但新儀式如此亦可用吳音東宮御書始所

次博士開書讀曰御注孝經序漢音此寬和例也

天曆十年東宮儀博士開文太子尙復開後讀之

次尙復云已々々

此事不見式并舊記然而書始儀多皆如此可隨時儀

次尙復又讀曰御注孝經序次尙復退下次博士退下

寬和博士尙復退下云々然而式并新儀式如此

次王卿退

次主上入御次出居退下次公卿以下著殿上饗

寬和侍所內藏寮儲饗攝政左右丞相以下候殿上云々

祿事無所見

右文中に『御注孝經』とあるは唐の玄宗の詔によりて作りたる注釋の附ける『孝經』であります。其事は後文に詳にしてあります。

次に鎌倉幕府時代に至りても將軍の御書始めには『孝經』を用ひたのであります。

即ち『吾妻鏡』第十八卷、元久三年正月十二日の條に

天晴風靜今日將軍家源實御讀書始相摸權守仲業東帶爲御侍讀時尅持參御注孝
經寢殿南面將軍家御布衣出御事訖權守賜御馬置和田三郎朝盛引之下立庭
上一拜之後退出

とある如くです。

凡そ武家の時代に至りても、そのすべての重要な道德上の禮儀若くは法律は皆
素と朝廷に於て是等の事を専門に掌りし官吏の子孫の指導を受けて居りました
から、敬神の道の如き皆皇室の御精神と形式とを摸擬したのであります。即ちたと
へば『吾妻鏡』第十二卷、建久三年正月一日の條に

卯尅幕下御參鶴岳宮今日始被行七箇修立夜於八幡宮々御神拜以後有皖飯
之儀々云

とあり、同十三の卷、建久四年正月一日の條に

將軍家御參鶴岳八幡宮還御之後有皖飯千葉介常胤沙汰之源氏并江間殿及御家
人等候庭上時刻將軍家出御上總介義兼起坐參進上御簾相摸守惟義持參御劔中

略亦今日被定入々座敷次第被下御自筆式目々云

とある類であります。源頼朝は建久三年七月征夷大將軍に任ぜられましたので、其
以前には幕下と尊稱し、其後は將軍家と稱してあります。而して建久四年の正月は
將軍初任の元旦なるが故に、神拜の儀式之を以前に比すれば盛大に執行されて居
るのであります。斯くの如くに元旦先づ神拜を行ひ、次に政治始めを爲して居るの
であります。是れ皆皇室の御精神と御儀式とを摸擬し奉りしものにて甚だ喜ぶべ
き事であるのです。武門が朝廷の綱紀の弛緩に乗じて政權を恣にせし事は不可な
れど、皇祖皇宗の宏謨を體得して之を政治及び教育の基礎と爲さむとせし事は賞
すべき事であります。

明治天皇夙に敬神、崇祖并に孝道を御實行遊ばされ給ひし其御聖徳は其當時普く
國民の仰ぎ奉つたる所であります。左に『御製集』の中より數首の御製を寫し奉り
ます。

(一) 敬神崇祖の大御心を現はし給へる御製

明治二十四年

社頭祈世

とこしへに民やすかれといのるなるわがよをまもれ伊勢のおほかみ

明治三十五年

神 祇

やすからむ世をこそいのれ天つ神くにつ社に幣ヌサをたむけて

神 祇

ちはやぶる神のまもりによりてこそわが葦原のくにはやすけれ

明治三十六年

道

千早ぶる神のひらきし道をまたひらくは人のちからなりけり

明治三十七年

述 懐

かみつよの聖ヒジリのみよのあととめてわが葦原の國はをさめむ

寄スルニ神祝

かみかぜの伊勢の内外ウチトのみやばしら動かぬ國のしづめにぞたつ

寄神祝

檀原の宮のおきてにもとづきてわが日本の國をたもたむ

明治三十八年

教

ちはやぶる神のをしへをうけつぎて人の心ぞたゞしかりける

神 祇

世の中にことあるときぞしられける神のまもりのおろかならぬは

明治三十九年

神 祇

國民のうへやすかれと思ふにもいのるは神のまもりなりけり

神 祇

かみかぜの伊勢の宮居ミヤヂを拜みての後にぞきかめ朝まつりごと

明治四十年

書

かみつ代のことをつばらにしるしたる書をしるべに世を治めてむ

神 祇

目に見えぬ神にむかひてはぢざるは人の心のまことなりけり

神 祇

めにみえぬかみの心に通ふこそひとの心のまことなりけれ

明治四十三年

寶

あまてらす神のさづけしたからこそ動かぬ國のしづめなりけれ

教 育

わがしれる野にも山にもしげらせよ神ながらなる道をしへぐさ

神 祇

わが國は神のすゑなり神祭る昔の手ぶり忘るなよゆめ

神 祇

とこしへに國まもります天地の神の祭をおろそかにすな

寄神祝

あまてらす神の御光ありてこそわが日のもととはくもらざりけれ

明治四十四年

神 祇

いつはらぬ神のこゝろをうつせみの世の人みなにうつしてしがな

神 祇

千早ぶるかみの力によりてこそわれをたすくる人もいでけれ

陛下御自身の御徳と思召さす一切を神様の御力に歸する無我の大御心こそ

世界人類の仰ぎ奉るべき最高道徳であります。

明治四十五年

神 社

いにしへの姿のまゝにあらためぬ神のやしろぞたふとかりける

をりにふれて

開くべき道はひらきてかみつ代の國のすがたを忘れざらなむ

(二) 皇祖皇宗及び古聖人の教へを尊び給ふ大御心

明治三十七年

寶

つたへきて國のたからとなりにけり聖のみよのみことのりぶみ

明治三十九年

古典

石上いすのかみふるごとぶみをひもときて聖の御代のあとを見るかな

をりにふれて

年をへてすたれしこともおこさばや聖の御代のあとをたづねて

明治四十年

道

絶えたりとおもふ道にもいつしかとしをりする人あらはれにけり

明治四十二年

書

吳竹のよゝのすがたをかきのこす書こそ國の寶なりけれ

(三) 老人尊敬及び孝道を教へ給ふ御製

明治三十八年

老人

年高き老木の松はいにしへのあととふ道のしをりなりけり

をりにふれて

老人を家にのこしていくさびと國のためにといづるをゝしさ

明治四十年

老人

世の爲にいさをたてし老人は千年の山もこえよとぞ思ふ

親

たらちねの親の心をなぐさめよ國につとむる暇ある日は

子

みなし子にかたりきかせよ國のため命すてにし親のいさをを

子

たらちねのおやの教をまもる子はまなびの道もまどはざるらむ

孝

たらちねの親につかへてまめなるが人のまことの始なりけり

明治四十一年

老人 本書第二章の老人の価値の條と参照

さまざまのことにあひにし老人の昔がたりぞ身にはしみける

明治四十三年

老人

をさな子にひとしくなれる老人をいたはることをゆるがせにすな

老人

おとろへしさまは見えねどおいびとの涙もろくもなりまさりぬる

明治四十五年

旅

百年きとせを経たる人をも見つるかな車とゞむるところどころに

孝

いとまなき世にはたつともたらちねの親につかふる道な忘れそ

(四) 教への師を尊ぶ大御心

明治四十年

教育

いさがある人を教のおやにしておほしたてなむやまとなでしこ

師

わけのぼる道のしをりとなる松は位なくてもうやまはれけり

天爵を尊ぶ大御心のほど實に感激に堪へず正に萬世不朽の聖訓なり。

明治四十一年

師

學びえて道のはかせとなる人もをしへのおやの恵わするな

(五) 敬神、崇祖、孝道及び教への師を尊び給ふ大御心より善良偉大の人物を求め且つ之を尊重する大御心の現はれし御製

明治三十七年

述 懷

山のおく島のはてまで尋ねみむ世にしられざる人もありやと

此御製は昔國民幸福の爲に堯の舜を求め、湯王の伊尹を求め、漢高祖の張良、韓信を求め、蜀の劉備の諸葛孔明を求められし芳躅に優る御聖徳の發露にして元田永孚^{ナガザネ}先生を始め多く民間より忠良なる輔弼の名臣を召し出し給ひ、斯くの如くにして以て遂に明治中興の大業を御成就あらせられたのであります。明治四十三年

忠

まめやかにつかふる臣のあればこそわがまつりごとみだれざりけれ
苟も生を日本に享^{ウケ}くるものにして此御製を拜誦し奉り陛下の御至誠に感激せぬものはありますまい。

御製集を
拜讀し奉りて

大君のみうたをろがみ夜もふけて
れむりもやらす世を思ふなり 千九郎

昭和四年七月十九日

斯くて明治初年皇后陛下には御内旨を侍講福羽美靜に降し給ひ、日本全國に於ける忠孝節義の人々の傳記を編纂せしめらるゝ事に爲りましたので、文學員近藤芳樹、福羽侍講を助け一書を編纂して『明治孝節錄』と題して之を奉つたのであります。而して本書の材料中には皇后陛下の御内旨により女官等の諸書より集められたるものも交はつて居つたと申す事でございます。然るに明治六年皇居の炎上によつて其稿本は灰燼に歸しましたので、福羽侍講は再び其編纂を思ひ立たれ、明治九年には其原稿四冊も出來上り、同年十月に三等侍講元田永孚^{ナガザネ}の序文成り、明治十年七月に議官兼二等侍講福羽美靜の序文成り、之を卷頭に附して公刊せらるゝに至つたのであります。斯くて大正天皇、今上天皇共に深く祖宗の御聖徳を御繼承遊ばされ敬神、崇祖及び孝道を盡させ給ひ、且つ天下の老人を御撫恤あらせらるゝ事は國民の齊しく仰ぎ奉る所であります。斯くて日本に於ては孝道の實行は天皇に

對する忠義と共に、日本國民一般の重要な道德として確定されてあるので全く國民教育の基礎であるのです。是を以て明治二十三年十月三十日に降し賜はつた所の教育敕語にも

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト共ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

とありまして、忠孝の道が我が日本の國體の精華であつて、教育の淵源も亦此處に在りと詔らせ給うて居るのであります。朝鮮に於ても古代はシハラ姑く措きて只今の李王殿下の御祖先たる李朝の御歴代に於かせられては孝道を御實行あらせられしは勿論の事でありますが、其創業の開祖たる太祖より四代目の世宗大王は『東方の堯舜』と稱せられし聖主でござりまして、孝行録を撰ばしめ孝道を全國民に獎勵せられたのであります。五戊申十年の條『國朝寶鑑』卷の其結果、朝鮮人殊に同國に於ける中流以上の家庭にては今に至つて孝道の形式をば嚴守して居るものが多いのであります。支那に於ては堯舜、禹湯、文武、周公等諸聖人の國家を統治されし時代は申すに及ばず、漢起つて以來は孔子の教へに本づき、盛んに聖人の教へを復興して政治、法律及び教育の根本原理を道德に置いたのであります。『前漢書』第十二の平帝紀、元始三年の條に

郡國曰學縣道邑侯國曰校校學置經師一人鄉曰庠聚曰序張晏曰聚邑落名也
庠置孝經師一人師古曰聚小於鄉

とある如くに、全國の大、中、小學校に道德の教へを敷き、殊に村落の小學校には主として『孝經』を教へたのであります。後漢の時に至り二代目の明帝の如き亦孝道の普及に力を盡したのであります。『資治通鑑』第四十五卷の顯宗孝明皇帝下、永平九年の條に

帝崇尚儒學、自皇太子諸王侯及大臣子弟功臣子孫莫不受經、又爲外戚樊氏、郭氏、陰氏、馬氏諸子立學於南宮、號四姓小侯、置五經師、搜選高能以授其業、自期門羽林之士近衛悉令通孝經、章句、匈奴亦遣子入學

とあるを見て知るべきであります。

爾來支那歷朝の皇室皆孝道の國家を治むる要具なる事を知りて之を尊んだのであります。が殊に唐の玄宗の時には玄宗自ら詔を降して『孝經』の注を作らしめ、之を全國の學校及び人民の家毎に配布したのであります。但し『新唐書』の文を見る時には政府より『孝經』の實物を家毎に下附せしにはあらずして、一本づつを藏せよと云ふ詔を發せしのみ、の如く見ゆれど、併し其孝道を獎勵する事の深かりしは明かな事實であります。

十三經注疏校勘記本『孝經』の條

欽定四庫全書總目『孝經正義』三卷

唐玄宗 玄宗と明皇帝御注、宋邢昺疏案、唐會要開元十年六月上注孝經、頌天下及國子學、天寶二年五月上重注亦頌天下

新唐書第五卷、玄宗天寶二年十二月癸丑大赦詔天下家藏孝經

尙ほ支那に於ける孝道獎勵の事實は枚舉に遑あらざれど皆之を略し、只左に宋の大儒司馬溫公の事を一言して置きます。便宜の爲め日本人の著書より引く

津藩國校督學兼侍講津阪孝綽『孝經發揮』の序說

司馬光 溫公七歲始講孝經、論語、進、退、指、解、表、曰、聖人之德、莫加於孝、猶江河之有源、草木之有本、源也、遠則流大本固則葉繁、是以由古及今、臣畜四海、未有下孝、不先隆而能宣昭功化者、故孝經之書、爲學所宜先也、蓋按一經主意、特爲人君切矣、溫公愛君憂國、故以是啓沃、以資君德、也、後世讀書、學問者、唯知學之爲經生事、而不知本爲人君之職、唯知書之資誦說、之具、而不知本爲經濟之器、則讀破萬卷、亦奚以爲哉、本爲經濟之器、則讀破萬卷、亦奚以爲哉、學之不得其方也、道之所由不振耶、噫

第六章 二十四孝

古來、日本にては二十四孝と稱して、孝子中の模範と爲る人の傳記を集めて世に傳へて居るのであります。而して其『和漢二十四孝』は著者不明なれど、頗る古くより存するものであります。今私の研究室の藏本は、嘉永二年の刊本であります。但し此二十四孝の中には聖人の教へに反して偏見に陥りたる人をも入れてあるので、最高道德より見れば頗る不當のものも混じて居るのです。たとへば晉の王裒ワウホウの如き一方には孝心深きも、一方に君を怨みて一生都の方に向つて坐せざりしと云ふのです。斯くの如き行爲は、たとひ其間に如何なる事情あるも、今日の最高道德より見れば自己反省のなき偏狹且つ不忠の行爲にして、其行爲は結局慈悲及び平和の原理に反するので不合理であるのです。『禮記レ曲禮ニ』に『父之讎アタハズトモニイタケカ弗與共戴天ニ』と云ふ事ありて、其疏に『凡君非理殺ズシテニストキニハ臣公羊說子可復讐ハ故子胥伐楚春秋賢ニ之左氏說君命ハ天地ハ是不可復讐』とあり、子夏の門人公羊高の註には、之を君主若し不合理なる時には、復讐を可としてあれど、大賢人たる左丘明の註には、君主は神と同一なれ

ば、君主の爲す所に反抗する事は不可なりと申して居ります。さすれば、父の讎と雖も、君主に對しては之を復する事は道德上之を許されぬと云ふのであります。其故は、君主は前記の如く神より傳統的に國家統治の權力を相續せるものであると假定され得る理由があるからであります。且つ父は一家休戚の係る所にして、君主は國民全員の休戚の係る所なれば、道德上私の怨を以て公の人を殺す事は許されぬ事であるのです。それ故に、『春秋左氏傳第三卷』に『大義滅親』ともありて、君主と親との本末を明かに示してあるのです。斯くて此外に『別撰二十四孝』と云ふ書があります。私のモラロチー研究室の藏本は著者不明にして寫本であります。是れは皆支那の孝子傳を主として正史より抜いたものであります。次に『釋氏二十四孝』と云ふものがあります。其書は承應四年春、僧日峯の撰述に係り支那及び日本に於ける僧侶中の孝子を擧げたもので刊本であります。今左に以上各二十四孝の人名を掲げて參考に供します。

第一 日本二十四孝の姓名

仁德天皇 以下文章皆二十四孝の原文のまゝを存す

人皇十六代應仁帝第四の皇子大鷲鷲尊オホササギノミコトともうし奉りしは此君なり。父帝第五皇子稚郎子宮ワカイルラコノミヤに御位をゆづり給ひ、其翌年崩じ玉ふ。宮は御兄の天皇を位に即奉らんとす。ゆめ申せども、御父の遺敕をおもんじ、これをうけ玉はず。既に孝心かくのごとし。相互に位を譲り合ふ事三年、宮失玉ふによつて、是非なく位に即玉ひ、攝津國高津タカヅに内裏を遷し、難波津都ナニハヅミヤコと唱へけり。

養老孝子

元正帝ゲンセイテイの御代、美濃國多度山タダヤマの麓フソトに薪を伐て、なりはいとする貧き民あり。父母常に酒を好めども、おもひのまゝにすゝむる事あたはず。旦暮アケクレこれを歎ナゲきしが、ある日柴からんとて、彼山カヤマに登り、谷間におちくる瀧の水を手にもすびて呑し、其味アジひ美酒にかはらねば、喜びもちかへり、兩親にこれをすゝむるに、老もわかやぐこゝちするばかりなり。帝ミカド彼が孝をあつくかんじ給ひ、美濃守ミノノカミに任ぜられ、年號ネンガウさへ養老と改め給ひぬ。

丈部三子

元正天皇靈龜年中、漆ウレシの司丈部岩勝ツカサセベイハカクといふもの、漆をかすめし科トガによつて、流罪にき

はまりけり。斯て岩勝に男子三人あり。兄は十二歳、次は九歳、末は七歳なり。ともに父が事をかなしみなげき、なにとぞわれく三人をとほき嶋にも流し給ひて、父が身はゆるしたまへと、日々に官所へうつたへ出しかば、このよしを奏問なししに、帝三人の孝心をかんじ給ひ、つひに岩勝が罪をゆるし給ひぬ。

樵夫喜十郎

備中國和氣郡總口村の者なり。父は早く世を去母につかへて孝心ふかく、其妻母に仕ふることのおろそかなりとて、小兒三人までありしを離別なして再びかへさず。日毎山に入柴を刈是を代となしていと貧しく、母をやしなふ。且て父が忌日にあたれば柴を刈とり、旦那寺の門に持ちゆき、ひそかにさし置てかへる。住職それとさとり、一禮をいふに我はしらじとぞこたへける。かくする事毎度なり。其他善根をつくすこと國主にきこえ、多くの褒美を給はりける。

矢田部黒麿

武藏國入間郡の人なり。父母世に在しとき、その孝たぐひなかりしが、空しくなり給ひしかば、かなしみにえたえず、十六年のあひだ、あらしきものを著し、精を嚴固にて



こもり居けるを、時の帝光仁天皇の叡聞に達し、御感のあまり門にしるしを建て、年貢諸役をゆるされ、至孝のほまれ天下にきこえけり。

藤原 衛

贈左大臣内膳の十男なり。二歳のときその母におくれ、五歳にして父にむかひ、母なき故を尋ねとひ、深く悲しめるさまながら大人のごとし。御父、内膳唯人にあらすと、寵愛他にすぐれ、竟にその家をゆづり給ふ。十八歳にして博學多才、あまねく世にきこえ、時の人尊敬おほかたならざりしなん。

波自采女

稱徳天皇の御宇、對馬國上縣郡の人なり。不幸にして夫に早くわかれけるに、妾賤からねば、こゝかしこより縁をもとむれども再嫁せず。且暮父母につかへて孝をつくしぬ。兩親みまかりければ、墓のほとりに庵をむすび、こゝに住居し、生きてる人につかふるがごとし。その沙汰都にきこえ、貢をゆるされ、世に名をひろめさせ給ひしとぞ。

紀夏井

從四位下美峯の男、心清く、文學に秀で、仁壽の帝、殊に愛でさせ給ひ、右中辨に任ず。孝心世にすぐれ、父母におくれて憂ひにえたえず。死骸を野邊におくることを惜み、館のうち、堂をつくり、この中におさめ、朝夕これに仕ふるさま、在世日のごとく三年におよびぬ。其孝行海内に隠れなかりけり。

小野 篁

小野長峯の子、天長五年父におくれ、承和五年遣唐使に命ぜらる。母の名残をいたく惜みて、病ひにたくして途中よりかへる。此故によつて、隱岐國へ流罪となれり。篁ますく、母につかふること節にして、たとへんかたなし。翌年めしかへされて、參議從三位に叙す。能書のきこえ世に高く、我朝の大儒とあほがれたり。

丹野 弘吉

若州遠敷郡の農民也。父には幼くしてわかれ、母に孝をつくす事人にこえたり。他所へゆくときは、まづ父の墓に詣て、泪を流し、經など讀し、かして母のこゝろもよく慰め、そののちゆきしとぞ。さればその里いかなる不作の年といへども、弘吉が田畠には水損、旱損の愁ひもなく、また、蟲のつく事もなかりけり。此よし禁庭へきこえ、その國

を給はり、高き位にのぼりしとなん。

大江 舉周

大江匠衡が子、母は赤染右衛門なり。舉周、病ひあやふき時、母思ひにたえかね、住吉へ詣で、わが子の命にかはらんと祈誓して、

かはらんと祈る命はをしからでさてもわかれん事のかなしき
と、詠じて奉りければ、舉周の病忽ちいえ、其母煩ふ事甚し。舉周此よしをき、大いにおどろき、いそぎ住吉に社參して、再びわが命をたち、母を助け給へと、身をこらしめてのりければ、神明あはれみ給ふにこそ、母子ともつゝがなき事をえたりけれ。

難波部 安良賣

筑前の人にて、幼稚よりきはめて父母に孝順なり。その母はやく世をさりければ、深くなしみ歎き、旦暮墳墓にまうでつかふること生る日のごとし。かくて十六歳にして、同國の住人宗像の朝臣秋足の婦となる。不幸にしていく程もあらで、秋足におくれしかば、さまざまにいひよる人あれども、二夫にまみえず。天長の帝、きこしめして、位二級を賜り、貢ものをゆるさせ給ひぬ。

隨身公助

東三條太政大臣の御鷹飼武則の息なり。右近の馬場の賭弓を射そんじたりとて、はれがましき所にてさんくんに武則我子を打擲なすに、公助いさゝかもうごかすうたれけり。後、人々などて逃げ給はざりしと尋ねければ、こたへていふやう、われ走りなば、父おはんとしてあやまつてつまづき、たほれなどし給はんとおもひ、さはせざりしとぞ言ける。實に勝れたる孝心なり。

橘氏妙仲

橘速成が女なり。其父罪をえて伊豆國へ流さる。娘別れをかなしみ、共にゆかんとせしかば、警固の武士是を許さずのゝしりしかば、止る體にもてなし、晝はかくれ、夜はおひつきぬ。速成、遠江の驛にて疾病て死す。むすめあこがれなげき骸を葬り、身は尼となり、妙仲と名を改め、墓のかたはらに庵して、おこなひすます事十餘年、竟に叡聞に達し、死したる父に正五位下を給はり、罪名を免かるゝことをえたり。妙仲よろこび、死骨を都にたづさへ登り、多年の志をとげけるとぞ。

伴直家主

安房國安房郡の農民なり。至孝たぐひなく、父母終りてのち口に美味をくらはず、あらきものを著て歎きくらし、ふた親の木像をつくらせ、朝夕食事をぞなへ、敬禮をなす事在世日につゆたがはず。この事竟に内裏にきこえ、位を給はり、永く年貢をゆるさせたまひぬ。

信濃孝子

信州の住人、何某とかやいへる人、男子を儲け、其妻世を去りければ、都より後妻を迎へたりしに、此妻豫ねてかたらひし男ありて、折々都より文を通はせけるを夫聞しり、密に其文をさがし求め、我身は物を得書かざりければ、戸隠山へ手習にのぼせおきたる我子を呼寄、此文を讀するに、彼兒、繼母の罪を救はんと、事なきものに讀なし、父が志をとゞめければ、母其志に恥入り、夫より行を改めぬとなん。

母より兒によりみでおくりし歌

しなのなる木曾路にかけし丸木橋ふみゝし時はあやふかりしを

兒かへし

しなのなるそのはらにしも宿らねどみな母きゞとおもふばかりを

佐紀直女

大和國佐紀の里の民直氏のむすめは、同郡なる大和尋果安の妻となりしに、夫世をはやうし、節義をまもつて舅姑につかへて孝を盡し、先婦の子四人己うむところの子四人、都て八人の子を養育なすに、更に隔つる色なし。義理、孝行、慈悲三の道をかゝる賢女かなと、時の人稱讚なしぬ。

小松内大臣重盛

重盛は平清盛公の嫡子なり、父相國君を、蔑になし、民をくるしめ、萬ほしひまゝの行ないのみつものりしかば、深く悲しみ、神明佛陀にちかひ、聖賢の道をもつてさまざま是を諫め、我命おはるの夕までも、父を善道へみちびかんと心をくだき給ひけり。さるによつて、内府が存生には、平家の傾くべきさまはなかりけり。

農民甚助

備中國淺口郡柴木村の産兄弟三人ありて、甚助は末子なり。父没する時、三人に田地を分ち與へしが、二人の兄は耕作に怠り、不作のみ打つゞくゆゑ、甚助に田地を取かへよといふに、聊もいなます。申す旨に任せぬ。かくすれども、只我田地のみますく

實入よく、一郷洪水のために田畑を流すに、甚助が田地はうれいなかりけり。其婦も亦夫とともに母につかへて孝心あつく、國司よりおほくの褒美をたまはりぬ。

竹内邑今女

大和國竹内村の農民何某が女、今女といへるは、早くより母にわかれ、一人の父をかぎりなく大切になしけるが、家ははめて貧く、よろづ思ふにまかせねど、其父がのぞむものは心をつくしてこれをとゝのへ與ふるに、或時鯉を食せんことをいふ。此邊に大いなる流もあらず、求んとするにあたへなければ、何とせんと案じわづらひつづ前の小川へ家具を洗ひに出けるに、不思議やたづさへゆきし桶の内へ、尺にあまる鯉をどり入けり。今女大さによろこび、父にすゝめぬ。これ天より孝女へ玉はりしものなるべし。

北條泰時

北條義時の長男にて、鎌倉三代の執權たり。義時存生のうち、泰時にまさりて寵愛ふかき子多くありければ、其死後泰時所領を我弟妹におほく分あたへ、其身はすこし請けるを、尼將軍きゝ給ひ、おどろきて改正分あたへんと沙汰あるを、泰時深くと

どめ申彼等をおろそかになすは父の心ざしにあらすと強て初めのごとくわけ與へけり。

薩摩福依賣

福依賣は薩摩國なる賤き民の女なり。もとより家まづしくして、その父母ことにおとろへ、常に病事おほければ、これをいたく歎き、里人に雇はれ、身を苦めてわづかのあたへをえ、樂をもとめ、或はその好むものをとゝのへ、まいらするなど、尊敬言葉に及ばず、かくなす事二十餘年。仁壽の帝の天聽にたつし、位三級を給はり、門にしるしを建て家富さかへけり。

楠正行

帶刀正行は、父正成湊川に討死の後、その遺言をまもり、南朝の帝に仕へ奉り、忠戰數ヶ度におよびしかば、君叡感あつく、辨内侍とてきこゆる美人を宿の妻に賜らんとありければ、敕答の歌一首を奉りぬ。

とても世にながらふべくもあらぬ身のかりのちざりをいかでむすばん
南朝の微運をとくにさつし、君恩に命をすてんと思ひきはめしものなり。

後三條院

此帝いまだ太子にてましますころ、深く北斗を信じ給ふ祈の師、成尊僧都といへる人、常に御祈禱のため參内ありけるが、或時、何故にかく北斗をいのり給ふにやと問ひ奉りしに、きこしめされ、我父君の在位を千代萬代とおもふところに動もすれば、我即位のことをいそがせ給ふゆる、その御心の出玉はぬ爲になすとぞ、おほせありけり。かゝる御孝心なれば、御即位の後も天下久しく治りけり。めでたし、めでたし。

第二 支那二十四孝の姓名

大舜

舜は瞽瞍とていやしき盲の子なりしが、父母ともに心だてよからず、弟の象をのみ愛て兄の舜をにくみ、愛憐みを加へざれども、舜は聊もこれを恨ず、孝をつくしておこたらず。斯て又父母のために歴山に田をたがへし給へば、禽獸だにもその孝を感じて象來つて田をすきかへし、鳥來つて草を芸りすて以て舜の勞を助く。時の天子堯帝これを聞しめし朝廷に召て御子九人までありしを臣下と定め、二人の姫君をもつて右妃にそなへ、つひに天下を舜にゆづり給ふ。これまことに至孝のなすとこ

るなり、

漢文帝

文帝は前漢四代目の天子にて高祖第二の太子なり。母堂を薄太后と申しけるが文帝これに孝をつくし日日三たびの食もみづからこゝろみて勧め給ふこと怠りなし。斯て母ぎみ三年があいだ病ひになやみ給ふ。その久しきあいだといへども文帝孝心あつきゆるゑに帶もとかず、寝もせずして、みづからかいほうし給ひつゝ湯をすゝめ、薬をさゝげ給ふにもまづそのあつきぬるきをこゝろみざれば、そなへ給はず。實にかゝるおん身にてなしがたき事なるをいとも尊きことならずや。

孟宗

孟宗は晋の世江夏といふ所の人なり。若き時李肅と云ふ人にしたがひ學問を究め、父に早く別れ母につかへて孝行なりしが、ある年母やまひにおかされ、冬のさむきころ、笋の羹をくはんと望めり。されども寒天萬物根にかくるゝ巖凝の時節なれば、笋のあるべきいはれなけれど、孟宗は母の望をかなへたく、竹林にいたり、天に祈りて泣かなしむ。かゝる誠厚を天も感應ありけん。時ならずして笋五六本生いでたり。

孟宗よろこび是をとりて母にそなへければ、母食して後やまひもたちまちいえけるぞ。

丁蘭

丁蘭は後漢の代の人なり。をさなき時二親にはなれ、孝をもつてやしなひつかふることなきをなげき、母は胎内のくるしみ有、父には養育の重恩あり。われ此恩を報ぜざらんやとて、父母のすがたを木にてつくり、朝ゆういける人につかふるがごとく、孝行をなしにける。妻はこれを敬ふ心なく、ある時、夫のるすに木ぞうのゆびを針にてさしければ、血ながれ出たり。丁蘭かへりて木像を拜すれば、涙をはらくとながすゆへ、ふしぎに思ふ所にその夜木像夢にあらはれ、ありし事をくはしくつげたり。丁蘭をどろきてその妻をりべつしたりとなん。

郭巨

郭巨は後漢の代河内といふ所の人なり。家貧しくて母をやしない、二才なる一子あり。母つねにその孫を愛してわが食をわけあたへける。郭巨妻にむかひいふやう、つねに母の食をみてるほど勸ることあたはず。しかるにその内を又わけて孫にあた

へ給ふを見れば、食とぼしくして、しのびがたし。しよせんふうふの中の子は又まうくることもあるべし。朝夕もはかりがたき母はふたたび得がたし。わが子を殺して母を心よく養ヤシナんと、穴をほり子をうづめんとして、はからず黄金コウゴンの釜をほり出し、これにて子をも殺さず、母をも心よく養ひしとかや。これ大いなる孝の徳なり。

蔡順

蔡順は前漢の末、汝南といふ所の人にて、をさなくして父にはなれ、母につかへて孝行なり。このごろ王莽といふものむほんして、天下大いに亂れ、田みのらす、飢饉におよび、蔡順カチ糧つきて、糶カウをとるに、うつはものを二つにして、わかち入る。此時又赤眉の賊といふあり。こゝにとほりかゝり、さい順がくはの實を二つにわかちを見て、その故をとふに、蔡順カチきゝんにてかてなく、このみをとりにて、母をやしなふに、黒くじゆくしたるははゝにあたへ、赤きはあぢはひ酸スし。これはわが食するなりとこたへければ、賊その心ざしをかんじ、白米三斗と牛の片もゝをあたへしとぞ。

董永

董永は後漢の人なり。稚コき時母におくれ、父とし老オシて貧窮なれば、その身人にやとはれ、わづかの賃錢をとりて孝行を盡しけるが、父死して葬ることあたはず。人にわが一生の身をかき入れとなし、錢をかりて、そうれいといとなみ、さてその家にいたらんとせし道にて、美女にあいしに、御身の妻にならんといふ。董永チュウエイさい三いなめども聞キカず。ぜひなくともなひて主人のいへに至り、しさいをつぐれば、主人曰、汝が妻絹三百疋おりたらば、暇をとらせんとなり。かの女、日ならず、織はたし、ふう婦暇をもらひ、歸る道にて董永にむかひ、われは天上の織姫なり。假カに下りて汝が孝心を助タスけしといひ捨去ステサリしとなん。

楊香

楊香は晋の代、魯國の人。楊香ヤウカウがむすめなり。年十四の時、田園にいで、粟をとらんとせしに、虎來りて父を引くはへゆかんとす。楊香女のことなれば、すべきやうなし。されども日ごろ孝心ふかきものなれば、わが身に虎をすこしも怖れず、虎の平首ヒラウシにとりつき、父を助タスけて、われをくらふべしとなげきければ、たけき無心の獸なれど、この孝心に感じてや、楊香ヤウカウをはなし、猛き勢ひもくぢけん、尾をたれて山のかたへにげさりけり。至孝の篤アツキにあらずんば、かゝるふりよのわざはひ、虎口コウをのがれがたけん、父

子つづがなきことを得しも、孝行の徳によるものなり。

関子騫

関子騫は周の世、孔子の御弟子にて、十哲の一人なり。子騫が母は早く世を去り、父繼母をむかへたり。後の母、子二人をもちて、まゝ子の子騫をにくみ、冬、蘆の花を衣服に引せて、関子にさせ、わが實子二人には、綿をいれてさせたり。ある時、父、車をびん子に引せけるに、蘆の花を入れたる衣ひえて、體こゝへ、むながひを取はづしければ、父も繼母のあしきを知りて、りべつせんと怒りける。びん子のいふやう、今母ぎみなくば、子ども三人ひえこゝへん、我身一人は苦しからずと諫けり。けい母これをきゝて、むぢひの心を改めしとなり。

曾參

曾參は周の世、孔子の高弟子にて、つねに孝志あつきゆる。孔子も道統の傳をつがしめ、孝經をと、きしめし給ふ。ある時、曾參、山へたき木を取にゆきける。すにしたしき人きたりしかど、元より貧しければ、もてなすこともならず。曾參はやくかへれかしとて、母ゆびをかみければ、そのいたみ曾子に通じて、にはかに胸いたむゆる。いそぎ

たき木をになひかへりければ、母そのゆるをかたり、客に馳走しける。まことに親子は、こつにく一たいといへども、その氣の通することかくのごとき、孝子にあらざれば、なんぞ此ことあるべき。至孝の心ふかきことは、然もあるべきなり。

黄香

黄香は後漢の世、江夏安陸の人なり。九歳のとき、母におくれ、父につかへて、孝心ふかし。夏のあつさつよきときは、父の床のうちをあふぎすすしくして、寝さしめ、冬のさむき夜は、わが身のぬくもりをもつて、とこの内をあたゝめ、臥さしむ。そのみならず、つねのおこなひ父のことばをそむかず、よく孝行をつくせしかば、ところのやくにん、此ことを表文にかき、時の天子和帝に、そうもんしければ、ことのほかに御感あり、あまたほうびを給はりて、孝子の名をあらはせしとなり。

王褒

王褒は晋の世、營陵の人なり。父は王儀とて、文帝につかへしに、罪なくして命をたゝれ、王ほうそれを恨、一期のあいだ都の方へむかひて坐せず。つねに父の墓にまうでかなしむ。泪にてかたはらの木もかれたりとぞ。母そんざいの時、雷をおそるゝ人な

りければ、みまかりてのちも風雨雷めいするときは、王裒はかしよにいたり、世にあるときのごとく母ぎみ雷をおそれ給ふな、こゝにつきそひ奉るとなみだを流してひざまづき、雷のはるゝまで去ることなし。まことに孝心のふかきこと、餘はおしはかり知られて、いとあはれなりしとぞ。

吳 猛

吳猛は晋の代濮陽の人なり。少きより孝行の聞あり。とし八歳の時、夏にいたれども家貧にして蠅もなく、よろづ心にまかせざれば、わが衣を親にきせ、あかはだかになりてそのかたはらにふし、蚊にあかしてはらはす。はらへば親のかたへ蚊のゆかんとことをおそれ、わが肌をよすがら蚊にくはせてねむりにつかざりしとぞ。その他の所行はおしてしらる。まことに孝行のあつきこゝろざし感ずるにあまりあり。父母死してのち丁義といへる仙人にしたがい、法をまなび得て仙術をよくせしとぞ。

黄山谷

黄庭堅は宋の代の人、山谷老人と號す。若き時東坡が門弟となり、詩章に達し、官高く、

平生親につかへて孝なり。その身たかきくらるにのぼり、妻もあり、あまたのめしつかひもあれど、つねに母の大小便の器は人の手をからず、みづからそのけがれたるを洗ひ、その餘、子たるものゝおやにつかゆるのみちをつくさずといふ事なし。その孝道天理にかなひ、りつしんいよゝあつく、つひに大史官といへる高官にのぼる。尤、此山谷が博學なるは世の人のよくしるところなり。

庾 黔婁

庾黔婁は南齊の人にて、父につかへて孝なりしが、ある時父大病をわづらふ。その善悪を醫師にとふに、醫師こたへて病人の糞をなめてしるべし。苦きはよし、甘くばやまひいゆべからずといふ。黔婁やすきことなりとて、ひそかに病人の糞をなめ、こゝろみるに、その味ひ甘かりしかば、黔婁うれひかなしみ、香をたきて北斗星にいのり、ねがはくは、わが命をちよめ、父の命にかへ、やまひ平癒なさしめ給へと、丹誠をこらしければ、日あらずして父のやまひ本ふくして、長く無病にてありしとぞ。實に孝心のしごくせるを天もあはれみ給ふなるべし。

朱壽昌

壽昌は宋の世の人、母は七歳の時父にりべつせられて他へ行きたり。壽昌せいとうして神宗帝につかへけれども、産の母をしらずして一日も孝養なきをなげき、官祿をすて、母をたづねに出つひに秦の國にてたづねあたる。その時母の年七十にあまれり。たがひに涙をながしよろこびて壽昌は孝をつくしつかへけり。此事神宗帝にそうもんするものありしに、えい感なゝめならず、官をすてし罪をゆるし、母子ともみやこにめされ、もとのごとく官ろくを給はりけり。至孝の徳、賞するにあまりあり。これ宋の熙寧年中のことなり。

陸績

陸績は後漢の人、年六歳の時袁術といふ人にまみゆ。袁術りくせきのもてなしに橘を出したり。陸績たちはばな二つをふところにしてかへる時、禮をなすととりおとしければ、袁術見とがめ幼きとて非禮なりといふ。その時りくせきひざまづき、謹しんで申すやう、わが母たちばなを好めり、家にかへりて母にそなへんとぞんじてしよくせずしてもちかへらんとすと答へければ、袁術きゝて、六歳の小兒その身はしよくせず、母にそなへんとする孝心かんするにあまりありと賞たり。はたして孝行

の名たかくきこへつひには博學多才の人となりけり。

江革

江革は後漢の代の人なり。をさなくて父にはなれ、家貧にして母につかへ孝をなす。折ふし戰國となりければ、母を車にのせてわきの國へにげゆくところに、ぬす人江革を見てつれゆかんとす。こうかく悲みていふやう、われこゝに老母あり。たよるかたなければはなれがたきよしをわぶる。賊ゆるしてはなせしかば、下邳といふ所にいたり、家をもとめその身は人にやとはれ、身にまとうものもなく、足にはくべき沓さへなければ、親のために身をおします。わづかの賃錢をとりてまめやかにやしなひつかへしが、人みなかん歎せざるはなかりき。

王祥

王祥は晋の世の人、繼母朱子に仕へて孝なり。朱子はわが産の子王覽をのみ愛して王祥をにくむこと甚し。されども孝のこゝろざしをうつさず。ある時母冬月に生魚を食せんことをのぞむ。王祥池にゆきて見るに、氷とちて魚をもとむるに便なし。かにもして母のねがひにみてんと、赤裸となりて氷の上にあふす。孝心天につうじて

や、氷おのづからとけて鯉二つおどり出たり。よろこび取りかへりて、繼母朱子にそなへけり。それよりかの池の氷の上に、王祥がふしたる形のこりて年々くかはる事なしといへり。かゝる孝義つもりてのち、王祥は太尉といへる大官にのぼれり。

老萊子

老萊子は周の代の人なり。年七十にして父母をもてり。親に仕ゆるにつねにしくもつも小兒のごとく、七十におよべども年老たるといはず。衣ふくも子どもの如く、譯もなき遊びたはむれをなして二親をなぐさめ、給仕などに、わざとつまづき轉びて、持たる物をおとし、小兒のごとく泣わめき、稚きふぜいをなす。これふたおや、わが子、年おいて餘命なく、その身命もたのみすくなしと思はんかとなり。心中日夜に孝心のふかきを思ひやるべし。かく身をこらし、數十年つとむること、至孝のおこなひ世にたぐひなかるべし。

姜詩

姜詩は後漢の代、廣漢の人なり。父をうしなひ、一人の母に仕へて孝道をしごくせり。妻の龐氏もしうとめに事ふるに、まめやかなり。母つねに三十丁程はなれたる江湖

の水をこのめり。龐氏つねにゆきてその水をくみ來る。又母うをのなますをこのめり。夫婦つねにとゝのへ母にすゝめてよろこばしむ。かゝる孝行のとく天に通じけん。姜詩がいへのかたはらに江湖の水わきいで、おのづから池となり、朝ごとに鯉ありて勞せずして心のまゝに母に孝行をつくせしといふ。夫婦がまことをかんじ天よりたまふものなるべし。

唐婦人

唐婦人は唐の代、崔瓊が妻なり。しうとめ長孫夫人、年老いて齒一まいもなく、食物をくらふことならず。娶のとう婦人これにつかへて至孝なれば、しよくもつのかはりに、乳をあたへて飲しむること四五年、姑しよくせざれどもそくさいなり。かくて長孫夫人、老病にうちふし、親ぞくあつまりて看病す。その時ろう母みなく、にいふやう、われこれまでよめの乳にて命ながらへたる恩をいまだむくはず。なにとぞ若きものども、よめの唐婦人がわれにつかへしごとくにして、かれに孝行のおんをほうじくれよといひおきて死したりとなん。

仲由

仲由は周の代、孔子の御弟子、子路の事なり。母に仕へて孝心あつし。家貧にして食とぼしく、人にやとはれ米を百里の外おひゆきそのちん錢をもつて母をやしなふ。孝志のふかきめぐみにや、母死て后、楚國につかへ、富貴を得てしとねをかさね、かなへをならべ、よき身の上とはなりけり。此とき子路たんじて曰、今おやの命ありて、孝をつくしなば、いかにばかりかよるこび給ふらん、わが身しよくにとぼしく、あかざをくらひ、米をせおいて貧しかりしも、かゝるふうきとなりながら、二親いままさず、何の樂みかあらんと歎きしとぞ。

刻子

刻子は周の世、伽夷國の人なり。生れ得て孝心深く、父母年よりて兩眼をわづらひ、鹿の乳を藥にせんことをもとむ。ゑん子孝心あつきものゆゑ、工夫して鹿の皮を身にまとひ、鹿おほき山に入りて、乳をもとむ。獵人これを見て、弓に矢をつかへす。でに射んとす。刻子おどろき、われはまことの鹿にあらず。年おいたるちゝはゝの眼のやまひに鹿のちゝをもとめ、藥にせんとかくのごとく、かたちを鹿にいでたちたるかた。る。かり人も矢をひかへて、その心ざしをかんにける。かゝるふしぎの矢しりをの

がれて、鹿のちゝを得、二おやにあたへしと、天道その孝心厚きをかんに給へるなり。

第三 別撰二十四孝の姓名

以下傳記略す

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 劉 | 殷 | 王 | 延 | 晉 | 何 | 琦 | 晉 | 王 | 彭 | 宋 | 阮 | 孝 | 緒 | 梁 | | | |
| 吳 | 明 | 徹 | 陳 | 阮 | 卓 | 陳 | 齊 | 宗 | 室 | 鏗 | 傳 | 庾 | 域 | 南 | | | |
| 徐 | 份 | 南 | 蕭 | 叡 | 明 | 解 | 叔 | 謙 | 南 | 陸 | 政 | 書 | 梁 | 彥 | 光 | 隋 | |
| 宋 | 思 | 禮 | 唐 | 朱 | 泰 | 宋 | 胡 | 光 | 遠 | 元 | 史 | 彥 | 斌 | 元 | 湯 | 霖 | 元 |
| 包 | 實 | 夫 | 明 | 王 | 原 | 明 | 趙 | 重 | 華 | 明 | 向 | 化 | | | | | |

第四 釋氏二十四孝の姓名

- | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|------|-----------------------|----|-----|-----|-----------------------|----|------|----|--------------|
| 晉 | 青山 | 竺法曠 | 高僧傳 | 宋 | 定林寺 | 僧鏡 | 高僧傳 | 齊 | 鄴下 | 道紀 | 續高僧傳、
輔教編 |
| 齊 | 莊嚴寺 | 道慧 | 高僧傳 | 梁 | 光宅寺 | 法雲 | 續高僧傳、
輔教編 | 梁 | 開善寺 | 智藏 | 續高僧傳、
輔教編 |
| 梁 | 草堂寺 | 慧約 | 續高僧傳、
輔教編 | 周 | 中興寺 | 道安 | 續高僧傳 | 隋 | 慧日道場 | 敬脫 | 續高僧傳 |
| 唐 | 韶州 | 慧能 | 宋高僧傳、
佛祖統紀、
輔教編 | 唐 | 陸州 | 陳尊宿 | 五燈會元、
禪苑蒙求、
正宗贊 | 唐 | 普光寺 | 慧璣 | 續高僧傳 |
| 唐 | 安國寺 | 子鄰 | 宋高僧傳 | 唐 | 大梵寺 | 代病 | 宋高僧傳 | 本朝 | 和州 | 榮好 | 元亨釋書 |
| 本朝 | 智泉 | 元亨釋書 | | 本朝 | 高野山 | 祈親 | 弘法大師の姪
釋書 | 本朝 | 陽勝 | 釋書 | |

周、福光寺、道丕宋高僧傳、輔教編
本朝、三井、證空、釋書

本朝、睿山、禪喜、釋書
宋、景德寺、法雲、行業記

本朝、信誓、釋書
明、寶林寺、大同、明高僧傳

第七章 孝經の成立及び其傳來

『孝經』は孝經第一卷開宗明義章によれば孔子が其門人曾參に口授して成る所であり、故に『史記』六十七卷仲尼弟子列傳には『曾參南武城人字子輿少孔子四十六歲孔子以爲能通孝道授之業作孝經死於魯』とあるのです。然るに『孝經注疏』の序には

夫孝經者孔子之所述作也中略先儒或云夫子爲曾參所說此未盡其指歸也蓋曾子在七十弟子中孝行最著孔子乃假立曾子爲請益問答之人以廣明孝道既說之後乃屬與曾子

とあるのですが、孔子と曾子との問答を假設とするが如きは、聊か臆測に過ぐるものかと考へられます。

次に『孝經』の傳來に就きては右の『孝經注疏』の序文の『乃屬與曾子』の次に
洎遭暴秦焚書並爲煨燼漢膺天命復闡微言孝經河間顔芝所藏因始傳之于世自西漢及魏歷晉宋齊梁注解之者迨及百家至有唐之初雖備存祕府而簡編多

有殘缺傳行者唯孔安國鄭康成兩家之注并有梁博士皇侃義疏播於國序然辭
 多紕繆理味精研至唐玄宗朝乃詔羣儒學官俾其集議是以劉子玄辨鄭注有二十
 七惑司馬堅斥孔注多鄙俚不經其餘諸家注解皆榮華其言妄生穿鑿明皇遂於
 先儒注中採撫菁英芟去煩亂撮其義理允當者用爲注解至天寶二年注成頒
 行天下乃自八分御札勒于石碑即今京兆石臺孝經是也

とあるにて其大要を知る事を得ます此玄宗の石碑に刻せる孝經は今に存して阮
 元の十三經注疏の校勘記には之を引用してあります斯くて支那に於ては此玄宗
 の注釋本を以て永く定本と爲して居るのであります日本に於ても所謂唐の玄宗
 の『御注孝經』を以て學校の教科書と定められたのであります而して皇室を始め特
 に重きを孝道に置くが故に清和天皇の時には特に『孝經』の定本に關して詔を發せ
 られて居ります是れは我國體上重大なる關係あるを以て左に其制旨の全文を掲
 載して置きます

日本三代實錄卷四清和天皇貞觀二年の條

十月十六日壬辰制哲王之訓以孝爲基夫子之言窮性盡理即知一卷孝經十八章

六籍之根源百王之模範也然此間學令孔鄭二註孔安國爲教授正業厥其學徒相
 沿盛行於世者安國之注劉炫之義也今案大唐玄宗開元十年撰御注孝經作新疏三
 卷以爲世所傳鄭注義理乖謬又稽之鄭志康成不注孝經安國之本亡於梁亂今之所
 傳出自隋劉炫事義紛蒼誦習尤艱靡厭衆心更招疑義故玄宗廣酌儒流深廻睿想爲
 之訓注冀闡微言即勅學士儒官僉議可否於是當時有識碩德名儒咸集廟堂恭尋
 聖義妙理甚深常情難測同共嗟伏服請頌傳侍中安陽縣男乾曜等奏曰天文昭爛洞
 合幽微望即流行佇光來葉制曰可然則孔鄭之注並廢於時御注之經獨行於世
 而唯傳彼注未讀此件經假之通論未爲允愷鄭孔二注即謂非眞御注一本理當遵行宜
 自今以後立於學官教授此經以充試業庶堊前儒必固之失遵先王至要之源但去聖
 久遠學不厭博若猶敦孔注有心講誦兼聽使用莫令失望

然るに『孝經』には古文今文の二種あり古文は二十二章より成り今文は十八章より
 成つて居るのであります其今文は即ち唐の玄宗の定本にして古來日本に於て採用
 して居る所であります然るに徳川時代に至り其所謂古文を註釋して世に公にせ
 しものが出來たのであります即ち冢田虎字は叔貌 號は大峯の『家註孝經』の類であります而

して此古文孝經の偽書なることは津藩國校の督學津阪孝綽の『孝經發揮』に詳に辯じてあるのみならず、阮元の校勘記の序にも之を詳に辯じてあります。其文左の如くであります。

十三經注疏校勘記本孝經孝經注疏校勘記序

孝經有古文有今文有鄭注有孔注孔注今不傳近出於日本國者誕妄不可據要之孔注即存不過如尙書之偽傳決非真也鄭注之偽唐劉知幾辯之甚詳而其書久不存近日本國又撰一本流入中國此偽中之偽尤不可據者孝經注之列於學宮者係唐元宗御注唐以前諸儒之說因藉摺撫以僅存而當時元行沖義疏經宋邢昺刪改亦尙未失其真學者舍是固無繇闕孝經之門徑也惟其譌字實繁元舊有校本因更屬錢塘監生嚴杰旁披各本並文苑英華唐會要諸書或讎或校務求其是元復親酌定之爲孝經校勘記三卷釋文校勘記一卷阮元記

第八章 孝經の内容

此章の中には親が子を生んだと云ふ事が孝道の原因に爲るや否やの問題をも記す

孝道に關する孔子の教へは孝道を以て人間各自の徳を進むる根本であつて且又教育の基礎であるとしてあります。而して肉體を傷つけざるを孝の始めと爲し、社會に立ち若くは君主に事ふるに道德的精神及び行爲を以てして令名を後の世に垂れ以て父母を顯はす事を孝の終りであるとしてあります。而して茲に引用する孝經は清の阮元の十三經注疏校勘記本であります。即ち開宗明義章第一に、仲尼居曾子侍子曰先王有至德要道以順天下民用和睦上下無怨汝知之乎曾子避席曰參不敏何足以知之子曰夫孝德之本也教之所由生也復坐吾語汝身體髮膚受之父母不敢毀傷孝之始也立身行道揚名於後世以顯父母孝之終也夫孝始於事親中於事君終於立身

とある如くであります。而して其孝道は上天子より下庶人に至るまで其身分によりて其方法を異にすとのこと、同書第二章より第六章までの間に述べてあります。而して孝道は必ず祖先崇拜を含まねばならぬやうに述べてあります。即ち

聖治章第九に

曾子曰敢問聖人之無以加於孝乎子曰天地之性人為貴人之行莫大於孝孝莫大於嚴嚴父嚴父莫大於配天則周公其人也昔者周公郊祀后稷以配天宗祀文王於明堂以配上帝是以四海之內各以其職來祭夫聖人之德又何以加於孝乎(下略)とあるを以て之を知るべきであります次に聖治章第九の終りに父母の恩澤の偉大なることを示し更に父母に對する禮と他人に對する禮との區別が示してあります即ち

父子之道天性也君臣之義也父母生之績莫大焉君親臨之厚莫重焉故親生之膝下以養父母日嚴聖人因嚴以教敬因親以教愛聖人之教不肅而成其政不嚴而治其所因者本也故不愛其親而愛他人者謂之悖德不敬其親而敬他人者謂之悖禮以順則逆民無則焉不在於善而皆在於凶德雖得志君子不貴也君子則不然言思可道行思可樂德義可尊作事可法容止可觀以臨其民是以其民畏而愛之則而象之故能成其德教而行其政令詩云淑人君子其儀不忒とある如くであります。

斯くて右の文中に於て今日最も重大なる問題として取扱はねばならぬものは「父母に對する報恩の原因中に父母の我を生んだと云ふ條項を存する事」であります。即ち近來の自然科学的研究の結果によれば妊娠は人間の生殖本能に本づくものであつて、何等道徳的要素を含んで居るものではないから、必ずしも親が子を生んだと云ふ事が孝道の原因にはならぬと考へらるゝやうに爲つて居ります。それ故に「親が子を生んだ」と云ふ事は法律上でも親權(Parental Right)の原因に爲つて居らぬのであります。即ち單に子を生んで直ちに之を他人に與ふるか若くは棄つる場合には其生みの親には親權は無いのです。乍併之に今一步進んで妊娠の原因を考查せねばならぬ事があります。それは日本及び支那に於ては國家并に社會組織の單位を家に置いてあるので、所謂家族制度を維持して居つて、是れが道徳的及び法律的に合理的な慣習であるとせられてありますから、若し妊娠の原因が子孫を得ると云ふ神聖なる精神作用に出でて居る場合には、其妊娠の結果より生ずる所の子供は其父母及び祖先に對して單に生んだと云ふ理由のみにても父母及び祖先に對して報恩を爲す義務があるのです。『孟子 離婁 章句 上』に

孟子曰不孝有三無後爲大趙子曰於禮有三不孝者三事謂阿意曲從陷親不義一也家貧親老不爲祿仕二也不娶無子絕先祖祀三也三者之中

爲大無後無後也君子以爲猶告也舜告焉則不得娶而終於無後矣告也蓋權而得中則不離於正矣

舜不告而娶爲無後也君子以爲猶告也舜告焉則不得娶而終於無後矣告也蓋權而得中則不離於正矣

とあるを見て知るべきであります。而して斯くの如くにして妊娠せる時には其原因は神聖であるのです。それ故に古來東西何れの國にても家族制度を維持する地に於ては、正妻の外妻を置く事を許してあつたのも亦斯かる爲であります。乍併、蓄妾の制度は東西共に家族制度維持の方法として一つの變則であるのですから、最高道德にては之を是認せぬのであります。

さて世界最古の法典たるバビロンのハムムラビ法典に蓄妾の制度あり。即ち第三百三十七條、第四百四十四條、第四百四十五條、第八十三條、第八十四條等に見ゆ。此内左の二ヶ條最も適切なれば其全文を擧げて置きます。

ハーバー譯ハムムラビ法典(英譯)頁五十一 (The Code of Hammurabi, King of Babylon, Eng. tr.

by Robert Francis Harper, p. 51.)

第四百四十四條、男子妻を娶り其妻下婢を夫に與へ、其下婢子供を生める場合、夫妾を娶らむと計る時は其妻并に下婢は之を認めざるべし。即ち夫は妾を娶ることを許されず。

第四百四十五條、男子妻を娶り其妻に子供なきが故該男子妾を娶らむとする場合、彼は妾を取りて、之を家に入るゝことを得。但し妾は之を妻と同列に置くべからず。

クーランジュ著古代都市頁四三 (Fustel de Coulanges, La Cité Antique, p. 43.)

婚姻は神聖なる儀式 (la cérémonie sainte) で以上の如き重大なる結果を生ずべきものであつた。それ故ギリシア若くはローマの學者には婚姻を表はすに宗教的行爲 (un acte religieux, *thevrayais*) 婚姻を捧げるの意を意味する語を用ふる習慣があつた。アントニヌス (Antonins 紀元九六年より一九二一年までの間に皇帝と爲りたる人の皇帝を) 時代の人で今日我々の手にすることのできぬあらゆる古文獻を所
有して居つたポリュクス (Pollux) の語る所によれば、古代に於ては婚姻を表はす

に或る特定の語「ガモス (*γάμος* ギリシア語で婚の義を有す)」を以てする代りに、單に神聖なる儀式の意味を有する「テロス (*τέλος*)」を用ひ、古代に於ては婚姻を以て恰も特に神聖なる儀式の如く考へて居たらしいと云ふ。[スモール氏(英譯)古代都市 自五四頁至五五頁 (The Ancient City, Eng. tr. by W. Small, pp. 54-55.)]

ヘースティングス編、宗教倫理百科全書 第一三卷 八九頁 (Encyclopaedia of Religion and Ethics, edited by James Hastings, vol. 3, p. 819.)

ギリシア人の間に於ては蓄妾(Concubinage)は奴隸制度に本づいて居た。(中略)ホーマー以後の此問題に關する我々の智識は局部的ではあるが、アテネだけに關するものである。さうはいふものゝアテネ以外の他の國家にも類似の状態の存して居た事は勿論許容する。アテネに於ては正當なる婚姻は共に市民(アテネの)たる一男子と一女子とによつて結ぶことができた。何となれば斯くの如く一男子と一女子との結合のみが婚姻の眞の目的、即ち市民として絶えず補給を受くることができたからである。(中略)法律的に認められた蓄妾の制度がアテネに存在して居たとは思はれない。併しアテネに於ても其他の土地に於ても男子は其女

奴隸若くは他の婦人と同棲することができ、或る場合には少くとも法律が斯かる關係を承認した事は勿論である。(クローレル氏による)

大英百科全書 第六卷 八四一頁 (Encyclopaedia Britannica, vol. 6, p. 841.)

蓄妾 [Concubinage] ラテン語 Con(共に) cubare (横はる、臥す)とより來る

蓄妾とは適法の婚姻の完全なる認可なきにも拘らず、婚姻せるものとして同棲する男女の状態を云ふ。婚姻法が純然たる慣習の域を脱せざる古代に於ては、妾は一種の低い階級の妻として確實に認められて居た。而して正妻と異なる點は、主として妾には永久の保證が缺けて居つた事である。(中略)ローマ法は二種の適法の婚姻 (legal marriage) を認めて居た。(一)は麵麩共用式婚姻 この譯語末廣氏による (Confarreatio) 若くはコエンブテオ (Coemptio) と稱する一定の公儀式に依る婚姻で、(二)は何等公の形式無く單に婚姻に好良なる精神状態 (Affectio Maritalis) 即ち或る婦人を生涯の配偶者として取ると云ふ堅き意向に本づく婚姻を云ふ。以上の嚴格に合法的なる婚姻に次で適法と認定された身分として蓄妾が來るのであるが、是れは婚姻當事者たる男女共未婚にして他に妾無きものに限る。蓄妾は『婚姻に好良な

る精神状態』を缺き、従つて夫婦の權利を缺如せる點に於て上記第二の無形式の婚姻と異なる。たとへば妾は妻の如く夫の階級に高められず、又其生める子供は、單なる私生兒に對しては禁止せられたる法律上の諸權利を享有し得るも、嫡出兒とは認められないのである。上記の單なる私生兒に對しては禁止せられたる法律上の諸權利とは、其父親は妾の生みたる子供を扶養し、且つ嫡出兒無き場合は其財産の六分の一を與ふべき義務があり、更に又妾の子供は其母親たる妾が父親と後になつて婚姻する時は完全に嫡出兒と爲り得ることを云ふ。

東ローマ帝國に於てはレオ皇帝は形式上の婚姻を唯一の適法の身分として主張したのであるが、西ローマ帝國に於ては、蓄妾は依然として基督教を信する皇帝達にさへも認められて居つた。(下略)

右列擧する所の書籍を始めとして古代に於ける日本及び支那以外の諸國民間に蓄妾の事實ありし事を記する所の書籍は甚だ多くこれあり、東洋に於ては『尙書』『禮記』『白虎通』『古事記』『日本書紀』『大寶令』其他政治上の制度を記する文獻中には蓄妾の事甚だ多く見ゆれど、東洋の蓄妾は一般周知の事なればすべて之を略

す。且つ養子制度も亦家族制度の維持に關聯する所の一種の制度であります。始め聖人の教へに於ては之を許さなかつたのであります。其理由と沿革とは穂積先生の『祭祀及禮と法律』の附録の祭祀と國體の條一、二に詳でありますから、今之を左に引用して置きます。

此事に就きましては、先頃世界を驚かしましたところの乃木大將の自殺……此時に將軍の遺されました遺言の中に『養子の弊害は古來の議論有之』『天理に背きたる事は致す間敷』と云ふ文章があつたのは、諸君も御承知の通りである。此の『古來の議論有之』と申すのは、將軍は學者でありましたから、或るしつかりした據り所があるのであります。春秋左氏傳に、神は非類を敬ウけず、民は非族を祀ウらずとあつて、一族以外の者が祀つても神は敬ウけない。斯う云ふことが春秋左氏傳にあります。之は勿論、左氏の考へでなく、支那の昔からの信仰でありまして、故に異姓コトナラを養ふの罪など云ふものがあつたのであります。漢學者には、皆異姓を養うて養子とすると云ふことは惡事である。天其家を滅すのを人爲を以て之を妨げるものである。人の血統に、子無きは、天其家を滅すので、天命を畏るゝ者は、天之を滅

すこと無く之を續けるのは天與の至りであると云ふ考へが、昔より有つたのである。物徂徠の政談、太宰春臺の經濟錄或は會澤正志の下學邇言、其他淺見炯齋の氏族辨證であるとか、數へ舉げられない程、昔の漢學者儒者は、養子を天道に背くと議論を致して居つたものである。(中略)

又、此養子と云ふものは、血筋でなければいかんと云ふことに就きましては、他にも著しい事件があります。徳川時代の初世に於て、徳川氏が既に天下の政權を握りまして後に三河以來の功臣一同を天下に配置して、以て幕府の基礎の動搖を防ぐと云ふことは、一の大なる政略であつたに違ひないのである。併しながら太閤以來の大小名を濫りに其封を奪つて、而して之を譜代恩顧の臣に與へると云ふことは出来ないのである。茲に於て、何人の獻策に因るか、是は明かでありませぬが、——林道春等の進言に因るものであらうと云ふことでありますが、——血筋でなければ養子にすることが出来ぬと云ふ嚴重なる法を立てたのである。大小名に子が無い時は、近親以外からは養子にすることが出来ぬので、子の無くなつた時は嗣子無くして、斷絶すと云つて其封を收めて、諸侯を廢し、その代りに、功

臣を封じた。是の如く徳川の初めに於て、異姓養子を禁じた爲に、封を失ひました者は隨分其數が多い。廢絶録と題する書物を見ますと、能くそれが分ります。是は天下を治める名策として考へたのだが、是はやはり損いで、一の大名を潰して數千若くは數萬の浪人を出したものであります。浪人は算盤を持つて喰ふことも出来ねば、鋏を持つて喰ふことも出来ぬ。一技一能あつて他の諸侯に抱へられた者の外は、皆亂を爲すの人達であつたから、其一たび大阪の舉あるや、浪人の集まる者十萬と稱した。又一たび九州の奥なる肥前天草に於て叛亂あるや、天下の浪人は、争うて是に赴いた。由井正雪が不羈を企つるや、是に黨する者二千餘人と稱した。此の如く、自ら生活することの出来ない浪人が殖え、其浪人が常に亂を思ふので、これは困つたことだと云ふので、由井正雪の亂が起つた時に、松平伊豆守、阿部豊後守の評定に依つて、養子法を變へる事になつた。日本は當然同じ姓のやうなものであるから、他姓の者も養子して宜しい、或は末期養子などと云ふこともして宜しいと云ふ風に、養子の法を慶安四年の由井正雪の變のあつた當時に變へて、大名を潰すことを止めたので、それから後は、此浪人の亂と云ふものが絶

えたのであります。(下略)

斯くて單に自然科学的に、一般人類の妊娠を考察する時には只人間の本能の發現の外認むべき點は無けれど、規制的原理 (Regulative Principle) に支配さるゝ所の高等動物たる人間に於て、其進歩せる道德的觀念の上から行ふ所の生殖作用には、自然科学的原理以上の神聖なる原理を含んで居るものでありますから、精神科學的に見れば、妊娠と云ふ事實は、道德上神聖なものであると云ひ得るのであります。規制的原理の事拙著『道德科學の論文』第一卷第四章第十項第二節参照

次に、紀孝行章第十に我が品性を養ひ我が身を全うして、父母の心を安んずる事を以て眞の孝道たる意味を述べてあります。即ち

子曰、孝子之事親也。居則致其敬、養則致其樂、病則致其憂、喪則致其哀。祭則致其嚴、五者備矣。然後能事親。事親者居上不驕、爲下不亂。在醜不爭、居上而驕、則亡爲下而亂、則刑在醜。而爭則兵、三者不除、雖日用三牲、牛、羊、豕、之養猶爲不孝也。とある如くであります。

次に、廣要道章第十二に天下を治むるの道は孝より善なるものなしと示されてあ

ります。即ち

子曰、教民親愛、莫善於孝。教民禮順、莫善於悌。移風易俗、莫善於樂。安上治民、莫善於禮。禮者敬而已矣。故敬其父、則子悅、敬其兄、則弟悅、敬其君、則民悅。敬一人、則千萬人悅。所敬者寡、而悅者衆、此之謂要道也。

とある如くであります。然るに今日世界各国に於て國家統治の任に當る所の政治家は只徒らに學問、智識、財産、名譽、權力若くは社會の地位の如き物質的なる人爵のみに重きを置き、而して品性即ち天爵を人間に與ふる事に力を注がぬのであります。換言すれば根本を忘れて枝葉に走つて居るのであります。それ故に多大の教育費を費し、幾多の法律を作り且つ種々の思想教育に關する官制を設けて、多くの官吏を養ふと雖も人間の思想益、惡化して、人類の生存、發達、安心及び幸福享受の原理に遠ざかり、愈、努力して愈、其國家の統治はできぬのであります。是れ現代に於ける全世界の學者、政治家、教育家、實業家及びあらゆる有識者の深く反省すべき事であらうと愚考仕ります。

次に、孝道は親の喪に服する事を以て重大な事と爲して居るのであります。即ち喪

親章第十八に

子曰孝子之喪親也哭不偯禮無容言不文服美不安聞樂不樂食旨不甘此哀戚之情也三日而食教民無以死傷生毀不滅性此聖人之政也喪不過三年示民有終也

とあるを以て之を知るべきであります。故に孔子の歿するや門人多く其墓の邊に住して其喪に服し殊に子貢の如きは墓邊に住する事六年の久しきに及んだのであります。

之によりて支那に於ては孝道及び祖先崇拜に關する禮儀は周代以來殊に嚴格にして冠婚葬祭皆悉く之を父母及び祖先の廟に告ぐるの例であります。而して結婚の如きも士以上は廟見の式を終るまでは夫妻同衾を爲さず廟見に關しては種々異論あれども古代の規定は此處に記する如くであります。且つ士以上は三年の喪中に於ては夫妻必ず別居を要する制度であつたので其喪中に出産などありて刑罰を受けられしものもあつたのであります。支那に於ける孝道及び祖先崇拜の形式を偏重する事は必ずしも古聖人の眞精神ではないので皆中古以來の一つの弊習に過ぎざるものなれば日本の如きは其

精神を重んじて其形式を株守する事は無かつたのであります。尙ほ喪服制度に關しては拙著『支那喪服制度の研究』『東洋法制史本論』に收むに詳なれば之を参照せられたし。

第九章 西洋に於ける祖先崇拜及び孝道

西洋の文明は夙にハム族(Hamitic)の埃及人、セム族(Semitic)のバビロニア人(Babylonian)、アッシリア人(Assyrians)、フェニキヤ人(Phoenicians)、ヘブライ人即ちイスラエル人(Israelites)、アラビア人(Arabians)等に其源を發し、遂にアリアン人種(Aryan)たるギリシア人(Greeks)及びローマ人(Romans)に普及して大成されたのであります。而して千九百二年右のバビロンの古都スサ(Susa)の附近より發掘せるハムムラビの法典(The Code of Hammurabi)は世界最古のものにして、四千年以前の立法に係るもので、全部楔形文字(Cuneiform)で書き之を石に刻してあつたのです。只今は歐洲各國語に私の翻譯されて居ります研究室には之に關する歐洲學者の著書が種々ありますが、其中にてクック氏(Stanley A. Cook)の著書『モーゼの律法とハムムラビの法典(The Laws of Moses and the Code of Hammurabi)』を通覽するに、同書の一二九頁より一三〇頁の間に左の如き記事があるのです。即ち

古バビロニア時代に於ては兩親と子供との關係は世に所謂『サマリア(Sumeria)』の

四つの律法に明白に示されて居る。

- 一、息子^{ムスコ}其父に對して『汝は我が父に非ず』と云はゞ當該息子に^{イシズミ}黥して印を附し之を賣りて銀に換ふべし。
- 二、息子其母に對して『汝は我が母に非ず』と云はゞ當該息子の額に黥して其市中に住ふ事を禁じ且つ之を家より放逐すべし。

三、(略す)

四、(略す)

是等の律法は最古の契約表より知らるゝ如く養子にも適用されたのである。是等の律法はハムムラビの法典中には見出されないが、それは恐らく餘りに周知のものであつたが爲であらう。(下略)

と云ふ如く記してあります。されば白人種間にも亦夙に孝道の積極的に存在せし事を明かにする事ができるのであります。

次に、ギリシアの文明は詩人ホーマー(Homer)の頃紀元前九百年
若くは千年より始めて其詳細を知る事ができるのであります。然るにギリシアは之より以前にエジプト及び東

方諸國の文明の影響を被る事多く、紀元前九百年頃には小亞細亞地方のフェニキア人よりアルファベット(Alphabet)の輸入を受けただのであります。斯くの如くしてギリシアに於けるスバルタ、アテネ等の諸國の文明は漸次に勃興し、之に關聯して其内部に於ける家族制度及び祖先崇拜の風習等も亦漸次に確定するに至つたのであります。

ジョーンズ著、歐羅巴文明の曙光四九
六頁 (G. Hartwell Jones, The Dawn of European Civilization, p. 496.)

社會の或る成員が著名であつて、其家庭、町若くは國に光輝を與ふる場合には斯くの如き成員は殆んど神々の地位にまで高められる。而して其同胞は斯くの如き人々に尊敬の情を捧ぐることを喜び、又彼等の記憶を長く保つことを誇りとする。乍併、斯くの如き著名なる人々と普通の死者との間に本質的相違は存しないのである。(中略)

それは兎に角として祖先祭祀(Anccestor-worship)は廣く行はれたものである。それは甚しく性質を異にする諸人種の間に見はれ且つ類似の現象を呈して居る。こ

れまで本書に引照されたる證據よりして、ギリシア人が此祖先祭祀の段階を経たるものである事及びローマ人は其死者の靈に對して歸依の情を拂へる點に於て近代、古代の如何なる人種にも譲るものでない事などが明白に判るであらう。

クローランジュ著、古代都市 自四三頁至四四頁 (Fustel de Coulanges, La Cité Antique, pp. 43-44.)

さて婚姻を生ぜしめた宗教はジュピター (Jupiter 神主) とかジュノー (Juno ジュピターの妻) とか、

或は又、オリュムポスの他の神々の宗教ではなかつた。即ち婚姻の式は神殿に於て行はれないで、家で行はれ、其處(家)を支配するものは家の神 (la dieu domestique) であつた。實際に於ては天(オリュムポス)の神々の宗教が優勢に爲るや、人々は婚姻の祈りに是等の神々を呼ばざるを得なくなつた。更に婚姻の前に神殿に赴き、神々の前に犠牲を捧ぐる習慣さへも生ずるに至つた。之を『婚姻の前禮 (les preludes du mariage, *ἑπορέσκια, προγάμια*)』と呼ぶ。乍併(婚姻)の儀式の主要なる部分は常に家爐の前に於て行はれなければならなかつた。

ギリシア人の間に於ては婚姻は三部より成る。第一は父親の爐 爐は神を祀る處故、神棚といふに同じ

の前で行はれ、之を『辭家式 (*εἴρησις*)』と云ひ、第三は夫の爐の前で行はれ、之を『謁祖式 (*τέλος*)』と云ふ。第二は一方より他方へ移す事、之を『迎納式 (*ἑπιμύησις*)』と云ふ。

第一の辭家式は父親の家に於て、未來の夫の前で(娘の)父親は通常其家族に圍れて犠牲を捧げる。是れが終ると父親は祭辭を讀み上げて其娘を若者に與ふべき事を宣言する。此宣言は婚姻に取つて全く缺くべからざるものである。何となれば娘は其父親が生家の爐より彼女を豫め除かなければ、其夫の爐を禮拜する爲に直ちに行く事ができぬからである。(英譯 古代都市 自五五頁至五六頁)

クローランジュ著、古代都市 自四四頁至四五頁 (Fustel de Coulanges, La Cité Antique, pp. 45-48.)

ローマの婚姻はギリシアの婚姻に非常に類似して居つて、それはギリシアのやうに三部即ち『交付式 (Traditio)』、『入家式 (Deductio in domum)』及び『共餐式 (Confarreatio)』より成る。

第一の交付式は娘が其生家の爐を去る式である。娘が其生家の爐に結び著けられて居るのは、自分自身の正當の權利によつてではなくして、單に家族中の父親を媒介としてであるからして、父親の權力の外に其娘を爐より離ち得るものは

無いのである。それ故、交付式は缺くべからざる儀式である。

第二の入家式は娘が其夫と爲るべき人に伴はれて其家に行く式である。ギリシアに於けると同様に、彼女は覆物を被り冠を著け松明を先頭に立て、行列は進み、人々は娘の周りで古い聖歌を歌ふ。(中略)

行列は夫の家の前で止り、其處で其娘に火と水とを與へる。火は即ち家の神の徴表であり、水は淨めの水で、一切の宗教的儀式を爲さむとする家族に役立つものである。而して其娘が家の中へ入らむが爲にはギリシアに於けるやうに(娘を奪ふやうな真似をしなければならぬ。即ち新郎は彼女を其腕に抱へ上げ、彼女の足を闕に觸れぬやうにして闕を踏み越えて家の中へ抱へ込まなければならぬ。

第三の共餐式はかやうにして新婦が聖火の周りに氏神(Penales古ローマの氏神)や家の神々や祖先の像の祀られてある爐の前に導かれて行く式である。斯くて新郎、新婦の二人はギリシアに於けると同様に、犠牲を捧げ、酒を注ぎ、祈禱を爲し共に小麦の粉で造つた菓子を食べるのである。(中略)

且又かやうな結合が解體することのできぬものであつて、離婚が殆んど不可能

であつた事も判る。ローマ法は『賣買式(Coemptio)』や『時効式(Usus)』によつて一旦結べる婚姻を容易に解體する事を許した。(下略)

尙ほ祖先崇拜の事は本書の第二章の終りに種々の注意を示してありますから御参照ありたし。

是に於て、ソクラテスの頃紀元前四六八年より三九九年に至る間に至りては老人尊敬は勿論、其父母に對する孝道の如きも亦頗る人間の生活上必要なる道德として認められて居つたやうであります。即ちクセノフォン(Xenophon)の記する所は左の如くであります。尙ほ此クセノフォンはソクラテスの友人且つ弟子であつて、アテネの歴史家及び軍人として有名な人であります。大凡紀元前四四五年頃より三五五年頃までの間の人と云ひ傳ふれど詳細のことは不明なり

クセノフォン著、ソクラテス回想録(獨譯)自五八頁(Xenophon, Erinnerungen an Socrates, übersetzt von Otto Guthling, Reclams Ausgabe, S. 54-58.)

ソクラテスは嘗つて彼の長子ラムプロクレス(Lamprokles)が其母親に對して怒りを懷いて居るのを認めたので次の如く云つた。

『息子よ、お前は忘恩者と呼べる、人々を知つて居るだらうね。』

『勿論知つて居ります』と息子は答へた。

『それでは忘恩者と呼べるゝやうな人々は何を爲すかと云ふ事に注意を拂つたことがあるかね。』

『あります。つまり親切を受けてそれに酬いることができる身でありながら、それを爲さぬ人を世間では忘恩者と申します。』

『それなら忘恩は不正と考へられるね。(中略)』

併し世の中で子供が其兩親から受くる親切に優るほどの親切があるだらうか。兩親は存在して居なかつた子供に生命を與へ、其子供等に多くの美はしきものを見せてやり、又神々が人間に與へ給へる財寶を子供等と共に樂しむのである。(中略)

實に母親は其子供に有益なるものや、子供に愉快を與ふるものを探し當てようと心を盡し、又子供に必要なものを給與しようと力を盡すのである。そして自分分は朝夕休息もせず、又其努力に對して如何なる謝恩を受くるであらうかなどと云ふ事は少しも考へないで、ひたすら長い間子供を養育する。それから又兩親

は子供達の身體を世話するだけで満足せず、子供達が十分成長して物事を覺える年頃に爲つたと思へば、自分達が生活上有益なことに至つた事柄を子供達に教へる。否、そればかりではない。そのやうな事柄を彼等よりも上手に教ふることでできる人があると思へば、其人の下で業を受けさせ、費用がどのやうにかゝらうともそれを顧みず、子供達を其人の學校へ遣り、子供達がどうか立派な人間に爲るやうにと、あらゆる限りの世話をする。(中略)』
更にソクラテスは云つた。

『お母さんがどのやうな事を云はうとも、其場合お母さんは悪意を懷いて居らぬばかりでなく、お前(ラムプロクレス)に善い事のあれかしと他の何人よりも多く望むで居らるゝ事をお前は能く承知して居ながら、お母さんに對して怒りを懷くのか。それともお前は實はお母さんがお前に對して悪意を懷いて居るとでも考へて居るのか。(中略)』

『お前は次のやうな事を知つて居るだらう。』

或る人が他の人から親切を受け、それに對して少しの感謝をもせぬやうな場合

でも國家(アテネ)はそれが親子關係以外のものであるならば、かやうな忘恩に就いて憂慮もせず、又それを罪しないでそのまゝにしておくが、若し或る人が其兩親を尊敬せぬときは國家は何故に兩親を尊敬せぬかに就いて其人に辯明を求め、且つかやうな人は國家の公務に與アツカらせない。何となればかやうな人に依つては國家の福祉を祈る爲めの犠牲が正しく行はれず、又他の如何なる事もかやうな人の手に依つては正しく且つ義務通り完全に爲されないと國家が認むるからである。更に又、私はゼウス(Zeus)の神に誓つて云ふが、其死せる父母の墳墓の世話を怠るものがある時は、國家は斯かる事をさへも政府に於て取り調ぶるのである。

されば、息子よ、若しお前がお母さんに對して何かの點で尊敬を拒んだことがあつたならば、お前が物の道理の分る人間であるなら、許しを神に求め、そして神々がお前を忘恩者と思召さぬやうに、又お前に恵みを垂れ給ふ御心を捨て給はぬやうにしなさい。そして人々の前で輕蔑されぬやう十分注意せねばならぬ。若しお前が其兩親を輕蔑して居ることが世間に知れるとお前は友達に捨てられ孤

立の身と爲る。其理由は世間の人はお前と云ふものが其兩親に對して恩を忘れて居ると思ふ時は、お前にどれだけ親切を盡してもお前から感謝を受くること
があらうとは何人も思はぬやうに爲るからである。(下略)

乍併、ギリシア及びローマの家族制度と祖先崇拜の慣習との中には幾多の不合理なる弊害を含んで居つたのであります。因つてキリスト教の歐洲に傳はるや先づ其多神教的なる自然宗教の信仰を根本より排斥して一神教の合理的なる事を説き、其宇宙根本唯一の神の前に於ては人類皆平等なる事を説いたのであります。加之其教理にはパウロを始め幾多の哲學者の學問的基礎附けを得たる結果、遂に所謂キリスト教の神學の成立を見るに至つたのであります。之が爲にギリシア、ローマの家族制度及び祖先崇拜の制度は僅少の世紀間に土崩瓦解に歸したのであります。而してキリスト教文明の起るや、祖先及び諸神崇拜の代りに宇宙根本唯一の神を以てし、家族制度に代ふるに箇人の自由尊重を以てしたのであります。是に於て、祖先崇拜及び父母に對する孝道の如きも東洋の如くに積極的に之を奨勵することは無かつたのであります。随つて社會の慣習及び國家の法律として之

を強制する如き事は素より無かつたのであります。爾來今日に至るまで歐洲にては只人間生活の一つの法則としては祖先を崇拜し、父母に孝道を盡さねばならぬことに爲つて居るので、素より歐米に於ける文明國人は父母、長上に對して美はしき奉仕を爲す人多けれど、併し孝道を積極的に強制し且つ獎勵することはすべて歐米に於ける一般の風習ではないのであります。只其識者の間には絶えず其必要を認められて居るので、或る方面よりは積極的獎勵の意味もあると云ひ得るのであります。左に歐米に於ける識者の孝道に對する傾向を知るに足るべき文獻を掲げて參考に供します。

ヘースティングズ編、宗教百科全書 第六卷、頁一七 (Encyclopaedia of Religion and Ethics, edited by J. Hastings, vol. 6, pp. 17-22.)

孝行 (Filial Piety)

孝行とは兩親若くは兩親の位置を占むるものに和合することであつて、比喻的の意味に於ては孝行と云ふ事は神にまで擴充せらるゝのであるが、此場合には神は父若くは母と考へらるゝのである。孝行と云ふ語がかやうに二重の意味に

用ひらるゝ證據は、家族關係と宗教關係とが種々の仕方で結合されて居る事實に見出さるゝのである。

多くの野蠻民族の間に於ては老人は單に殺さるゝか若くは最早役に立たぬものとして自殺する事を餘儀なくせしめらるゝから、孝行と云ふものは殆んど存在する事ができぬと云はれて居る。(中略)孝行は全體として比較的大なる道德生活の組織中に置かるゝ時に、始めて理解せらるゝものと爲る一種の徳である。更に近代に於ては孝行は發達説の下に持ち來たされて居る、即ち一方には主として前代によつて代表せらるゝ慣例や傳來的の慣習や信條が存し、他方には青年の熱烈なる精神によつて唱へらるゝ革新が存する。斯くの如き反對は、若し人類が進歩を爲すべきものであるならば、必要缺くべからざるものである。一方に於ては、これまで獲得されたものを固執する傾向があり、他方には、これを超越せむとする慾求がある。既に得られたものを基礎とせずして常に新しく始むる進歩は全然進歩ではなくして單に變化に過ぎない。之に反して徒らに慣習に囚はるる時は精氣を失つてしまふ。(中略)今日に於ては人々は屢々、孝行が衰微の狀態に

あることを歎くのである。乍併、斯くの如き苦情は若し兩親若くは一般に長上に對する簡人的關係が孝順なる尊敬心に於て缺くところがあり、或は又前代によつて我々に譲られたるものに對する尊敬の念が消滅しつゝありと云ふならば正しいであらうが、併し單に新しい時代が其獨立を主張しようとして、たとひ批評的精神を以てしても、それだけの事實によつては斯かる苦情は正しいとは云はれないであらう。(下略)

フイヒテ著倫理學體系(英譯)自三五二頁至三五八頁(J. G. Fichte, The System of Ethics as based on the Science of Knowledge, Eng. tr. by A. E. Kroeger, pp. 352-358.)

子供を教育の目的に従はしむるに強制以外に方法が見出されぬとせば、兩親は強制する権利がある、而して其場合には子供の教育の道德的目的は他の方法によつて達することができぬから、子供を強制することが兩親の義務と爲るのである。(中略)それ故此範圍内に於ける子供の行爲は強制されたものであるから道德ではない。

乍併、道德は子供の精神中に發達すべきものである。それ故、或るものが子供の中

に其自由心の結果として残らなければならぬが、此或るものとは即ち『有意思的従順(voluntary obedience)』である。此有意思的従順とは次の事を云ふ。即ち子供は強制せられなくとも若くは強制さるゝことを恐れると云ふことなくして、兩親が命ぜる事を有意思的に爲し、又同じやうに兩親が禁ずる事を爲さず、且つ斯かる行爲に出づるはすべて其兩親が命じ若くは禁じたるが爲めである、と爲すのである。何となれば、若し子供自身兩親に命ぜられた事が善であり、適當である事を確く信じ、遂には彼等自身の好みからして、斯かる行爲に出づるとするならば、子供を驅つて斯かる行爲に出でしむるものは、最早従順ではなくして識見であるからである。従順の基礎と爲るものは命ぜられた事の名言たることを特に洞察することではなくして、一般に兩親の-high 智慧と善とを童心を以て信することである。

斯かる子供らしい従順が義務であると云ふのが正しくないのは、妻を愛し若くは之に同情することが義務であると云ふ事が正しくないのと一般である。(中略)従順は一度根を得る時は自由の心によつて強められ増大せしめられる。子供は

從順を高めるやうな考察や情操に好んで服するのであるが、斯くて此點に於てのみ從順は『義務』と爲り、子供は此義務を其兩親に負ふのである。かやうな從順は子供の唯一の義務であり、一切の道德の根本であるから、他の一切の道德的感情よりも早く發達する。子供の自由の爲に兩親が定めた範圍内に於て道德が行はるゝやうに爲つてから後に於てさへも、從順は依然として最高の義務である。其範圍を超えて、子供は自由たることを主張すべきでない。

從順は子供に於ては其全道德的思想法を指導する。それ故、從順は最も大切である。何となれば教養ある人士が一般に道德律と其執行者たる神とに對して持つて居るやうな關係を、子供は其兩親の命令と兩親そのものとに對して持つて居るからである。道德律の命ずる事を其結果の如何を考慮せずして行ふ事は絶対的の義務である。乍併、斯くの如く爲すには其行爲の結果が神の御手に依つて善いものとせらるゝことを必然的に假定せねばならぬ。子供が其兩親の命令に對する關係は之と全く同じである。(中略)

兩親は子供の性質を子供自身よりも能く知つて居る。それ故、兩親は子供に取つ

ては最善の相談者である。(中略)兩親は子供を世話する。義務を保持し、兒童は其兩親を尊敬する。義務を保持する(尊敬とは他のもの高い智慧を豫想し、其助言の中に智慧と善とを見出さうと努力する點に存することは明かである。尊敬の缺如とは他の云ふ事を檢べもしないで拒斥することを云ふ)

最後に兩親と子供との間には互に相助け相後援すべき特殊の義務が存する。即ち子供はかやうにして、其兩親の中に彼等の指導者と相談者とを得、兩親は其死後までも世界に對する彼等の義務を果さむとして、世界の爲に開拓せる自身の事業を其子供達によつて保つのである。(下略)

右のフイヒテは獨逸近世の大哲學者にして、拙著『道德科學の論文』第一卷第十四章第九項に多く其學說を引用してあります。御參照を乞ふ。

シートン著十誠自然史自一七頁(Ernest Thompson Seton, The Natural History of the Ten Commandments, pp. 7-11.)

『汝の父母を敬へ。是は汝の神エホバの汝にたまふ所の地に汝の生命の長からんためなり』モイセの第五と云ふ律法は我々の上に位するものの經驗より得らるゝ

諸々の利益を理由なしに受け容れよと命ずるものである。即ち家族は社會の單位であるが故に、此律法は一切の統治の基礎を爲すものである。此律法の力は、到る處に於て極めて明白であるからして、それに就いては殆んど證明するの必要が無いのである。たとへば、牝鶏は其雛と共に餌を求めに外へ出で、雛鳥はそれぞれさまよひ歩くのであるが、若し親鶏の『コッコ、コッコ』と云ふ招きと命令とを表はす呼び聲に應じて急いで馳せつけない時は、雛鳥は、遂には、親鶏を見失ひ、死に到るのである。(中略)

乍併、兩親に對して從順である事は生命に關する問題であつて、稚きものが(兩親に對して)不從順なる時は自らを傷け、若し其不從順の行爲を改めないならば、結局種屬の滅亡を來たすものであることは、すべての博物學者に周知の事實である。(下略)

右シートン氏の説は本書の印刷、將に終らむとする際、偶、穂積重遠博士の御注意によりて補入せるものである。博士の御厚意に對し、茲に深く感謝の意を表す。

斯くの如くにして、西洋に於ては其道德感の強き人々の間に於てフィリアル・デューティ(Filial Duty)若くはフィリアル・パイエティ(Filial Piety)は人間としての當然行はねばならぬ道德行爲であると考へられて居るのであります。併し歐米に於ける孝道はやはり東洋に比ぶれば消極的であります。随つて自分より上に居る人々に對する敬度と愛情とは東洋の如くに強くないのです。斯くの如くに自分の上に居る人々に對する敬愛心の薄いと云ふ心理作用が即ち彼の國々に於て民主主義、社會主義を始めとして階級制度及び秩序を無視する急進過激の破壊主義が発生し、且つ流行する所以であるのです。是れ社會學、心理學其他東西歴史の事實上より考察して得たる所の結論にして、敢て我々箇人の獨斷にあらず、且つ我が日本に於ては此孝道の衰微と危険思想の發生とに就きては明治年間より夙に最高識者の憂慮せし所であります。即ち若し西洋の物質文明一度我が國を風靡する曉には孝道若くは祖先崇拜の如き慣習も漸次に破壊せられ、遂に我が萬世一系の國體を傷づくるに至るべしとの事を豫言せし人々も多かつたのであります。今日昭和に於ては正に其時代に到達して來たので、實に寒心し且つ戰慄すべき時代に爲つたのであります。

歐洲に於ける孝道實行の有様が右の如くでありますから、其實行の動機皆多くは各人の血族的愛情若くは情操に本づくのであります。それ故に、其行爲が極めて單純であります。其結果として若し兩親の愛情薄き時には孝道を全うする事ができぬ傾向があるのです。又兩親には極めて善く敬愛を盡す青年にても兄弟其他、他人に向つては從順もなく、謙遜もなく、極めて荒々しきものもあるのです。今日、日本に於ては孝道は頗る退歩して居れど、それでさへ少しく兩親を思ひやる青年は兩親以外に對しても柔和温順の傾向を存して居るのであります。即ち『孝は百行の本也』と云ふ聖人の教へに於ては今日にても自ら其面影を存在して居るのであります。數年前日本にオーヴァー・ゼ・ヒル (Over the Hill) と云ふ歐羅巴の映畫が輸入された時に、西洋人の親孝行を撮つた寫眞であると申して上流の人々迄之を觀覽した事がありました。其映畫の主人公たる孝行息子ムスコの單に感情にのみ走りて、思想淺薄、舉動輕率且つ熱狂的盲動を演ぜしには日本の青年男女皆只呆るゝのみでありました。淺薄、輕率、熱狂、盲動はすべて教育に乏しき人々、社會の地位低き人々若くは年若き人々の通有性なれど、從來日本に於て眞に善良なる孝道教育を受けたるものは

劃然として他の一般の孝道に冷淡なる人々と異なる所があるのです。是れ私の自ら經驗せし所にて且つ數十年來私が多くの人々を指導して得たる所の經驗の結果であります。以上の如く孝道と種々なる急進過激主義ラディカルイズムの發生との關係及び孝道と一般道徳行爲との關係の深きことを知らば、すべて政治家、實業家、教育家等苟も團體統制の責任を有するものは、之に就きて甚大なる考慮を費さねばならぬ問題であると思考致します。

尙ほロシア、イタリー、フランス等に於ける孝道の缺乏に關する實例は拙著『道徳科學の論文』に詳にしてあります。御參照を乞ふ。

第十章 孝道實行の原理

第二章に記する所の老人尊敬及び孝道發生の原因は直ちに孝道實行の原理であります。乍併、人間生活法の發達に伴ひ、道德も亦これに伴うて進歩せねばならぬのでありますから、老人尊敬及び孝道發生當時の實質及び内容を有する孝道程度にては、永久に之を行ふ人も之を受くる人も共に眞の安心及び幸福をば得られぬのであります。故に、其老人尊敬及び孝道發生の原因と今後に於ける孝道實行の原理とは其實質及び内容に於て大いに異ならねばならぬのであります。

抑、古代に於ては神は勿論、聖人若くはセイント (Saint) と稱せらるゝ人々に對しては普通の人類は全く企及すべからざるものと爲してあつたのであります。故に自己の安心及び幸福を享受する方法としては此神聖人若くはセイントに對して之を禮拜且つ供^{ソナヘモノヲスル}養を爲し以て其神靈より寵愛を得むとしたのであります。然るに今後の文明人に於てはさう云ふ單純且つ幼稚なる方法を以てして確實なる安心及び幸福を享受し得べしと信ずるものはありませぬ。且つ昔より事實上具體的に

斯かる信仰を以て眞の安心及び幸福を得たものはありませぬ。若し多少具體的に安心及び幸福を得たものがありとすれば、それは神、聖人若くはセイントの實行せる道德の一部分を實行した人であるのです。そこで、今後に於ける孝道の實行の原理は第一に孝道發生の原因を科學的に知悉し、第二に神、聖人并にセイントに對して之を禮拜し且つ供養するのみならず、其心に同化し、自我を没却して、其法則若くは教訓に絶對服従し、以て眞に天地の公道に本づく所の孝道を實行するのであります。即ち天照大神を首めとして孔子、釋迦、キリスト、ソクラテスの四聖人を中心とする思想及び道德に一貫せる所の原理に本づきて眞の孝道を行ふ事であります。而して此事は人間の生存、發達、安心及び幸福享受上頗る重大なる事なれば、更に章を改めて之を説明致しましやう。

第十一章 人類の自己保存の本能に本づく孝道と自然の法則に本づく孝道との區別

現今、世界文明人の間に行はれて居る所謂道德は主として人類の自己保存の本能より自然に發達せる所の所謂因襲的道德 (the traditional or conventional morality) であります。されば此因襲的道德は自己本位の道德と謂ふべきであります。然るに之に對して聖人若くはセイント (Saint 高德者とも 譯すべきか) と稱せらるゝ人々の教訓及び其人々の實行せられたる道德は、世界人類の精神に神の智識と慈悲心とを注入し、之を根本的に開發して更生 (Regeneration) せしめ、之を救済して以て其生存、發達、安心及び幸福を全からしめむとする爲に開示されたる所の道德であります。新科學モラロヂーには之を最高道德 (the supreme morality) と稱してあります。即ち因襲的道德を普通道德と見て之に對峙させたのであります。

そこで普通の因襲的道德は主として人間の自己保存の本能から發達し、之に人間の智識を加へて發達し來れるものでありますから、今日の不道德と其基礎を同じ

くして居るのであります。即ち今日の文明人中智識及び道德的本能の發達せるものは、すべての精神作用及び行爲を道德的に働かすれど、其智識淺薄にして且つ道德的本能の發達せざるものは、すべての事を不道德的に行動するのであります。たとひ智識ありても不道德的行動を執る人は其智識の中に一大缺陷が潛んで居るのであります。やはり無智と同じであるのです。されば普通の因襲的道德は智識と其作用を異にして居るのですから、從來は智ありて徳無く、徳ありて智無しと謂はるゝ如き人もあつたのです。而して其道德は彼の不道德と其根本原理をば同じくするも、之を行つた人は皆其時代々々に於て成功し安心を得て幸福であつたのです。只之を最高道德の實行者及び其子孫に比して劣つて居つただけで、不道德者及び其子孫に比すれば其幸福の度は雲泥も管ならぬ差であるのです。然るに、天祖を首め世界四聖人の道德系統に一貫する原理を顧みれば、其智識と道德とは一體兩面にして、只其名を異にするのみであります。拙著「道德科學の論文」第一卷第五章參照之を人類學的 (anthropological)、民族心理學的 (folk-psychological)、社會學的 (sociological)、歴史的に人類の信仰及び道德の傾向 (Tendency) を研究するに最初は前章記する如くに單に神、聖

人若くはセイントを供養し且つ禮拜して之に信頼し、以て安心及び幸福を得むとしたのであります。然るに一般人類は其信仰及び道德の方法に不完全なる點ある事を知り、即ち人類が其因襲的道德の原因が素と人間の自利心よ漸次に聖人及びセントの教訓及び實行に注目し、躬親ら神の法則を體得し、而して聖人及びセントの實行に對して之を踏襲せむ事を企つる者を生じ來つたのであります。拙著「道德科學の論文」第一卷第十一章及び第十四章參照

乍併、古代に於ては勿論、今日に於ても眞に聖人若くはセイントの教へに由り、神の心、自然の法則、天地の公道若くは最高道德の原理を體得し且つ實行するものは甚だ乏しいのであります。それ故に、其普通道德中に存在して居る所の今日までの孝道の根本原理は神の心、自然の法則、天地の公道若くはモラロヂーに所謂最高道德の原理とは異つて居るのであります。即ち從來の孝道は必ずしも其源を神及び聖人の心に發して居らぬのであります。乍併、從來日本に於て天照大神を信じ、其信仰に偉大なる好運命を開いて居りますので、神及び聖人に對して其孝道實行の原因が血族的愛情、其他の感情若くは私的恩惠に對する報恩の念等に本づいて居る事が多

いのであります。それ故に、之を換言すれば一種の利己主義が孝道實行の原因を爲して居るのであります。されば父母が之を愛すれば其恩を感じる事深けれど、若し之を愛せざる場合には、孝道實行の原理は其人の精神内に消滅し、父母に對して必ず不平を生ずる事もあるのです。即ち自己の利益若くは感情に合すれば孝道を盡せど、然らざる場合には不孝の子と爲る事があるのです。從來の道德にては父母も亦自己の利益若くは感情に合すると否とによりて子や嫁に對し愛憎を異にするのであります。故に繼父母ていふやと繼子ていことの間の不和なる事、舅しゅう及び姑しよと嫁女よめとの不和なることは古來日本も支那も共に同一であるのです。偶、此兩者の和合する場合には一種の美談として傳へられたのであります。中流以上の家庭に於ては其表面の有様は平和なれど、其相互の精神には日夜非常の不和、不安及び不平が充滿して居つて、遂には其相互の人々の肉體を害し若くは家中に波瀾を起すに至るのであります。殊に從來の道德觀念にては他人の金品を盗んで之を親に與ふる如き不合理なる事を爲す者をも、孝子と稱するやうな事實があつたのです。されば從來の孝道は之を科學的に見れば全く血族的愛情の發揮か若くは私的恩恵に對する利己的行

爲に過ぎぬものであるのです。

さて、從來の因襲的道德は、右の如く其動機及び目的が素と利己的なるが故に、一方に自己の父母には孝道を盡せど、他の一方には他人に對して慈悲を缺くものあり或は官吏にして恣に官物たへば、官の自動車、器具、筆、紙、墨の類を私用するものあり、或は妄りに私利の爲に官權を利用するものあり、或は民間諸團體の使用人中には其勤務する團體の物品若くは器具を利用し若くは其團體の利權を濫用するものあり、或は妄りに反國家的若くは反社會的行動を爲すものあり、或は人爵の高きを見若くは勢力の盛んなるを見て、其品性の陋劣なるを厭はず其人と親しむものあり、以上列記する如き人々に於ては、たとひ如何に父母を大切にすることも、それは只血族的愛情の發現若くは私的恩恵に對する利己的行爲にして、眞の孝道を行うて居るのでは無いのであります。即ち斯かる人は眞に父母の心を安んずると云ふ事は出來ないのであります。其故は其人の行動の結果は、究竟親に心配を懸くるに至るやうな事に爲るからであります。故に是れは一方に如何に親を敬愛しても、大不孝の子に過ぎぬのであります。されば、是れは既に本書第八章孝經の内容の條に引いてある孝經紀孝

行章第十の文の如くに深く聖人の戒めてある事でありませぬ。然るに今日一般人に於ては誤つて只人爵の尊ぶべき事のみを知つて、天爵の價値と其實行者の運命の好良とを知らざるが故に、一たび一事業に成功するとか若くは高官に就くとかすれば、其人の一族の如きは其成功者の精神作用及び行爲の善惡を顧みず且つ其末路の如何を考へずして、單に狂喜するのみで眞の孝道をも道德をも知らざるもの多き事は實に憐むべき事であります。

されば從來の所謂孝道の原理は今後に於てはもはや取るに足らざる卑近なものであるのです。故に之に代ふるに世界諸聖人の教訓、教説及び實行上に一貫する所の思想及び道德の原理を基礎とせる所の最高道德的孝道を以てせねばならぬのであります。此最高道德では如何なる境遇若くは如何なる場合に於ても、先づ自己の運命の由つて來る所を回想して自己反省するのであります。自己反省と云ふ事は天祖を首め奉り世界諸聖人の御實行せられたる最高道德の中の重要な一つの道德でありませぬが、明治天皇に於かせられましては明治四十三年の御述懐に「おのが身はかへりみずしてともすれば人のうへのみいふ世なりけり」と仰せられてあります。是れが即ち自己反省の御教へであります。さればたとひ如何なる場合にても他人を憎まずして自己の徳の足らざる事を反省し、いよゝ至誠に向つて進む斯くて漸次に其境遇を改善する事に努力するので

あります。而して其境遇を改善して安心及び幸福を享受する方法としては、聖人の教へに従ひ自我を没却して神の心即ち自然の法則に服従して行動するに在る事と爲つて居るのであります。斯くて其神の心即ち自然の法則に服従すると云ふ事は自然及び人間社會の諸法則を取捨選擇して行動すると云ふのではなくして、全く神及び聖人の慈悲心を我が全精神と爲し、一切自然の法則の中に住して諸聖人及びセイントの教ふるまゝに従ふのであります。我々尋常人が聖人の教への惡いところから事にするに云ふのは結局、自分の利己主義を標準として進むに外ならぬのであります。其利己主義を満足させ得ても永久的なる安心及び幸福は得られぬのであります。されば聖人の教へにては自分の意見も、主義も没却して全部聖人の教へに従へると云ふのであります。斯くて第一に義務を先行して自然に權利の到るを待ち、第二に傳統の原理に従つて傳統Orthodoxは學術上の新語であります。拙著「道德を尊重し、第三に自己の體得し且つ實行せる所の最高道德を他人の精神に移植して、人心の開發を爲し且つ之を救済する事に盡力するのであります。而して此精神と行爲とは即ち神、聖人、セイント、自然の法則及び天地の公道に一致し、其中には自ら眞の孝道の原理を含んで居るのであります。

さて以上は新科學モラロジーの學說でありますので、之を詳説する事は少しの紙面にてできぬ事ではありますが、聊か一言すれば先づ人間は義務先行説 (Theory of Duty-precedence) に従つて行動せねばならぬと云ふのです。此學說にてはすべての人間を科學的に見る時には皆平等であり且つ白紙の如きものであるのです。先づ義務を先行せる人が次第に権利を獲得し、斯くて種々の自然的階級を生じ遂に人為の階級制度を生じ、各人の権利及び幸福に多大の相違を生ずるに至つたのであります。故に今日に於ては世界の人類悉く不平等にして且つ白紙の如きものは一人も無いと云ふのであります。今我々人間が此間に立ちて安心及び幸福の境遇を得るには義務先行をするより外に方法は無いと申すのであります。此學說は政治學、法律學、經濟學、倫理學、社會學等の根本原理に觸るゝものであります。孝道の基礎も亦此處に存するのであります。即ち父母は子に先き立ちて義務を行つて居るのであります。故に、日本の如きは慣習上にも法律上にも親に親權 (parental right *puisse-paternelle* 獨 *elterliche Gewalt*) と稱する権利が與へられてありますから、之に對して孝道を盡す事は如何なる點より考へても當然の事でありましたやう。次に前に一

言してある所の傳統の事を述べましやう。是れは國の傳統、家の傳統、精神の傳統と云ふ如き種類があります。其國の傳統とは我が日本にて申せば國家統治の主權が天地主宰の大神より天照大神に傳はり、以て萬世一系の皇室に傳はつて居るので、是れは最も正則的な國の傳統であります。諸外國の國家傳統は其形式は素より萬世不朽ではなけれど、之を精神的に見ればやはり政治の眞原理に適合する人即ち最高道德若くは普通道德の原理の繼承者が萬世不朽に其主權を執つて居ると云ふ事になつて居るのであります。すなから、やはり其原理は日本と同じであります。次に、家の傳統とは神様から其家の祖先を経て代々家の主權が傳へられて居るのであります。すべての子供は順次に家の傳統の主體の下に養育され且つ教育されて各、一の成人 (*Adult*) と爲るのであります。すなから、子として孝道を其家の傳統の主體に盡すことは當然であります。次に精神傳統とは神の心を體得し且つ實行する所の諸聖人若くはセイントの正しき教へを受けたる所の學問、道德及び信仰の系列を稱するのであります。今日に於ける學校の教授若くは教師は茲に所謂精神傳統とは其性質を異にするのであります。其或る一部分の原理は精神傳統の原理

に合するのであります。若し斯かる學問上、技術上の師が諸聖人の教へを體得し且つ實行して之を其教へ子の精神に移植するに至らば、其師は眞に精神傳統の主體を兼ねるに至り、其安心、幸福は非常なものでありまじやう。私は只今の學校の教授や教師の御方々が皆かやうに爲つていたゞきたいと存じて居ります。若し斯かる教授や教師が出来れば、青年の思想惡化なども無く、學校騒動も無く、停學、退學處分も無くなり、實に教育の一大進歩にして且つ人類社會の一大改善と存じます。

次に、尊親族の類、職務上に於ける長上、物質生活上に於ける恩人等の如きものは傳統と其性質を異にして、傳統の如くに人間の魂の歸著點を教へ且つ人間の精神的、物質的生活の根本原理を以て人間の精神を開發し且つ救濟した人ではなければ、其或る一部分の原理は傳統の原理に一致する所があるのです。故に箇人生存の法則上、自然の法則上及び社會組織の法則上すべて自己の上に立つ人をば準傳統として之を敬愛せねばならぬと云ふ事に教へられてあります。而して今日に於ける我々人間は先づ國家と家と精神傳統との三傳統の慈悲心と義務先行の行爲とにより、次に更に準傳統の義務先行の行爲によりて生存、發達、安心及び幸福が得らる

るのでありますから、以上のすべてより恩澤を蒙つて居る事は明かであります。即ちすべて宇宙及び人間社會の組織は前代のものの活動若くは努力によつて後代の運命が開けて今日に及んで居るのでありますから、今我々は其前代人の活動若くは努力を繼承して之を後代の人に傳ふる地位に居るのであります。故に、我々は前代人の活動若くは努力を自己の生存、發達、安心及び幸福享受の根本原理として承認し、其公的恩恵に感激し自ら其公的恩恵に對する報恩を行はねばならぬのであります。即ち此義務の遂行を宗教上にては贖罪(Atonement)と稱するので、之によつて各人は始めて將來に於ける眞の安心及び幸福を得らるゝのであります。長上に反抗する精神と行爲との結果の不安に對して、何事をも自己反省して只自分の職務だけを大切に務めつゝ、傍ら聖人の教へを以て他人を開發したいと思つて其方面に努力しつゝ進んで行く人の安心と幸福とは大なる相違でありまじやう。斯くの如くにして最高道徳に於ては、君主に對し、國家に對し、祖先に對し、父母に對し、精神傳統に對し、且つ準傳統に對して、孝道を盡せと教ふるのであります。即ちすべて自己の長上たる人々に對しては之を自己の精神及び物質的生活の親即ち換言

すれば自己の生存を全くして下さる親と云ふ事に爲るので、簡単に云へば、一種の養親ヤシナヒコヤ(Adopter)であるのです。而して一方には之を親と見て尊び、一方精神的には自分が先方を救ふ精神の親であると思つて、眞の親心即ち眞の慈悲心と義務先行の精神とにて自分より上の人をも助くる心にて進むのであります。即ち今日たとへば、資本主とか地主とか學校の校長若くは職員とか官衙の長とか云ふ如き人々の中には品性劣等のもの存在する事は勿論なれど、最高道德にては、一方には斯かる上階級の人々には其人々に適當する道德を教へて其反省を求め、一方には斯くて人の下に働いて居る人々に對しては此傳統若くは準傳統の原理に本づきて其人々の反省を促し、以て上下階級に於ける雙方の安心及び幸福を實現する事に努力するのでありますから、讀者は深く此點を御諒解の上、十分に最高道德の眞髓を御體得ありて、空虚なる議論を棄て以て實質的に其安心と幸福とを御享受あらむ事を願ひます。

斯くて我が身の存在は素と父母の養育によりて始つたものでありますから、父母に對する孝道を以て主と爲すのであります。乍併、今日人類社會は未だ世界一家の

時代に進まずして國家對立の時代でありますから、其國家を保存する事がやはり箇人の安心及び幸福享受の最大原因を爲すものであります。故に最高道德にては諸傳統の中に於て國家を代表する所の國家傳統の主體(君主若くは大統領)に對する孝道を以て第一に重要な道德と爲し、他の諸傳統に對する奉仕を其次に置くのであります。斯くて『大義親を滅ぼす』と云ふ事が各傳統の輕重を定むる標準と爲つて居るのであります。昔平重盛が君と父とに對して何れに従ふを以て道德の原理に得べし而して茲に所謂大義と云ふ事は素と最高道德を行へる支那聖人の子孫たる周の皇室に對する道德を稱するのであつて、廣く云へば大義名分と稱すべきものであります。斯くて大義とは大なる道と云ふ事にて、結局一國の主權者たる皇室に従ふ事を意味するのであります。而して皇室に従ふ程名義の正しい事は無いのでありますから、名分と云ふのであります。近時日本に於て大義名分の文字を皇室以外の事に濫用する者あるは大なる誤りであります。夫れ斯くの如く最高道德に本づく所の孝道の精神が今後一たび人間の精神内に扶植さるゝに至らば、何人が如何なる場合に遭遇するも、決して怨恨、憤怒若くは不平の念を起す事なく、隨つて

不和、反抗、衝突等の起る事なきのみならず、何事にても起る場合には、此最高道德の
 實行者は益、自己に反省して自己の至誠心を高め、愈、深き慈悲寛大の心を以て之に
 處するに至るのであります。故に孝道の如きも實に善美なる状態を以て行はるゝ
 に至るのであります。モラロヂーに於ける義務先行説及び傳統の原理など
 以上の理由により孝道の實行も亦他の道德の實行と同じく最高道德的に進まね
 ばならぬのであります。そこで從來の因襲的道德に於ける忠義 (Loyalty) 孝道 (Filial
 Piety) 及び報恩 (Redemptive Action) の原理をば最高道德に於ける傳統の原理に改め
 ねば、此世界人類の思想を改善して其各人の生存、發達、安心及び幸福を全くせしめ、
 現在の文明 (Civilization) より、將來、眞の文化 (Culture) を實現さする事は出来ぬのであ
 ります。

是に於て、少しく煩はしけれど、聖人の教へに本づく所の最高道德的孝道の原理と
 方法とを左に述べて置きます。即ち第一に眞の孝道は親を喜ばせ、親を安心させ、親
 を満足さする事に在るのであります。聖人の教へにては物質を以て親を養ふが如き事は
 孝道の下としてあります。

論語 爲政 第二

子游問孝。子曰。今之孝者。是謂能養。至於犬馬。皆能有養。不敬何以別乎。

子游、孔子弟子、姓名、
 偃。養、謂飲食供養也。

禮記 祭義 第二十四

曾子曰。孝有三。大孝尊親。其次弗辱。其下能養。公明儀問於曾子曰。夫子可以爲孝乎。

曾子曰。是何言。與。是何言。與。君子之所謂孝者。先意承志。諭父母於道。參直養者也。

參、養也。曾子之名。自是只親安能爲孝乎。公明儀、曾子弟子也。

行父母之遺體。敢不敬乎。居處不莊。非孝也。居處不莊。非孝也。居處不莊。非孝也。

官不敬。非孝也。朋友不信。非孝也。戰陣無勇。非孝也。五者不遂。菽及於親。敢不敬乎。

送、猶亨熟糲糲嘗而薦之。非孝也。養也。只御馳走を親に捧ぐるのみでは孝。君子之

所謂孝也。者。國人稱願。然曰。幸哉。有子如此。所謂孝也。已。然猶

孟子 離婁 上

孟子曰。天下大悅而將歸己。視天下悅而歸己。猶芥也。惟舜爲然。不得乎親。不可。以爲人。不順乎親。不可。以爲子。舜盡事親之道。而瞽瞍底豫。而

瞽瞍、舜之親也。底、猶也。豫、樂也。

天下化瞽瞍底豫天下之爲父子者定此之謂大孝

父母を敬すると云ふ事は父母を安心させる極度を指したものであります。たとへば茲に兄弟二人の子供あり、何れも賢にして善く家業を勤め大なる富を爲し共に父母に對して錦衣玉食を進めて孝道を盡す。乍併、若し此二人の子供が睦じからずして互に相争はゞ父母は如何に心痛するかも知れぬのであります。斯くては其二人の子供は其父母に對して之を犬馬と同じく養うて居るのみにて、眞に敬して居るのでは無いのであります。彼の國民が其國の主權者に對する原理も同様であります。即ち政治家妄りに權力を争ひ、實業家妄りに無理なる競争を爲して富を造らむとし、政權の争奪、經濟の破綻等を演ずる如き事ありては、如何に努力するも國の御親たる陛下に對し奉りては不孝の至りでありませう。此邊の消息皆右の文中に詳にあります。心あるものは深く反省せねばならぬ事でありませう。尙ほ『禮記』に記する父母及び祖先に對する孝道の方法二三を追加して置きます。何れも父母の心及び祖先の靈を慰安する教訓であります。

禮記 曲禮 上

凡爲人子之禮冬溫而夏清昏定而晨省在醜夷不爭下略

禮記 曲禮 上

夫爲人子者出必告反必面所遊必有常所習必有業恒言不稱老年長以倍則父事之十年以長則兄事之五年以長則肩隨之羣居五人則長者必異席爲人子者居不主奧坐不中席行不中道立不中門食饗不爲槩祭祀不爲尸聽於無聲視於無形不登高不臨深不苟訾不苟笑孝子不服闇不登危懼辱親也

禮記 祭統 篇

夫鼎有銘銘者自名也自名以稱揚其先祖之美而明著之後世者也爲先祖者莫不有美焉莫不有惡焉銘之義稱美而不稱惡此孝子孝孫之心也唯賢者能之銘者論譏其先祖之有德善功烈勳勞慶賞聲名列於天下而酌之祭器自成其名焉以祀其先祖者也顯揚先祖所以崇孝也

次に孝は百行の本であると申します事は、既に本書第八章孝經の内容の條に詳にあります。『論語』學而篇第一に

有子ガ有子ハ孔子曰ク其爲人也孝弟而好犯上者鮮矣不好犯上而好作亂者未之有也
君子務本立而道生孝弟也者其爲仁之本與

とある文が此教訓の本に爲るのであります。即ち孔子の所謂仁は釋迦の所謂慈悲に當るので最高道德の實質の核心(Nucleus or Kernel)であるのです。其最高道德の實質の核心に到達する具體的行爲は父母に對して孝道を致し、兄弟に對して悌である事であります。而して其父母、兄及び姉を安心させやうとするものに不忠、不義のものは無いのでありますから、孝道はすべての行ひの本を爲すものになるのです。然るに現在の普通道德に於ける人々の孝道は、前文にも一言せる如くに、親に安心を與ふる事が主と爲つて居らぬのであります。故に一方には親に對しては孝道を盡せど、一方には其人のすべての行ひは決して親を安心さすに足るべきものが無いのであります。是れは下等社會の人だけでは無く、日本に於ては上流の人中に此種類のものが澤山居るので、既に前にも一言してあるが如くであります。故に從來の因襲的道德の原理による所の孝道は今日以後に在りては取るに足らぬものであります。而して其父母に對する孝心無きものが他人に對して親切である

とか、公オホヤクの事に盡力すると云ふ如き事あるに至つては、其人は眞に狡猾邪智の悪人であるので、其末路は必ず滅亡に外ならぬのであります。次に、父母に安心を與ふると云ふ爲めならば、道德に反せざる限り、如何に不便、不利益若くは不名譽な事でも爲すのが最高道德に當るのであります。即ち曾子はそれを行つたのであります。それに就き左に有名なる漢代の博士にて燕の人韓嬰の著述せる『韓詩外傳』を引いて置きます。

韓詩外傳、一

曾子仕於莒得粟三秉方是之時曾子重其祿而輕其身親歿之後齊迎以相楚迎以令尹晉迎以上卿方是之時曾子重其身而輕其祿懷其寶而迷其國者不可與語仁窘其身而約其親者不可與語孝任重道遠者不擇地而息家貧親老者不擇官而仕故君子躋マドヒテ周マドヒテ延マドヒテ來マドヒテの校マドヒテ注マドヒテに躋マドヒテはマドヒテ踏マドヒテ也マドヒテ 趨マドヒテ時マドヒテ當マドヒテ務マドヒテ爲マドヒテ急マドヒテ傳マドヒテ云マドヒテ不マドヒテ逢マドヒテ時マドヒテ而マドヒテ仕マドヒテ任マドヒテ事マドヒテ而マドヒテ敦マドヒテ其マドヒテ慮マドヒテ爲マドヒテ之マドヒテ使マドヒテ不マドヒテ入マドヒテ其マドヒテ謀マドヒテ貧マドヒテ焉マドヒテ故マドヒテ也マドヒテ詩マドヒテ曰マドヒテ夙マドヒテ夜マドヒテ在マドヒテ公マドヒテ實マドヒテ命マドヒテ不マドヒテ同マドヒテ

韓詩外傳、七

曾子曰往而不可還者親也至而不可加者年也是故孝子欲養而親不待也木欲

直カラムト而時不待也コト是故コト椎牛而祭ルヨリハ墓不如雞豚ニハトリヤブタニテ逮存親也オヨブニイキタルオヤニ高價なる牛を以て祭るより安價なる鶏や豚を生きたる親に故吾嘗仕齊爲吏祿不可鐘釜ナラスワズカニシカソレスラホ尙猶欣欣トシテ而喜者非以爲多也オイト樂其逮親也ムソノオヨベルヲニ既沒之後吾嘗南遊於楚得尊官焉ニタリキ堂高九仞ユレバ穰題三園轉轂百乘猶北鄉而泣涕者非爲賤也ホニムカツテ悲不逮吾親也ムザルヲオヨバ故家貧親老不擇官而仕ニラバ若夫信其志約其親者非孝也フシソレジテ東縛し苦勞さすは孝にあらざるは孝にあらざる

何人にても斯る心使ひを以て社會に立つたならば決して不正を行つて父母に心配さする如き事をば致さぬのであります。前の第八章に孝經紀孝行章第十の文を引く如くであります。又本章の因襲的孝道の不完全なる事を説明する條にも親に安心を與へざれば眞の孝道に合せすと云ふ事を説明してあります。御參照を乞ふ。抑、此曾子は孔子の十弟子の一人にて殊に徳行のあつた人であります。斯くて前記の如くに孔子を助けて、孝經を作られた人であります。それ故に其子孫今日に至るまで萬世不朽に準貴族として孔子、顔回、孟子等の子孫と共に支那に存在して居るのであります。

從來支那及び我が日本に於て孝道に秀いでたる人々は廿四孝を始め其數實に枚

擧に違あらぬ程多數あるのです。乍併、其内此最高道德に合致する所の孝道を行つた人は實に尠いのであります。偶、學問、智識社會の地位其他先天的に徳ヴァーチユを有する人の行ひたる孝道は聖人の教へに近い所があるので、其子孫或は富を爲し、或は社會に名譽ある人と爲り、或は華族と爲る如き人もあつたのでござります。私も家庭の教育と幼年の頃より教養されたる儒教の精神とに由りまして形式的には聊かの孝道の萬一を盡したやうに考へて居りましたので、父母の亡くなりました時には、一通りは孝道をば盡してあるから、哀悼の中にも聊か心に慰むる所はあるやうに存じて居りましたが、さて近年益、聖人の教へを研究し遂にモラロヂーを建設するに及びましては、顧みて自己の孝道の甚だ精神的に不完全であつた事を自覺し、今日實に大なる後悔を爲して居る次第であります。『韓詩外傳』第九卷に

孔子行キテ齊キク聞哭聲キクナキゴノ甚悲ダシキヲ孔子曰ハヤク驅驅クク前有賢者レバチ至則臯魚也ナリキ被褐ボロナ擁鎌モチテ哭カマナク於道ナリ傍孔子辟車オリテ與之言レト曰子非有喪何哭之悲也ハズルニ臯魚曰ク吾失之レ三矣レ少而學游諸侯ニテ以テ後吾親ガ諸侯の間を遊び其間失之一也ニ高尚吾志ニシ問吾事ニ君失之二也ニ君對ニテ以テ後吾親ガ諸侯の間を遊び其間失之一也ニ高尚吾志ニシ問吾事ニ君失之二也ニ君遂レ以テ後吾親ガ諸侯の間を遊び其間失之一也ニ高尚吾志ニシ問吾事ニ君失之二也ニ君

而親不待也往ヒトタビシスレバ而不可得見者親也ナリ吾請從此辭矣立サラムトタチナガラカレテ稿家語には自刎とあり、而死孔子曰弟子誠之足以識テノチノラシヘトスルニテ矣於是門人辭歸而養親者十有三人アリシトフ

とある文を読みましては私は實に遺憾に堪へぬのであります。それ故に私は特に孝道に關して深き研究を積み、一方には全世界の父母及び老人の爲に、一方には若き人々の爲に斯くの如く孝道を推奨するのであります。

徳川時代に右の『韓詩外傳』の親待たずの教へを通俗的に川柳に讀んだ人があります。其句は『親孝行と思ふ時には親はなし石塔にふとんはかけられず』と云ふのであります。されば若き人々にて今日猶ほ親を戴いて居らるゝ御方々に向つて後日に悔なきやうに御心懸けを祈つて居る次第であります。

第十二章 孝道實行の結果

孝道實行の因果律はやはり他の一般道德實行の因果律と同一であります。從來の倫理學にては人間の精神作用及び行爲に因果律の存在すると云ふ事は疑問と爲つて居るのであります。が、世界諸聖人の教説には其因果律は存在するものとして教へられて居るのであります。而して人類の歴史に於ても社會的事實に於ても完全なる實證歸納法(The Positive and Inductive Method)を用ひて之を研究する時には其因果律の存在は皆聖人の教説の如くにして疑ふべき點はありませぬ。且つ、之を近時發達せる所の自然科学の原理に照すも皆悉く合理的であります。即ち更に詳に云へば、從來の倫理學は諸科學の未だ今日の如くに發達せざる爲に、其研究の手法に甚だ不完全なる點が多かつたのであります。それ故に誤つて世界諸聖人の教訓を裏切りて人間の精神作用及び行爲の因果律を疑ふやうな結論を生じたのであります。是に於て、近時道德實行の効果を科學的に證明せむとする學者も現はれて來ましたが、未だ十分に其目的を達しては居らぬのであります。然るに最近に至

り進化論、遺傳學、生物學、人種學、人類學、實驗心理學、民族心理學、社會學、犯罪學、フレンロー、法制史及び文明史等の研究、一時に長足の進歩を爲したる結果、人間の精神作用及び行爲に因果律の存在する事は確乎として動かすべからざる真理 (Truth) 即ち事實 (Fact) であると云ふ事が判明したのであります。且つ其研究方法の如きも箇人の精神作用及び行爲は複雑にして且つ微妙なるが故に、其因果律を闡明する事は容易ならざれど、之を團體的に研究する時には容易に其因果律を見出す事を得るのであります。即ちたとへば文明人と野蠻人とを比較し、犯罪者と尋常人とを比較する等の如き方法による時には、直ちに其團體の道德程度と其幸福の程度とを明かにする事ができるのであります。斯くて老人を排斥し孝道を無視して經驗に乏しき青年若くは壯年の人々が國家若くは團體政黨、會社、銀行、工場、商店、協會、宗教團等の權力を握る場合には、早晚其國家若くは團體は滅亡する事、古來の歴史及び社會的事實の證明する所であります。此事は本書第二章の老人尊敬及び孝道發生の第二原因の條を見れば明かなる事であり、更に有名なる社會學者ブリントンの著書を左に引いて置きます。

ブリントン著、社會的諸關係の基礎二頁 (D. G. Brinton, The Basis of Social Relations,

p. 142.)

概ね低級なる文化形式は最も短い生命 (the shortest life) と結合して居る。オーストラリア人は五十歳に達せるものが老人である。早熟 (early maturity) と早衰 (early decay) とは、社會の劣等にして墮落せる段階を表示するものである。それ故に斯かる場合は經驗無き人々や、感情的なる性質を有する青年によつて指導さるゝのである。(下略)

即ち以上の記事に徴する時には、現今に於ける世界のすべての箇人、國家若くは諸團體に眞の安心、平和、且つ幸福の要素を缺いて居る原因は、明かに一般人類が自由平等及びデモクラシーの如き思想に魅ヒトされて、道德の根本たる老人尊敬及び孝道の實行に重きを置かず、随つて階級の觀念及び秩序尊重の觀念等を缺ける點に在りと斷ずる事を得るのであります。

今、新科學モラロヂーは斯くの如き自然的、精神的諸科學のあらゆる原理を綜合して、其學問的體系を形造つたものでありますから、人間の精神作用及び行爲に因果

律の存在する事は此モラロヂーの成立と共に毫末も疑ふべき餘地無きに至つたのであります。拙著『道徳科學の論文』第一卷第十五章第一項參照然るに従來孝道を實行せる人々の運命が必ずしも幸福でないのは、やはり他の道徳を行ふものの末路が皆悉く幸福でないのと同一の原因に歸すべきものであります。即ち老人尊敬及び孝道の如きも其起原は人間の自己保存の本能より發したる所の智識及び道徳心に本づくものでありますから、其精神作用及び行爲の根本原理は利己的であるので、必ずしも神の心自然の法則、天地の公道若くは聖人の教訓と一致して居るものでは無いのであります。故に孝道實行の動機、目的及び方法共に多くの不純要素と缺陷とを含んで居るのであります。されば他の道徳の實行と同じく、其結果必ずしも良好ならずして眞の安心、幸福、健康、長命及び子孫永久の繁榮と云ふ如き事實を實現し得なかつたのであります。乍併、凡そ東洋に於ては、古より今に至る迄、苟も忠臣、孝子、節婦若くは義僕と稱せらるゝ人々にて、國家若くは社會より認められて名譽を得ざるものなく、且つ結局に於ては物質的にも多少恵まれざるものはないのであります。殊に其學問、智識若くは社會の中流以上の地位に住するものにして、多少聖人の教へを加

味して敬神、崇祖及び孝道を行へる人々に在りては、皆幸福の境地に達して居るのであります。且つ斯かる中流以上の人にして、眞に至誠と至當の方法とを以て其赤心を君主若くは國家に捧げし人々若くは其子孫の運命は皆極めて良好であるのです。即ち最高道徳の實行者の子孫が日本に於ても支那に於ても皆萬世不朽に貴族若くは准貴族の地位を保つが如くに、最高道徳に適合する如き純眞にして合理的なる孝道を篤く行へる人々の子孫はやはり萬世不朽に今日に存續して居るのであります。彼の孔子十弟子の内なる曾子及び子路の孝行は二十四孝にも列せらるゝほど有名なるものなるが、其子孫が孔子、顔回、孟子等の子孫と共に今現に支那に存續して居るのは注目すべき事でありまじやう。夫れ斯くの如き偉大且つ顯著なる結果の外、すべて孝道實行の効果の大なる事は皆過去の歴史的事實、社會的事實及び私の多年の實驗の結果で疑ふべき餘地はないのであります。但し其實例は紙數尠きが爲に之を略して置きます。拙著『道徳科學の論文』第一卷第二章第十、十一章第十三章及び第十五章の各項參照之を要するに、國の傳統、家の傳統、精神傳統及び準傳統に對して孝道を盡さざるものは、たとひ一時繁榮する事あるも、遂には退化的傾向を取つて不幸なる運命に陥

るに至るべく、之に反して、すべて傳統及び準傳統に對して孝道を盡すものは、たとひ其生涯の中に幾多の波瀾を有するも、遂に進化的傾向を取つて眞の安心及び幸福の境地に到達するのであります。而して此眞理を理解して居らねば、確實に孝道を盡す事はできぬのであります。只少數の偉人に至つては斯くの如き眞理の存在の有無に拘はらず、如何なる道德をも實行し得るのであります。今日の一般文明人に於ては自己の爲す所の價值即ち報酬の有無及び程度を覺悟せずしては、其實行に進み得るものは無いのであります。故に孝道を始めすべて道德實行の價值を科學的に證明して一般人の理性に訴へ、以て其覺醒を促す事は極めて必要であるので、モラロヂーの世に出でたる理由全く茲に在るのです。但し或る具體的問題に直面する場合に、自己の精神作用中に之に對する報酬を豫期し若くは豫約する事あらば、其精神作用及び行爲は道德的にあらずして賣買的でありますから、形式的に如何なる大善事を行ふも其報酬は必ずしも良好なるものではなくして、或は甚だしき不幸の結果を生ずる事もあるのです。即ち此場合には普通の商業に損得あり若くは戰爭に勝敗あると同一の原理にて支配さるゝものですから、其結果は定

まらぬのであります。それ故に道德實行の價值を其行爲の動機若くは目的中に存して自利心を働かす事は道德上甚だ卑むべき事であれど、道德の實行に好結果の伴ふと云ふ眞理の存在する事を知つて置くこと云ふ事は、道德實行上極めて必要な事であります。

されば、若し今後世界の人類が新科學モラロヂーの原理を研究し、之を體得し且つ實行するに至らば、傳統及び準傳統のあらゆる方面に對する孝道は極めて圓滿に行はれ、其結果は其實行者と其相手方と第三者と皆齊しく安心と幸福とを得るに至るのであります。乍併、從來の因襲的學問及び因襲的道德の思想に囚はれて居る御方々の中には、之を疑うて『自分は聖人の教へによりて最高道德的に傳統若くは準傳統を敬愛せむと欲するも其相手方が愚人若くは悪人であつて、此方の好意を無視する場合には其方法なかるべし』と仰せらるゝ御方もありまして、やうが、其疑問は無用でござります。一度聖人の教訓を體得する事ができまして、其相手方及び第三者の心を聖人の教へにて開發し若くは救濟しようこと云ふ慈悲心にて社會に立つたならば、たとひ相手方の善惡如何に拘はらず、其周圍に於ける國家的若くは社

會的制度の如何に拘はらず若くは自己の境遇の如何に拘はらず、相手方及び第三者を或る點まで刺激し得て、遂には其内の若干人を開發し若くは救濟し得る事は疑ひ無き所であります。若し、たとひ好結果を得る事なしとするも、自己の至誠に本づく所の慈悲の行爲は自ら自然の法則に合致するが故に、斯かる自己の日常生活に於ける精神作用と行爲との結果は遂に自己に偉大且つ永久の幸福を生み出し得る事は決然たる事であります。是に於て更に煩しけれど、繰り返して左に一言して置きます。即ち聖人の教へを約して謂へば、第一は自己の意見、主張、主義、臆斷、偏見及び利己主義を没却して聖人の教へに従ふ事、第二は其教へに従つて傳統及び傳統に孝道を盡す事、第三は右の二箇條を實行の上、其精神を他人の精神に移植し其人の精神を開發して之を改心(Conversion)せせ、神若くは聖人の心の如くに爲らしむるのであります。斯くて聖人の教へに本づく所の最高道德に於ける孝道の實行が成就さるゝのであります。

讀者諸君、茲に記する所は、嘗に聖人の教へと諸科學の證明とに止まらず、私の約二十年來實行し且つ多くの人々を指導して得たる所の經驗の結果であります。斯く

て私は之が爲に外面的には斯くの如くに日夜人心開發の爲に努力を爲しつつ、其内面的には實に安心、平和且つ幸福の生活を送らせていたゞいて居るのであります。されば、之に關する歴史上の事實、社會的事實及び私の實驗上の事實は一々之を擧げざるも、一度當該最高道德的孝道の原理を體得せられ、更に進んで之を實行せられなば、何人と雖も皆安心、平和及び幸福享受の境地に達する事は疑ひなき所であります。

附 録

東京日日新聞に登載せる孝道の論文

孝 道 を 推 奨 す

思想及び經濟の危機に鑑みて

法學博士 廣 池 千 九 郎

上 (昭和四年九月十八日掲載)

政治學、國家學及び社會學等の原理によれば國家とか、社會とかいふものは人類の生存、發達、安心及び幸福實現の必要から起つたものであるといふのであります。然るに現今世界の有様を見るに、その政治も、教育も皆國家建設及び社會構成の原理に反する事が多いのであります。

私は去る大正元年大患以來久しく草莽の間に埋没して専ら世界諸聖人の教説を研究し以て世界人類に貢獻せむと致して居りましたが、近頃其研究も大略緒に就き且つ一方には世界人類の思想甚だしく危険の傾向を帯ぶるに至り、殊に近時我が日本に於ける思想の惡化、國家財政の狀態何れも皆重大なる危機を胚胎するに至つたことを觀取致しましたのでありますから、私も此際一刻も之を座視す

るに忍びず、多年の沈黙を破り冥想裡より蹶起して此處に全人類の普く實行せねばならぬところの孝道に關し聊か一言を江湖の間に呈し、以て其道德的覺醒を促さむとするのであります。蓋し所謂孝道は秩序、階級、統制、統一、柔順、服従、奉仕、犠牲、忠君、愛國、義務、報恩等あらゆる道德の最大要素を含み眞に人間百行の本たる實質を有するからであります。

凡そ何物にても人類の生存、發達、安心及び幸福に利あるものは保存せられ且つ自ら發達し之に反するものは遂に自ら退化絶滅に歸するのであります。故に原始社會の如き食料乏しく且つ鬭爭激甚なる時代にありては、老人の如き力役に堪へざるものは不用視せられたのであります。殊に太古の人類は道德觀念薄弱なるが故に、其自己保存のためには遂に父母を眼前に殺し若くは之を山野河海に棄つるが如き暴虐を敢てしたのであります。斯くの如き慣習は遂に進んで法律として行はれたる處もあつたのです。たとへばギリシアのキュクラデス群島(The Cyclades)の一なるケオス島(The Ceos)に於ては、六十歳以上の者は毒を呑みて死なねばならぬといふ法律が存して居りました。又、古代印度地方にては七十歳以上のものをば他國に流し遣る國もありました。又歐洲にては老人を突き落したと云ふ絶壁も存して居るのであります。而して彼の日本に於ける姥捨山の話は『大和物語』に見えて居るのでたとひ一種の傳説にせよ、其事實の日本に存して居つた事を證するに足る材料であります。

而して野蠻人の間に於ては近年まで右の如き慣習が存在して居つたのであります。此他人類學、社會學の書籍を見る時には此類の記事は枚擧に遑あらぬのであります。

然るに人智の進歩と人間の情操(Sentiment)の發達とは漸次に原始時代に於ける老人待遇の觀念を一變して、茲に初めて孝道の曙光を見るに至つたのであります。今そのこゝに至れる徑路を學問的に考察する時には種々の原因が存して居るのであります。

第一は血族的愛情の進歩の外種々なる情操の發達あり、兩者相合して遂に老人を尊敬し、孝道を盡さむとするに立ち到つたのであります。第二は人智發達の結果、始めて老人の價値を認め得るに至つたため、老人を尊重することになつたのであります。如何なる原因によりて老人の價値を知つたか云ふ事に就いては、東洋諸國に澤山の傳説が存して居るのであります。而してその傳説は皆當時の事實に立脚して之を組み立てたるものであり、且つ之によりて孝道教育を行つたのでありますから何れも皆歴史的生命を有して居るのであります。たとへば其傳説の一、二を擧ぐれば象の重量を量る方法を老人に問ひしに象を船に載せて其船の沈みし處に印を著け置き次に小石を其船に積みて象の重量と同じになりし時其小石の重さを計算すれば象の重量が明かになると云ふ事を答へられたとの事であり、又一つの玉の中に曲りたる穴のあるのに紐を通す方法を老人に問ひしに一方の口に蜜

を塗り蟻の腰に絲を著けて他の一方の口より之を入るれば、蟻は蜜の香を嗅ぎて他の口より這ひ出でて其絲を通す事を得ると答へられましたと云ふので京都には蟻通の明神と云ふ神様があつたと云ふ事が清少納言の『枕草紙』の十卷目に見えて居ります。『經驗は知識なり』といふ格言がありますが、其經驗に富みたる者は老人であります。故に人類は漸次に自己保存の必要上老人の價值を知つて尊敬を表するやうになつたのであります。第三は人智發達の結果漸次に社會的慣習に因果律の存在する事を知るに至つた結果、老人を殺し若くは老人を山野に棄つる風習を持續する事は自己も亦同じ運命に陥る事を自覺し遂に老人を尊敬する事が自己の尊重さるゝ所以であると云ふ事を覺るに至つたのであります。支那の孝子原穀が其父の不幸を諷諫せし事實は之に關する有名なる美談であります。第四は報恩の觀念を生ずるに至つた事であります。即ち先人の恩澤に感激する所の美しき情操の發達は其恩惠に酬ゆる爲に生命をも抛つ如き者を生じ、殊に其理性の發達は先人の恩澤に對して義務即ち英語のデューティ(Duty)の觀念を生ずるに至つたのであります。デューティは元來借財の意味にて國家の税金(Tax)と云ふ事などにも適用さるゝのであります。即ち先人に負ふ所の恩義をば返濟せねばならぬと云ふ觀念を生じ、其結果父母を始め神、君主、聖人、祖先其他自己の精神的及び物質的生活を啓いて下さつた所の先輩に對しても報恩せねばならぬと云ふ事を考ふるやうになつたのであ

ります。

此他尙ほ種々の原因相集まりて遂に孝道及び祖先崇拜の慣習を形造るに至つたのであります。斯かる歴史的并に社會學的見地より考察する時には父母に對する孝道并に祖先崇拜を始めとしすべて過去の恩人及び現在自分の上に位する人々に對して尊敬と愛情とを捧ぐる事が箇人としても團體としても共に其生存、發達、平和、幸福實現の原因たる事は今日科學的に明かに爲つたのであります。而して又現時最も進歩せる所の自然科学及び精神科學の原理に徴するに自己より下のもの即ち妻子、使用人并に自己の部下のものを愛する事は人間の自己保存の本能の延長であつて自己より上に居るもの即ち神、君主、聖人、祖先、父、母を始めとして自己の精神的及び物質的生活を啓いて下さつた所の先輩を敬愛する事は、たとひ道德的本能の延長たりとするも、それは前記の如くに人類の安心及び幸福上自己保存の本能に比すれば大なる價值を有するものでありますから、甚だ尊い行爲であるのです。妻子を愛する事は其種族保存の必要から起つて居る所の本能であります。故に之を適宜の量だけ用ふる事は不道德ではありません。乍併、是れは動物や野蠻人にても十分に實行して居るものであつて、孝道は文明人の祖先并に文明人にして始めて行ひ得る所の道德でありますから、人間の行動中殊に尊いものであるのです。それ故に老人を尊ばざる社會には文化の發達なく、遂に其社會は退

化的傾向を取るに至るのであります。社會學者の研究によれば年若き青年や經驗少なき人々によつて指導さるゝ所の野蠻社會は遂に退化的傾向を取るに至るものであるといふのであります。「ブリントン著、社會的諸關係の基礎^{二四}頁(D. G. Brinton, The Basis of Social Relations, p.142)に於て」

下(昭和四年九月二十二日掲載)

千九百十二年の革命後に於ける支那政治界の絶えず混亂状態に在るのは、孔孟の道德教に薰陶されたる老人が悉く排除せられ歐米の新思想に囚はれたる青年が勢力を得たる結果なりと稱せられて居るのは頗る注目すべき事でありまじやう。日本に於ても今後近世の誤れる思想に囚はれたる少壯政治家、少壯實業家の擡頭を見るに至らば益々國政の不統一并に經濟界の不安定を來たすべしとの事は今日既に一部最高識者の憂ふる所であります。されば老人を尊び孝道を重んずる事は單に箇人の問題に止まらず、實に團體の保存、發達上必要なる事が明白と爲つたのであります。

之を以て古來世界の文明國に於ては東西何れを論ぜず、孝道及び祖先崇拜を獎勵したのであります。たとへば支那に於ては舜の至孝は堯帝の感ずるところと爲り遂に帝位を之に讓るに至つたのであります。されば支那歴代の帝王皆孝道及び祖先崇拜を獎勵してすべての禮儀、法制皆孝道と祖先崇拜とを其組織の原理として居つたのであります。孔子は前代に於ける諸聖人の遺業を祖述し更に孝經を

著はして萬世不易の法則を開示せられ唐の玄宗は親ら『孝經』に註して戸毎に其書一部づゝを備へつけしめ、朝鮮に於ても李王家の御祖先夙に孝道を獎勵せられしが特に第四代の世宗大王は東方の堯舜と稱せられし聖主にして殊に孝道を獎勵せられ孝行録を撰ばしめて之を國內に廣布せられたのであります。

我が日本に於ては天祖天照大神其御父伊諾彗尊の御頸珠を御倉板舉之神ミクラタナノカミと稱して之を祀らせられしを始めとして、其孝道に關する御事蹟顯著におはしまし、御歴代の天皇皆其宏謨を守らせ給ひすべて天皇は何れに行幸在らせ給ふも神宮及び賢所の方に御足を向けて寝ませ給ふ事なく、毎年の御政治始めに先づ神宮の御事を聞き召す御規定であります。

明治天皇に在らせられては殊に孝道及び祖先崇拜の道に御篤く在らせられ其御父帝に對し奉りし御孝道の數々は申すに及ばず、すべて神宮御尊敬の如きは最も御心を注がせ給ひ國民に對しても亦大いに孝道の必要を御開示あらせられたのであります。

神風の伊勢の宮居の事を先づ今年も物の始にぞきく

神風の伊勢の宮居を拜みての後にぞきかめ朝まつりごと

年高き老木の松はいにしへのあつとふ道の枝折なりけり

(經驗は知識なりの事實を現はし給へる大御心)

たらちねの親の教へを守る子はまなびの道もまどはざるらむ
わけのぼる道のしをりとなる松は位なくてもうやまはれけり

昭憲皇太后も亦孝道に就き御心を注がせ給ふ事篤く、侍講福羽美靜等に御内旨を降し給うて明治孝節録を御撰述あらせられたのであります。

斯くの如くなるが故に鎌倉幕府の頃に至りても將軍の御書始めには朝廷に倣うて孝經を用ひ且つ年頭氏神に參拜する如き例であつたので此風習は遂に廣く民間に迄普及するに至つたのであります。古代の文明國たるバビロンにても夙に祖先崇拜の風盛んにして、老人尊敬の如きも法律を以て規定されてあつたやうであります。而してギリシアに於てもスパルタには夙に老人尊敬の風あり、アテネにてもソクラテスが其子供に孝道を教訓せし事は有名な話であります。然るにキリスト教の歐洲に傳はるや家族制度に一大變化を來たし、祖先崇拜及び孝道の如きも各人の自由に委せらるゝに至つたのであります。乍併、流石にキリスト教會の德育の結果は今日歐米人の大部分をしてフィリアル・デューティ(Filial Duty)若くはフィリアル・バイエティ(Filial Piety)を合理的行爲と認めさせて居るのであります。然るに此處に注意すべきは夙に先輩の最高識者中には、『彼の祖先崇拜及び孝道の觀念、慣

習及び制度の消極的なる歐洲に於て、階級制度を認めぬ所の急進過激主義、民主主義、社會主義、共產主義、無政府主義等の發生し且つ發達せし事は頗る注目せねばならぬ事である』と申されて居つたのですが、之を裏書する事實もあるのです。

即ち丸山作樂翁が明治二十年の歐米歴遊中イタリア、ローマの公園を散歩の際同一の馬車に追隨する乞食あるを度々見て之を怪み、其理由を同國人に質せしに馬車中の人は子供にして乞食は其父なりとの事を聞き歸朝の後『若し今後西洋の文明東洋に入り來らば忠孝節義の道(即ち自分より上の人に奉仕する道)弛廢して我が萬世一系の國體の基礎を危くする事もやあらむ』との事を後進のものどもに教訓されし事がありましたと云ふ事を、私は私の先輩井上頼國先生から傳聞して居りました。然るに今日の我が國狀はいかゞでありまじやうか。此處に我が國民たるもの上下共に大いに反省して速かに合理的なる孝道の思想を全國的に注入せねばならぬ秋かと存じます。

我が皇室の御祖先天照大神を中心とする道德系統は勿論、孔子、釋迦、キリスト、ソクラテス等世界諸聖人の道德系統に一貫するところの思想及び道德の原理は君主は勿論、神、聖人、祖先、父、母、精神的及び物質的生活の恩人の大恩に對して之に酬いつゝ、一方には我より下のものを愛護するによりて自己の眞の安心、幸福を實現し得らるゝものとなつて居るのであります。而して感情若くは利害を異

にするものに對して如何なる事あるもすべて自己の徳の足らざる事を反省し眞に慈悲寛大の精神を以て之に接觸すべしとの事であります。是れが即ち眞の最高道徳であり、眞の孝道であると云ふのであります。されば如何に廣大なる學問、知識、權力、財産を有して大事業を爲す人にも其仲間若くは他の黨派と相争ひ國の親に對し若くは家の親に對して其安心をして戴く事ができなかつたならば、孝道を盡せるものとは云ひ得ないのであります。毎年開會せらるゝ所の我が帝國議會の開院式に於ける陛下の御敕語には必ず和衷協同せよとの意味の御詞があるのでござります。是れ臣民として、家の子供としても我々の正に服膺し奉るべき御詞であると存じます。(昭和四年九月十六日)

昭和四年八月十三日印刷
昭和四年八月十七日再發行
昭和四年十月五日再發行
昭和四年十月八日再發行
昭和十三年二月二十日訂正第三版發行
昭和十三年二月二十日訂正第三版發行

(第一版は謄寫版にて今回の第二版を始めて活版に致候也)

著者兼
發行者

廣池千英

東京市澁橋區諏訪町二二〇番地

印刷者

高橋赤次郎

東京市京橋區湊町三丁目八番地

發行所

道徳科學研究所

千葉縣東葛飾郡小金町

電話 小金七番

不許
複製

印刷所

高橋印刷所

東京市京橋區湊町三丁目八番地